

地方自治体における消費者行政に関する条例の制定状況と その背景の分析

ポリシー・ディスカッション・ペーパー
POLICY DISCUSSION PAPER

土方 健太郎、糸田 厚史

2022年4月

消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター
International Consumer Policy Research Center (ICPRC)
Consumer Affairs Agency
Tokushima, Japan

本ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターの研究者等により行われた研究の成果を取りまとめたものです。学界、研究機関等の関係する方々から幅広くコメントを頂き、消費者行政における政策立案の基礎資料として役立てることを意図して発表しております。なお、全て研究者個人の責任で執筆されており、消費者庁の見解を示すものではありません。

地方自治体における消費者行政に関する条例の制定状況と その背景の分析

土方健太郎¹⁾ 糸田厚史¹⁾

¹⁾ 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター特任研究員

要旨

消費者行政に関する条例の制定状況やその内容について、全国の自治体を網羅的に対象とした調査や研究は、長らくされてこなかった。本研究では、消費者行政に関する条例について、条例検索サイトを用いて調査し、カテゴリー毎に分類し、数、内容及び制定時期等を整理した上で、資料として一覧性のある形で示すことを主目的としている。

条例の検索は、原田隆史同志社大学教授を中心とした条例 Web 作成プロジェクトが構築・運営し、全国の自治体の条例等を網羅的に収録している「条例 Web アーカイブデータベース」を活用した。同データベースにある条例のうち、消費者行政に関するもののみを抜き出すため、各種検索条件及び抽出条件を定め精査を行った結果、915 件の条例を今回の分析対象として特定した。この 915 件の条例の規定している内容を確認し分類すると共に、制定年の集計を行い精査・分析したところ、以下①～⑥が分かった。

①この 915 件のうち、消費者基本法や消費者安全法に相当するような、消費者行政について広く定めた条例（消費生活条例）が 137 件、単独で消費生活センターの設置運営等に関して定めた条例が 719 件あった。そのほか、審議会等個別の施策にかかる条例が 18 件、消費者行政に係る基金について定めた条例が 22 件、住民のくらし安全等に関する条例が 19 件あった。

②消費生活条例 137 件の内訳は、47 都道府県全て（徳島県は 2 条例を制定）、各市区町村は 89 自治体が制定した条例であった。

③ほとんどの消費生活条例は、消費者基本法の内容に相当する基本理念、自治体・事業者・消費者の責務等を始めとした、いくつかの共通した内容を規定している。

④消費生活センターの設置・運営等を定めた条例は、単独で消費生活センターについて定めた 719 件のほか、消費生活条例に包含されているものが 45 件あった。いずれも、国の示したモデル条例案に沿っており、その内容はほぼ同じである。

⑤消費生活条例の制定時期をみると、昭和 49～51 年、昭和 55 年、平成 17～18 年、平成 21 年、平成 28 年の各時期で、他の年に比べ集中して制定されていた。それぞれの時期に新たに制定された条例をみると、当初は消費生活条例が多かったが、消費者庁が設置され、消費者行政活性化基金が設置された平成 21 年は基金に関する条例が過半を占め、消費者安全法改正（平成 26 年）で消費生活センターの組織運営を条例で定めるよう義務化された後の平成 28 年においては、消費生活センターに関する条例がほとんどを占めた。

⑥政府から働きかけを行ったり、法令上条例の制定が義務化された内容については、翌年までには多くの自治体で条例が制定されていることが分かった。

目次

1. 研究の背景と目的	3
2. 対象条例の選定について	3
2-1. 使用するデータについて	3
2-2. 本研究で対象とする条例の条件	3
2-3. データベースにおける検索・抽出方法	5
2-4. 抽出した条例の精査	5
3. 実施した分析とその結果について	6
3-1. 消費者行政関係条例の把握と分類	6
3-2. 社会的な事件・事故等と条例制定との関連性等の分析	19
4. 結果の総括	21
5. 今後の検討課題	22
6. 最後に	23
7. 参考文献	24
巻末資料	25
一覧1 消費生活条例	25
一覧2 消費生活センター条例等	28
一覧3 消費者行政個別条例	44
一覧4 基金条例	45
一覧5 住民のくらし安全等に関する条例	46
資料1 消費生活条例の各規定の有無	47
資料2 「3-1.消費者行政関係条例の把握と分類」の条例及び関係法律の規定	51
資料3 平成27年3月27日付事務連絡	75
資料4 3-2の分析で集計した前身条例一覧(計43件)	79
資料5 年表	81
参考1 除外キーワード精査	83
参考2 食品安全関係条例	85
参考3 エシカル消費関係条例	88
参考4 情報公開条例	91
参考5 その他関係条例	97
参考6 消費者行政と関係しない条例	98

1. 研究の背景と目的

消費者行政に関する条例の制定状況については、消費者庁の「地方消費者行政の現況調査」¹で毎年調査しているほか、「政令指定都市における消費者行政の実態と課題」²（生活経済学研究 No.31 色川卓男）「全国主要都市における消費者行政の実態と課題」³（生活経済学研究 vol.35 色川卓男）等において触れられているが、全ての自治体の条例を網羅的に対象とした調査や研究は、昭和 55 年に『消費生活関係条例』（正田彬・鈴木深雪共著）で論じられて以降、40 年以上の間見られない。同書の刊行された当時の昭和 54 年3月末には、38 都道府県及び5政令指定都市で消費者行政に関する条例が制定されたとあるが、令和4年3月末現在では全都道府県に条例が制定されており、各自治体で条例の改廃もあるなか、全国の条例を質量共に捉えなおすことには意義があると考えらる。

憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき、法律でこれを定める。」と規定している。この「地方自治の本旨」とは、地域に関する総合的な政治・行政を、その住民の意思に基づき自律的に行うという「住民自治」、国とは別個の独立の団体が、その団体自身の手により、自主的自立的に行うという「団体自治」をその内容とする。条例は憲法に基づき、自治体の議会が議決を経て制定する自治立法であるが、議会は住民の代表で構成されることから、条例は、住民全体の約束事といえることができる（木佐・田中，2012，p.15,53）。条例の制定は、制定当時に各自治体でどのような議論が活発に行われたかを示すものであると言える。

本研究は、消費者行政に関する条例の制定状況について整理し、資料として一覧性のある形で示すこと、条例の制定と社会的な状況との関連について探ることを主目的としている⁴。

2. 対象条例の選定について

2-1. 使用するデータについて

研究実施にあたり利用するデータは、「条例 Web アーカイブデータベース」⁵（以下、「データベース」という。）に登録されている条例データである。データベースは、原田隆史同志社大学教授を中心とした条例 Web 作成プロジェクトが構築・運営しており、全国の自治体の条例等を網羅的に収録している。ほとんどの自治体は条例をウェブサイトに掲載しており、それら自治体に対しては、毎年自動的にアクセスしデータベースを更新しているが、約 60 の自治体はオンライン上で条例を公表していないため、科学研究費補助金や学内研究費等の助成を受けた年度については、紙媒体で提供を受け更新する等の措置を行っているとのことである。本研究においては、データベースに登録されている条例のうち、消費者行政に関するもののみを対象とし、抽出を行うこととした。

2-2. 本研究で対象とする条例の条件

本研究で対象とする消費者行政に関する条例は、以下1～3の条件を全て満たすものとした。

条件 1. 「消費」の文言を含むこと。

条件 2. 条例の前文もしくは目的が消費者行政等の推進（消費者被害の防止・周知啓発、消費者市民社会の実現、消費生活センターの設置等）に関係するものであること⁶。

¹ https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/status_investigation/

² https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/31/0/31_KJ00006325544/_pdf/-char/ja

³ https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/35/0/35_KJ00008019944/_pdf/-char/ja

⁴ 条例名の一覧や参考資料は本稿末にまとめた。

⁵ <https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>

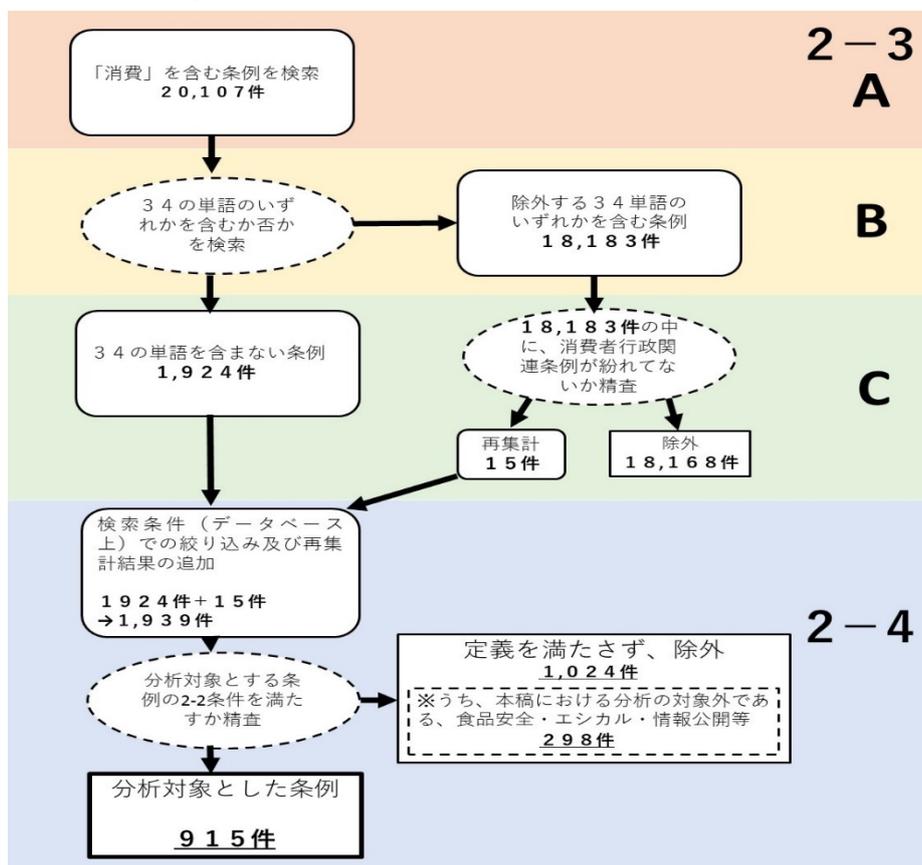
⁶ 前文もしくは目的は消費者行政等の推進と直接的に関係しないものの、各条項において消費者行政に関する内容が定められている条例も、広い意味では消費者行政に係る条例と言えるが、本件の調査手法によって網羅的に結果を得ることができないため、本研究では対象とはしていない。この理由により本研究の対象から外れている条例として、例えば、食品安全・食品衛生

条件3. 行政組織や給与等、行政の内部手続に関する条例ではないこと⁷。ただし、条例名や目的を定める規程に消費生活センター、消費生活相談員、消費者行政を扱う審議会等が定められている場合にはこの限りではない。

条件1について、消費者行政は極めて広い分野を扱うことから、まず、「消費」の単語を条例中に含むか否か⁸を、調査対象とする一つ目の条件とした。これはデータベースの検索機能を用いて機械的に抽出可能である(後述2-3(A))。

条件2及び条件3について、消費者行政と関連のない、若しくは極めて関係の薄い文脈で「消費」が用いられている条例について、データベースの検索機能を用いて機械的に除外することを試みた(後述2-3(B))。この機械的に除外された条例には、消費者行政に関する条例が紛れている可能性があるため、データベースの検索条件を工夫し、再抽出した条例について目視により精査することで、消費者行政に関する条例を再集計した(後述2-3(C))。これらの抽出作業により得られた条例について、目視にて内容を精査することで、条件に該当する条例を選定した(後述2-4)。

手順の概要を図表1にまとめる。



図表1 本研究の対象とする条例の抽出・精査

等を目的とする条例やエシカル消費に関する条例などがある。これらは必ずしも「消費」を含むものではないことから、本研究の調査手法では網羅性を欠くため、対象外とした。また、情報公開条例・個人情報保護条例についても、「消費」を含む条例が存在するが、消費者行政の観点で規定される内容は少ないことから、対象外とした。

⁷行政内部の部課室や給与等を定める条例については、行政組織全体について条例に定めを置くかという自治体の運用の問題であり、消費者行政や消費者政策への関係が薄いため、分析の対象から除いた。

⁸「消費者」としなかったのは、「消費生活」が検索から漏れてしまうためである。

2-3. データベースにおける検索・抽出方法

データベースにおいて、「消費」で検索(A)を行うと、20,107件の条例が該当する。この中には、例えば「消費税」という単語が含まれることで、地方消費税、使用料の徴収、公共サービス等を定めた条例等、消費者行政とは関連の薄い条例も含まれてしまう。そこで、今回の分析の対象外となる条例を除外するため、事前に20,107件のうち数百の条例からサンプリングを行い、消費者行政と関連のない、若しくは極めて薄い文脈で「消費」が用いられている条例に共通して含まれる34単語を選定した(図表2。選定理由については参考1参照)。

消費税 火薬 消費電力 駐車場 下水道 エネルギー消費 地域振興券 消費拡大 地産地消 ポイ捨て ケーブルテレビ 浴場 旅館 河川 石油ガス 地域経済活性化 日本酒 空き缶 ガス供給 地場産品 地場産業 たばこ 観光物産 交通事故 特産品 企業振興 貯蔵施設 商工業振興 手数料条例 道の駅 農村振興 汚水 環境基本条例 学校教員

図表2 消費者行政と関係のない条例に含まれる34単語

この他にも消費者行政とは無関係の文脈で「消費」が使用されている例は多く存在しており⁹、条例が消費者行政に関係する内容か否かは、その内容をみて判断する必要がある。(A)の結果から34単語のいずれか一つでも含まれる条例は除外する条件¹⁰で検索(B)を行った結果、1,924件の条例が該当した。

(A)から(B)に範囲を絞る過程で除外された18,183件の中に、消費者行政関連条例が紛れている可能性は否定できない。そこで、2-2の定義に照らして再集計(C)を行ったところ¹¹、15件の条例を得た。(B)によって得られた条例に(C)を加えた1,939件の条例を、「消費」のキーワードを含み、消費者行政と関係の薄い条例を除いたものとして抽出した。

2-4. 抽出した条例の精査

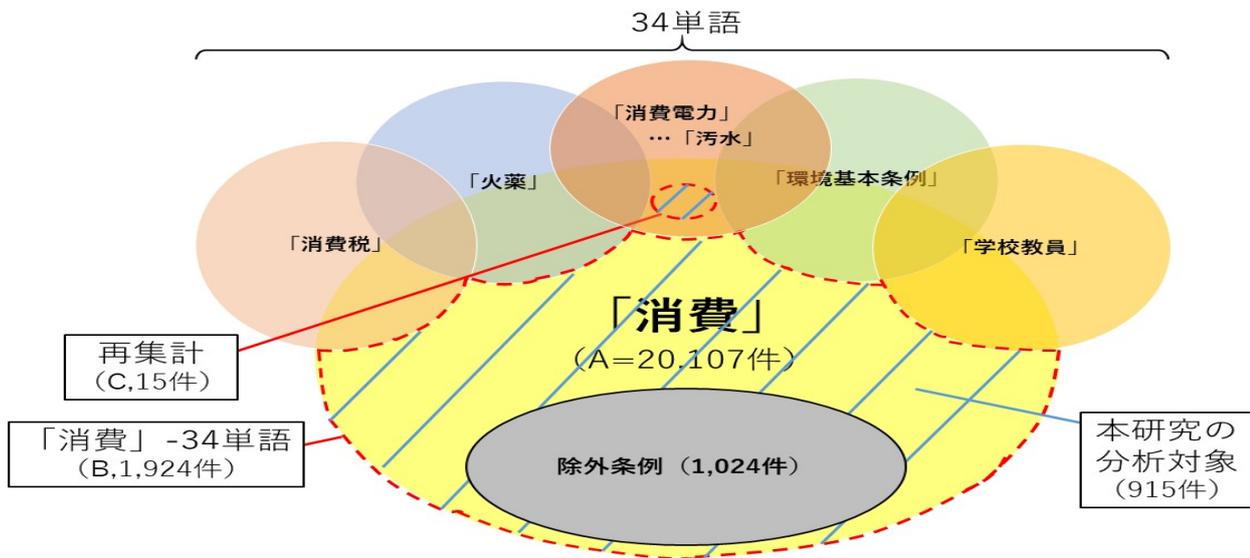
2-3で行った抽出は、34単語のいずれかを含む条例を除外してはいるものの、検索条件のみでは絞り切ることができなかつたため、条例の内容を一つ一つ検討し、2-2の定義に該当する条例を精査した。その結果、1,939件のうち1,024件の条例を消費者行政関係でない条例として除外し、915件を分析の対象とした(図表3)。除外した条例の一覧については、参考2~6¹²としてまとめた。

⁹ 精査の過程では、例えば、「消費電力」ではなく『電力』を『消費』、『消費』する『電力』といったような複数のパターンや、「消費譲与税」といったサンプリングでは見つからなかった単語等があった。

¹⁰ データベースにおいて、それぞれの単語の頭に「-」を付記し検索ボックスに入力することで、「消費」かつ34単語のいずれかを含む条例を除外した結果を得ることができる。

¹¹ 約18,000件の条例全てを確認することは困難であったため、34単語のそれぞれ1つと「消費」を含み、それ以外の33単語のいずれかの単語を含まない条例の件数を、全34単語について検索した。その結果、「消費税」(6,132件)を除く33単語で計1,314件の条例を得たため、その中に再集計すべき条例がないか全数調査を行ったところ、『駐車場』で「生活科学センター」「市民総合センター」、『交通安全』で「安全・安心」「安全で安心」「くらしの安全」「生活安全」「県民生活」「安全安心」、『手数料条例』で「計量」の、消費者行政に関係するキーワードを得ることができた。(A)から(B)に範囲を絞る過程で除外された18,183件のうち、それぞれのキーワード持つ条例を精査し、2-2の条件を満たした条例を再集計の対象とした。

¹² あくまで「消費」を含む条例に限るが、脚注6(p.3-4)で言及した広い意味での消費者行政に関する条例(食品関係、エシカル消費関係、情報公開・個人情報、その他)と、消費者行政と関係しない条例にそれぞれ分けて一覧化した。



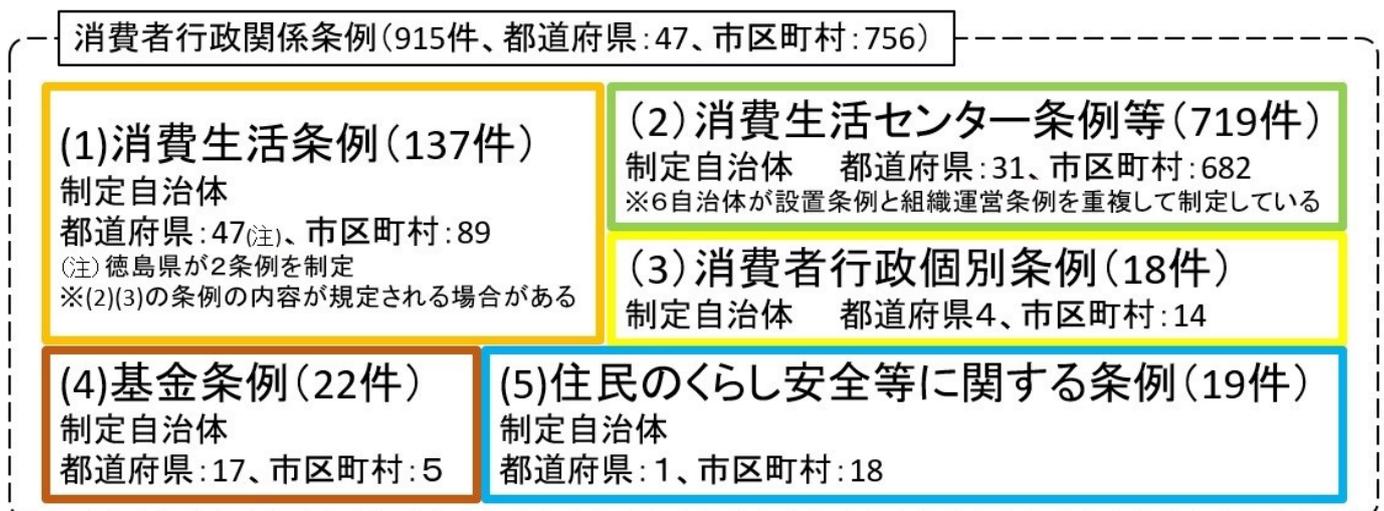
図表3 消費者行政関係条例の抽出・精査

3. 実施した分析とその結果について

2-4の分析対象とした条例915件について、以下のとおり分類を行った。

3-1. 消費者行政関係条例の把握と分類

消費者行政関係条例は915件あるが、それらを制定している自治体は、47都道府県、756市区町村¹³であった。これらの条例を(1)消費生活条例、(2)消費生活センター条例等、(3)消費者行政個別条例、(4)基金条例、(5)住民のくらし安全等に関する条例の5つに分類し、それぞれが制定されている自治体数をまとめた(図表4)。また、具体的な条例は、巻末の一覧1～5にまとめた。(1)消費生活条例については、規定している具体的な内容の有無をそれぞれ精査し、資料1にまとめた。また、調査の過程で見つかった特徴的な規定等についても記載している。



図表4 消費者行政関係条例の分類と制定自治体数

¹³ 一つの自治体が、複数の消費者行政関係条例を制定している場合があり、都道府県・市区町村数の合計は915とまらない。

(1)消費生活条例(137件、47都道府県、89市区町村)

(i)条例の概要

本研究では、目的において消費生活の安定及び向上を図ること、基本理念において消費者の権利の尊重・実現、続いて自治体・事業者・消費者等の責務等が規定され、その後、消費生活の安定及び向上に資する消費者行政の内容(体制整備や規制、給付行政等)が列挙されるという構成をとる条例を、消費生活条例¹⁴と分類した。

消費生活条例は、昭和49年春以来、全国の各地方公共団体で活発に制定が行われ¹⁵、消費者基本法の前身である消費者保護基本法(昭和43年、以下「旧基本法」という。)の規定に準じて、地方公共団体の行いうる消費者保護に関する各種施策を総合的・積極的に打ち出しているところに特徴があるとされる¹⁶。消費生活条例が制定され始めた当時は、まだ消費者庁はおろか製造物責任法、消費者契約法、消費者安全法といった分野横断的な国の法制が存在しておらず、第1次オイルショックが起き、消費者問題への国民的関心が高まるなか、条例は各自治体の工夫した対応の表れと評価できる。

消費生活条例は、歴史的には国の規制の不十分性を補完するために各地方公共団体が制定しており、若干の視点の差異により必ずしも同一にはならない¹⁷が、多くの共通する内容を持つ。なかでも、条例の実効性確保に向けた措置としては、ほとんどの条例は罰則を伴う強制的な制度を設けておらず、自治体の長による勧告およびそれに従わない場合の公表措置にとどまるという特徴がある。これは、条例が消費者の権利擁護に向けた訓示規定的な性格を持つこともあるが、国の法律によって規制することが予定されている事項について、条例が一定のルールを設定することで発生する「上乗せ条例」の問題を回避するねらいがあったと考えられる(正田, 1989, p.179)¹⁸。条例においては規制のほか、「上乗せ条例」問題の生じにくい、消費者への情報提供、消費者教育の推進や、訴訟の援助といった、消費者の権利実現を支援する内容も盛り込まれている。

以下、消費生活条例に規定される各内容を挙げ、その内容を定めている自治体数を示した。なお、徳島県のみ、「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」の2条例を制定しているため、いずれかの条例に規定がある場合は1とし、いずれの条例にも規定がある場合は、*を付した。各規定については相互の関係や条例内での位置づけを整理し、条例の目的や消費者の権利、自治体・事業者・消費者等の責務等に関わる内容、消費者行政の体制や方針に関わる内容、事業者への規制に関わる内容、条例の実効性確保に関わる内容、消費者の権利実現に向けた支援に関わる内容の順番に記述し、末尾には各論的にその他規定をまとめた。それぞれの規定を持つ条例の代表的な例と、内容的に相当する法律の条文については、資料2にまとめた¹⁹。

¹⁴ 分類において「消費生活条例」の名称を用いたのは、多くの条例において、自治体名を冠してこの名称を用いた条例が多いためである。ほかには、「消費生活を守り高める条例」「消費生活安定条例」「消費生活の安定及び向上に関する条例」「くらしをまもる条例」「消費生活を守る条例」といった名称がある。消費生活条例は、かつてはその多くが「消費者保護条例」という名称であったが、主には平成16年の消費者基本法制定後、条例改正の過程で名称を変更している。都道府県レベルで「消費者保護条例」の名称を維持しているのは大阪府のみであるが、これには、消費者「保護」の考え方を継承すべきという自治体としての姿勢が表れていると考えられる。(大阪府消費者保護審議会(平成17年1月25日)、答申「大阪府消費生活保護条例の改正にあたり、盛り込むべき基本的事項について」、p14)

¹⁵ 消費者問題を内容とする独立の条例は、昭和48年に制定された「東久留米市消費生活保護条例」が最初であるが、規制行政についての規定はなく、理念の宣言や消費者意見の反映のための方策を示す内容が規定されている。昭和49年には「神戸市民のくらしをまもる条例」が制定され、条例中の事業者の行為規制や消費者訴訟援助制度の規定は、その後の都道府県・政令指定都市の条例制定に影響を与えた。(正田・鈴木(1980), p.56-60)

¹⁶ 松浦伸吾(1977)「消費者保護条例」(北川善太郎・及川昭伍編『消費者保護法の基礎』,青林書院新社, p.90)

¹⁷ 消費生活条例においては、規定される内容の順番には規則性が見られず、同趣旨の内容であっても、規定される文言や列挙される類型が異なる場合が多い。

¹⁸ なお、上乗せ条例に関する論考は、北川・及川(1977), p.95に詳述されている。

¹⁹ ほか、分析の対象とした個々の消費生活条例は、全て別冊資料集にまとめた(地方別)。

(ii)消費生活条例の規定一条例の目的や消費者の権利、自治体・事業者・消費者等の責務等に関わる内容

①消費生活の安定・向上の確保等の目的(該当自治体:47都道府県*、89市区町村)

消費者と事業者との間の格差を前提に、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進により消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする旨を規定している。消費者基本法第1条、旧基本法第1条の規定に相当する。

②基本理念、消費者の権利(該当条例:47都道府県*、66市区町村)

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進において、消費者の権利を尊重すべきものとして規定している。消費者基本法第2条1項の規定に相当する内容であり、権利の内容は概ね6～8つ列挙されるが、規定される権利の具体的な記載は条例毎にばらつきがあり、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」においては列挙されていない。

また、消費者基本法において規定される高度情報通信社会の進展への対応(第20条)、国際的な連携への確保(第21条)、環境の保全への配慮(第22条)²⁰についても、基本理念において規定されることもある。

③自治体の責務(該当自治体:47都道府県*、88市区町村)

条例を制定した自治体の責務について規定している。県の条例においては、県にとどまらず市町村の責務について規定している自治体もある。消費者基本法第3条、第4条、旧基本法第2条、第3条における国や地方公共団体の責務の規定に相当する。

行政組織の整備及び行政運営の改善については消費者基本法第24条、旧基本法第16条においても規定があるが、それらの規定をそのまま制定している条例は「長崎市消費生活条例」のみである。

④事業者の責務等(該当自治体:47都道府県*、84市区町村)

事業者の責務や事業者団体の努める内容を規定しており、消費者基本法第5条、第6条、旧基本法第4条に相当する。

⑤消費者の役割等(該当自治体:46都道府県²¹*、80市区町村)

消費者の努力義務や消費者団体の努める内容を規定しており、消費者基本法第7条、第8条、旧基本法第5条に相当する。消費者基本法の制定においては、第7条の条文見出しをどうするか、具体的には消費者の「責務」とするか「役割」とするかで調整が難航し、最終的には第5条以下を「事業者の責務等」という共通見出しとした経緯があるとされる²²。一方、消費生活条例においては、旧基本法の規定に準じて制定され始めたという経緯があり、条文見出しとして「消費者(等)の役割」「消費者団体の役割」を採用している自治体は40都道府県、60市区町村と多く、少なくとも条例上は、多くの地方自治体は消費者の権利論を意識した規定を持つと言える。

²⁰別途条文として規定される場合(鳥取県消費生活の安定及び向上に関する条例等)や、自治体・事業者の責務、消費者の役割の条文に規定される場合(長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例等)も一部にはある。

²¹熊本県が事業者の責務と合わせた共通見出しとしている。また、都道府県において規定がないのは「東京都消費生活条例」のみである。理由として、東京都条例においては、消費者には法的な権利があり、法的な権利である限りは、企業や行政の利益との調和や調整を図るということはあるべきという考え方がとられていることにあるとされる。(根岸哲(1983)「全国初の「消費者保護条例」」(正田彬責任編集『事例・地方自治』第十二巻、ほるぷ出版、p.109)

²² 田口義明(2016)「かくして「消費者の権利」法定へ—消費者基本法制定への道程」(新堂幸司編集代表『日本法の舞台裏』商事法務、p.113-117)

(iii)消費生活条例の規定—消費者行政の体制や方針に関わる内容

⑥基本計画の策定(該当自治体:27都道府県、19市区町村)

消費者基本計画の策定について規定しており、消費者基本法第9条に相当する。各自治体の消費者基本計画は、指針といった名前で規定されている場合もある²³。

なお、消費者関係の基本計画の策定について条例に規定していない自治体を調べたところ、別途、条例内で規定されている県の一般的な責務(③)や消費者基本法に基づいて基本計画を作成している場合²⁴もあり、条例に規定が存在しないことが、必ずしも計画の不策定につながるものではないことが分かった。

⑦財政上の措置(該当自治体:2都道府県、0市区町村)

条例に規定する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める旨を規定しており、消費者基本法第10条、旧基本法第6条、消費者安全法第46条に相当する。「北海道消費生活条例」「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」のみ規定が存在する²⁵。

⑧年次報告等(該当自治体:5都道府県、1市区町村)

消費者政策の実施について、年次で対外的に公表する旨を規定している。「北海道消費生活条例」のみ、議会への年次報告の規定があり、消費者基本法第10条の2に相当する。

⑨消費者による自治体の長への措置要求等の申出(該当自治体:44都道府県、28市区町村)

条例に定める消費者の権利が侵害されている・もしくはそのおそれがある場合、消費者が自治体の長に申出を行い、措置要求を行うことができる旨を規定している。相当する法律としては、消費者安全法における事故等原因調査の申出(第28条)が挙げられるが、申出をした者への不利益取扱いの禁止(第37条)に対応する内容の規定は見られない。

⑩国等への措置要請(該当自治体:40都道府県、53市区町村)

条例の目的を達成するため、国、関係地方公共団体、県外事業者等に対して措置を要請する旨を規定している。消費者安全法には都道府県知事による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更提案(第7条)、国・他の地方公共団体への情報提供要求(第11条の2)、都道府県知事による要請(第44条)について規定しているが、消費生活条例の国等への措置要請はその適用範囲がより広いものと考えられる²⁶。

⑪消費者安全確保地域協議会の設置(該当自治体:0都道府県、3市区町村)

市町村単位で3つの条例²⁷のみ、見守りネットワークについて条例で規定している。

²³「神奈川県消費生活条例」、「岐阜県消費生活条例」等

²⁴「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」(愛知県)、「長野県消費生活条例」等

²⁵ 後述(5)住民の暮らし安全等に関する条例においては、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」、「奈義町安全安心まちづくり条例」に相当する規定が存在する。

²⁶ 条例との明示的な関連は示されていないが、徳島県は国に対し、消費者行政を始めとした政策提言を積極的に行っている。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/kenseisogo/seisakuteigen>

²⁷ 「鎌倉市市民の暮らしをまもる条例」「野洲市暮らし支えあい条例」「箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会設置条例」。なお、箕輪町条例は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項の規定」に基づくとされ、消費者安全法への言及はない。

(iv)消費生活条例の規定—事業者への規制に関わる内容

⑫危害の防止、規格等の適正化等(該当自治体:47都道府県、53市区町村)

安全の確保、消費者契約の適正化等、計量の適正化、規格の適正化、広告その他の表示の適正化等を規定しており、消費者基本法第11～15条、旧基本法第7～10条に相当する²⁸。事業者による自主基準の設定が促されており、自主基準は自治体の長に届出され、自治体の長は必要な指導又は助言を行うこととされる。

安全の確保については、消費生活条例においては、旧基本法第7条の「危害の防止」の見出しが多く、安全基準の策定のほか、安全性の試験(⑳)や必要な調査の実施(㉑)、事業者への勧告(㉒)、緊急危害防止措置として事業者の氏名又は名称、住所その他必要な情報の公表等(㉓)を規定している。

消費者契約の適正化等、計量の適正化、規格の適正化、広告その他の表示の適正化等については、各自治体によって規定する内容やその順番が異なる。特に、計量検査に関しては、別途に条例を定めている自治体も見られる²⁹ほか、消費者の面前での計量といった、かなり具体的な内容を規定している条例³⁰もある。消費者庁は計量法(平成4年法律第51号)を所管していないが、消費生活条例の制定状況から、地方自治体においては計量が消費者行政として意識されていることが伺える。

また、表示の適正化の一部である単位価格表示(ユニットプライシング)への対応として、「世田谷区消費生活条例」においてのみ、セット商品の事業者の消費者への供給について詳細に定めている。

⑬事業者の商品・役務にかかる自治体独自の規格・表示の基準設定(該当自治体:41都道府県、16市区町村)

危害の防止、規格等の適正化等(⑫)の内容について、自治体が独自に基準を設定できる旨を規定している。基準の設定に際しては審議会に諮ることとされ、設定された基準は事業者に対する拘束力を持つ。事業者が基準を順守しない場合は指導・勧告(㉒)を行うことができ、従わない場合は事業者名等が公表される(㉓)。

⑭不当な取引行為の禁止(該当自治体:47都道府県、56市区町村)

消費者・事業者間の取引について4～7程度の類型を示し、それらのいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則に定め³¹、事業者は、それらの不当な取引行為を行ってはならない旨を規定している。消費者を困惑させる行為等、消費者契約法第4条で列举する類型にも相当する規定が見られる一方、与信契約等といった消費者契約法にない内容も多く見られる。実効性の担保のため、事業者への指導・勧告(㉒)や、事業者名等の公表(㉓)を続いて規定している場合もある。

⑮訪問販売の制限等(該当自治体:0都道府県、7市区町村)

事業者が訪問販売を行う際には、消費者の意思を確認し、拒否する者に勧誘してはならない旨、いわゆる Do-Not-Call 制度³²を規定している。また、「松本市消費者保護条例」は、訪問販売等による消費者の被害を未然に防止するため、関係者で訪問販売等被害防止緊急連絡網を設置できる旨を規定しており、見守りネットワークにも資する取組であると言える。

²⁸ 危害の防止、規格等の適正化等に続いて、公正自由な競争の促進等(消費者基本法第16条、旧基本法第11条)も規定されるが、この内容を条文として定めた消費生活条例は存在しない。

²⁹ 東京都計量受託検査条例、日立市計量検査所条例

³⁰ 三重県消費生活条例

³¹ 「不当な取引行為の指定」と規定される場合もある(「青森県消費生活条例」等)。

³² Do-Not-Call 制度については、国際的な概観も含め、国民生活ウェブ版2015年6月号以降の連載に詳述されている。なお、本研究は条例のみを対象としているが、2016年7月号においては条例の施行規則まで踏み込んだ内容の検討が行われ、不当な取引行為の禁止(⑭)と訪問販売規制の関係や、訪問販売お断りステッカー等の取組について説明されている。

⑩生活関連物資供給等(該当自治体:46 都道府県³³、49 市区町村)

消費生活との関連性の高い生活関連物資・役務³⁴の需給・価格の動向について情報収集を行い、消費者への情報提供を行う旨を規定している³⁵。「3-2.社会的な事件・事故等と条例制定との関連性等の分析」で後述のとおり、消費生活条例は、第1次オイルショックを契機に制定が進んだ面があり、生活関連物資の需給に踏み込んだこの規定は、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年)、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年、以下、「買占め・売惜しみ防止法」という。)と同じく、当時の混乱への対応として設けられたものと考えられる。対事業者の観点では、以下の2つのほか、資料・物品提出要求、立入調査等(⑨)を規定しており、内容は買占め・売惜しみ防止法に相当する³⁶。

⑩-1生活関連物資供給等の協力要請(該当自治体:33 都道府県、44 市区町村)

物資又は役務の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に必要な措置をとるよう協力を求めることができる旨を規定している。

⑩-2買占め・売惜しみ事業者への売渡し勧告等(該当自治体:43 都道府県、29 市区町村)

需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる生活関連物資を指定したうえで、指定生活関連物資の販売を行う関係事業者が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、指定生活関連物資を売渡しよう勧告することができる旨を規定している。売渡しにとどまらず、著しく不当な価格で販売している関係事業者に対し、価格の引下げの勧告が規定される条例³⁷もある。これらの勧告に従わない場合は、事業者の氏名等が公表される(⑳)。

買占め・売惜しみ防止法においても、物資の指定(第2条)、指定物資への調査(第3条)、売渡しに関する指示及び命令(第4条)が規定されるが、消費生活条例においては、売渡しは勧告にとどまる。

(v)消費生活条例の規定一条例の実効性確保に関わる内容

⑪事業者への必要な措置の指導・勧告等(該当自治体:47 都道府県、71 市区町村)

自治体の長が事業者に対し、条例で定められた必要な措置を講ずるよう勧告できる旨を規定している。具体的には、危害商品等の供給の中止・回収その他必要な措置(⑱)、自治体独自の基準の遵守(⑬)、不当な取引方法(⑭)の改善、生活関連物資の円滑な流通・価格の是正措置(⑩)等についての勧告を規定している。勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる(⑳)。消費者安全法にもいわゆる「すき間事案」において、事業者に対する勧告及び命令(第40条)が規定されているが、事業者が勧告に従わない場合に措置命令ができる³⁸。

⑱事業者による製造・販売の禁止、中止・回収義務(該当自治体:35 都道府県、45 市区町村)

事業者の危険商品等の供給禁止を一般的に定める条例や、緊急危害防止措置として商品名等が公表された

³³ 都道府県において規定がないのは、愛知県「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」のみである。

³⁴ 名古屋市消費生活条例においては、「生鮮食料品」のみに限定され、他の類似規定も見られない。

³⁵ 唯一、「釧路市消費生活条例」において、必要以上の買いだめ等をしてはならない等、消費者の行為について規定される。

³⁶ なお、同第7条の価格調査官に相当する規定は、「岐阜県消費生活条例」「旭川市民の消費生活を守り高める条例」「夕張市消費生活安定条例」に見られるのみである。

³⁷ 「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」、「福岡県消費生活条例」等

³⁸ 危害の防止措置として、商品又は役務の供給の中止、商品の回収その他必要な措置を命ずる旨を条例で定めているのは兵庫県のみにあり、他の条例は勧告にとどまる。

場合(⑳)、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置の義務が生じる旨を規定している。消費者安全法においては、譲渡の禁止又は制限(第41条)、回収等の命令(第42条)が相当する。

⑱事業者への資料・物品提出要求、立入調査等(該当自治体:47都道府県、68市区町村)

条例の施行に必要な限度において、事業者に対する資料や物品の提出、立入調査等を行う旨を規定している。危害の防止や不当な取引方法の禁止等、それぞれの条項に個別に立入調査等を規定する条例³⁹や、具体的な条項を指定し、その施行に必要な限度において行う旨を規定する条例⁴⁰もある。立入調査等の際の身分証明書の提示や、権限が犯罪捜査のために認められたものではない旨も規定しており、消費者安全法第45条に相当する。

⑳事業者の氏名・住所、商品・役務名等の公表(該当自治体:47都道府県、65市区町村)

商品・役務による消費者の生命身体、財産等への危害を防止するため緊急の必要があり、事業者が勧告(⑰)に従わない場合、若しくは資料提出・立入調査等(⑱)の拒否や虚偽報告を行った場合等において、事業者の氏名・名称、住所・所在地その他を公表する旨を規定している。公表に際しては、事業者による意見陳述の機会が与えられる。

㉑罰則(該当自治体:3都道府県、0市区町村)

「北海道消費生活条例」(消費生活相談の秘密保持義務違反)、「東京都消費生活条例」(⑳の契約締結禁止違反)「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」(⑱における答弁拒否、虚偽答弁等)のみ、罰則を規定している。

事業者への罰則を設けることは可能ではあるが(地方自治法第14条)、罰則を規定することでかえって条例の適用が慎重になり、運用が困難になるというおそれがあるため、罰則よりは公表措置(㉑)による社会的制裁の方が効果的だという観点があり⁴¹、これが罰則を定める条例の少なさにつながったと考えられる。一方、東京都消費生活条例は平成18年改正で罰則が新設されたが、これには行政指導としての「勧告」と、勧告に反した場合の「公表」では、悪質な不適正取引を繰り返す事業者に対する効果に限界があったことが背景にあった⁴²。

㉒消費者と事業者の協働(該当自治体:5都道府県、23市区町村)

事業者等と消費者等の相互の協力・理解⁴³や、自治体による消費者と事業者が協定を締結する際の指導、消費者志向経営⁴⁴の促進を規定している。

㉓消費者支援協定の締結(該当自治体:1都道府県、12市区町村)

³⁹「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」等

⁴⁰「群馬県消費生活条例」等

⁴¹奥島孝康(1983)「県民参加による条例の制定」(正田彬責任編集『事例・地方自治』第十二巻,ほるぷ出版,p.86)

⁴²東京都生活文化局(2017)『逐条解説 東京都消費生活条例』,p.81

⁴³踏み込んだ内容として、「福島市民の消費生活を守る条例」は、協働して地域商店街を維持することにより、高齢者その他の生活弱者の地域における消費生活基盤の確保に努める旨を規定している。

⁴⁴「消費者志向経営」の語を用いているのは、「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」のみである。また、「野洲市くらし支えあい条例」においては、近江商人の教えのもと、事業者が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営(三方よし経営)が規定される。

事業者・事業者団体と自治体の間の消費者支援協定の締結を規定している。自治体の長は、消費者支援協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表する⁴⁵。

消費者支援協定は、かつては消費者保護協定とも呼ばれたが、条例改正の中で名称を変更した自治体が複数見られる一方⁴⁶、消費者保護協定の名称を維持している自治体もある⁴⁷。

(vi)消費生活条例の規定—消費者の権利実現に向けた支援に関わる内容

④啓発活動及び教育の推進(該当自治体:47都道府県、76市区町村)

多様な関係機関・団体等と連携した消費者教育、消費生活に関する情報提供等の啓発活動の実施を規定しており、消費者基本法第17条、旧基本法第12条の規定に相当する。消費者教育については、世代の相違等への配慮等、踏み込んだ内容が規定されている場合がある⁴⁸。なお、啓発活動には情報の提供が含まれるが、消費者安全法に規定される「注意喚起」(第38条)の用語はどの条例にも見られず、事業者が消費者に供給する商品又は役務による消費者の生命・身体・財産に対する危害を防止するための措置としても「情報提供」が用いられる⁴⁹。

⑤消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会(該当自治体:0都道府県、3市区町村)

消費者教育推進法における、都道府県消費者教育推進計画等(第10条)、消費者教育推進地域協議会(第20条)に関する内容を規定しており、④を体制面でより充実させた内容と言える。後者(消費者教育推進地域協議会)は単独に条例として定められる場合もある⁵⁰。なお、本項目が条例に規定されていない場合でも、消費者教育推進法に基づき推進計画を策定している自治体は多くみられる⁵¹。

⑥消費者等の意見の反映(該当自治体:10都道府県、39市区町村)

消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、施策の策定過程の透明性を確保する旨を規定しており、消費者基本法第18条、旧基本法第13条に相当する。「旭川市民の消費生活を守り高める条例」においては、消費者等の意見の反映に向けた取組として「市民の意見を聴く会」の開催を条例に定めている。

⑦消費生活モニター等⁵²(該当自治体:5都道府県、20市区町村)

⁴⁵ 例えば、「名古屋市消費生活条例」は第27条で「消費生活安定協定」について規定しているが、第3次消費者行政推進プラン(令和4年度～令和8年度)では8つの成果指標等の一つとして、災害時における応急生活物資供給協定の締結事業者数を採用している。消費者と事業者の話し合いだけでなく、行政が協定や申合せ等の実施を通じて消費者運動にかかわった方が効果が高い場合があるという見解もあり(金森房子(1983)「トレイ追放運動と自治体行政」(正田彬責任編集『事例・地方自治』第十二巻、ほるぷ出版、p.202-203)、消費者支援協定は、地方消費者行政推進の有効な手段の一つとも考えられる。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/cmsfiles/contents/0000151/151333/zentaiban.pdf>

⁴⁶ 「千葉市消費生活条例」、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」等

⁴⁷ 「日立市民の消費生活を守る条例」、「越谷市民の消費生活を守る条例」等

⁴⁸ 「東京都消費生活条例」、「佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例」等

⁴⁹ 「高知県消費生活条例」

⁵⁰ 「松江市消費者教育推進地域協議会設置条例」等

⁵¹ 都道府県消費者教育推進計画等策定状況(令和2年4月1日現在)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/promote/prefectures/

⁵² 経済企画庁は、昭和42年度から、都道府県の設置する消費生活モニターに対して補助を行い、消費者の意見を国および地方公共団体の消費者行政に反映させる事業を行った(経済企画庁編「昭和43年度国民生活白書」、p.248)。昭和44年には自治省と共同で通達を行い(昭和44年5月15日経企消第48号、自治文第104号『地方公共団体における消費者行政の推進について』)、通達の中では、消費者行政における事務処理のあり方として、都道府県は消費生活モニターを設置・運営するものとし、市町村は、都道府県モニターだけでは数が不足する場合や、モニターに消費者啓発のリーダーの役割を期待する場合等に

消費生活に関する情報の収集や意見の反映のため、消費生活モニター等を置くことと規定しており、消費者安全法の消費生活協力団体及び消費生活協力員(第 11 条の7)に相当する。「山梨県消費生活条例」のみ、消費者安全法に規定する消費生活協力員を委嘱すると明記している。

㊸試験、検査等の施設の整備等⁵³(該当自治体:38 都道府県、18 市区町村)

商品等の試験、検査、調査等の体制整備や、結果の周知等について規定しており、消費者基本法第 23 条、旧基本法第 14 条に相当する。規定の詳細は自治体ごとに特色があり、試験、検査等の施設の整備が努力義務にとどまる場合⁵⁴や、施設には言及せず商品又は役務の試験、検査、調査等を行うと規定する場合⁵⁵がある。

㊹苦情処理及び紛争解決の促進(該当自治体:47 都道府県、71 市区町村)

消費者と事業者の間に生じた苦情の処理のあっせん等と紛争解決に関する規定である。消費者基本法においては、地方公共団体における苦情の処理のあっせん等と ADR 手続としての紛争解決の促進(第 19 条)を規定している。消費生活条例においても、地方公共団体が苦情処理のためのあっせん等を行うこと、そのために必要があれば、事業者等に対して説明や資料提出を求めることができること、さらには、苦情処理としてのあっせん等によっては解決が困難であるときは、知事等による付託を受けて、特別の機関の下で(ADR 手続として)あっせんや調停が行われる仕組みとなっている。

ADR 手続としてのあっせんや調停をどの機関が行うかは自治体により異なり、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議する審議会が行う場合(静岡県等)や、審議会の下に置かれる消費者苦情処理委員会が行う場合(香川県)、審議会とは分けて設置される消費者被害救済委員会(佐賀県)、苦情処理委員会(熊本県等)が行う場合がある。

㊺消費生活センターの設置・運営等(該当自治体:18 都道府県、27 市区町村)

消費生活センターの設置・運営等について規定している。消費生活センターの設置・運営等については、消費生活条例に規定される場合や、別個に消費生活センターに関する条例が制定される場合があり、詳細は、「(2)消費生活センター条例等」において論ずる。

㊻消費生活審議会・苦情処理委員会の設置運営等(該当自治体:44 都道府県、65 市区町村)

審議会は、知事等の諮問に応じ、消費者行政に関する重要事項を調査審議し⁵⁶、一部では、苦情処理としてのあっせん等によっては解決が困難な場合においてあっせんや調停を行う機関として位置づけられる(㊹)。審議会が調査審議する事項は、条例により特に明示されていないものもあれば、条例内の他の条項を明示し、諮問事項を消費者基本計画の策定・変更(㉒)、自治体による表示等の基準設定(㉓)、不当な取引行為の規則制定・

モニターを設置するとされた。

⁵³ 消費生活条例が制定され始める昭和 49 年以前に、消費生活センター設置費補助金交付要領(昭和 44 年7月9日経企消第 66 号)の規定による消費生活センターの設置およびその管理、運営について定めた消費生活センター運営要領(昭和 44 年7月9日経企消第 66 号)において、消費生活センターは、(1)消費生活に関する相談および苦情の処理、(2)商品に関する各種テスト、(3)商品知識を普及するための展示を行わなければならないとされた。試験、検査等の施設の整備等が各県の条例の規定に盛り込まれた背景には、兵庫県立神戸生活科学センター(昭和 40 年)や生活科学研究所(昭和 53 年)の設立といった兵庫県の先進的取組の存在に加え、消費生活センター設置費補助金の具体的な要件として商品テストが示されたこともあったと考えられる。

⁵⁴ 「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」

⁵⁵ 「岩手県消費生活条例」

⁵⁶ この機能を担う組織の名称として、長野県は「審議会」ではなく「長野市消費生活協議会」を用いている。

改正(⑭)、生活関連用品の指定(⑯)等に限定して規定する条例もある⁵⁷。審議会について個別に規定した条例もいくつか存在している⁵⁸。

また、委員会は、苦情処理としてのあっせん等によっては解決困難な消費者苦情について、知事等の付託に応じてあっせん又は調停を行う機関と位置づけられる。

審議会・委員会いずれも、委員の人数・任期や構成、議事進行を始めとした運営等の細目については、条例で定められる場合⁵⁹も規則で定められる場合もある。

⑳消費者団体の自主的な活動の促進(該当自治体:29 都道府県、52 市区町村)

消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助等を行う旨を規定しており、消費者基本法第 26 条、旧基本法第 17 条に相当する。適格消費者団体への支援を規定している条例も6都道府県、1 市区町村ある⁶⁰。

㉑消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助(該当自治体:45 都道府県、31 市区町村)

調停によって解決されず、被害の拡大可能性が認められ、1件当たりの被害額が少額である消費者苦情について、消費者が事業者を相手として訴訟を提起する場合、審議会の承認を得て、訴訟費用の貸付等の援助を行うことができる旨を規定している。貸付の全部または一部に対し、返還の猶予や免除が認められる場合がある。

㉒その他特筆すべき規定

○自動販売機の適正管理義務(該当自治体:8都道府県、9市区町村)

自動販売機の管理において、事業者が管理者の氏名や電話番号等の連絡に必要な事項の表示を行うことや、適正な管理を行う旨を規定している。

○アフターサービス(該当自治体:2都道府県、9市区町村)

事業者が、商品供給後に修理、交換等の要求があった場合に対応する努力義務を規定している。この規定は、昭和 48 年の第1次オイルショックにより使い捨てに対する反省や長期不況による買い控えが生じ、耐久消費財の修理の需要が高まった一方、修理等に関し行政的に規制できる法律がなかったことから、条例による規制が期待されたことが背景にあったとされる(正田・鈴木, 1980)。

○災害時における安定した消費生活の確保(⑯関連)(該当自治体:1都道府県、3市区町村)

災害時における消費生活の安定のため、自治体、事業者、消費者が積極的な役割を果たすことを規定している。

○小規模事業者への援助(該当自治体:3都道府県、0市区町村)

消費者施策の実施に当たり、小規模事業者への技術的な援助及び資金の融資を行うことができる旨を規定している。

⁵⁷ 「山梨県消費生活条例」等

⁵⁸ 「鳥取市消費者行政審議会条例」等

⁵⁹ 「長野県消費生活条例」等

⁶⁰ 「京都府消費生活安全条例」等

○多重債務問題への対応(該当自治体:1都道府県、2市区町村)

多重債務者への支援を規定する。「熊本県消費生活条例」「熊本市消費生活条例」「相模原市消費生活条例」にのみ見られる。

○北海道価格の解消(⑩関連)(該当自治体:1都道府県、2市区町村)

北海道と本州の間に不当な格差のある価格がある場合、その解消について努力義務を規定している。北海道に特有の規定である。

○簡易包装への協力(⑫関連)(該当自治体:0都道府県、3市区町村)

⑫では事業者による包装の適正化について規定しているが、消費者も協力するよう努力義務を定めている。市町村の条例にのみ規定がある。

○契約の勧誘・締結の禁止命令(⑭関連)(該当自治体:2都道府県、5市区町村)

⑭に関連し、不当な取引行為からさらに重大なものを類型化し、重大な不当取引行為を行った事業者に対し、一定期間の契約勧誘・締結の禁止命令を行うことができる。

○約款の適正化(⑮関連)(該当自治体:0都道府県、2市区町村)

事業者に対し、消費者に不当に不利益を与えたり、消費者の権利を制限するような約款を作成しないよう、努力義務を規定している。

○地域協議会の設置(該当自治体:1都道府県、0市区町村)

必要に応じて地域協議会を開催し、消費者、学識経験のある者等の意見を聴取し、消費生活に関する施策を適正に行うよう努める旨を規定している⁶¹。「北海道消費生活条例」のみに規定が存在する。

○物価対策県民会議(⑯関連)(該当自治体:1都道府県、0市区町村)

「愛媛県消費生活条例」においてのみ、消費生活に係る物価安定対策に関して意見を求め、及び物価安定対策を推進するため、物価対策県民会議を置くと規定している。物価関係で唯一、会議体について規定している。

○成年後見制度の活用(該当自治体:0都道府県、1市区町村)

「葛飾区消費生活条例」のみ、高齢者等の消費者被害防止のため、成年後見制度の活用を規定している。

○外部機関からの照会への対応(該当自治体:0都道府県、1市区町村)

相談情報について、外部機関から照会があった場合に、消費者が識別され、又は識別され得るものを除き、提供できる旨が規定される。その際には、情報の真実性の審査を経たかどうかを示さなければならない。「生駒市消費者保護条例」にのみ見られる。

⁶¹ 北海道によると、この地域協議会は消費生活相談の状況や地域の課題を情報共有するために開催しており、⑯消費者安全確保地域協議会に関する取組ではないとのことである。

(2)消費生活センター条例等(719件、31都道府県、682市区町村⁶²)

前述(1)㊸のとおり、消費生活センターについては消費生活条例において定められる場合と、個別に消費生活センターに関する条例が定められる場合がある。上記の719件は後者のみ⁶³の条例数である。

消費者安全法は、消費生活センターの都道府県の設置義務(第10条1項)、市町村の設置の努力義務(第10条2項)を規定しているが、同法が平成26年に改正される以前は、自治体が消費生活センターを設置していても、それを条例として定めるかについては、各自治体の消費生活センターの扱いにより異なっていた⁶⁴。

平成26年に消費者安全法が改正されると、消費生活センターを設置する自治体においては、センターの組織及び運営等について条例で定めることが義務となり(第10条の2)、消費者庁消費者教育・地方協力課(現消費者庁地方協力課)から各自治体に対し、平成27年3月27日付事務連絡「消費生活センターに関する条例の制定について」が発出された(資料3)。事務連絡においては、自治体のひな形となるモデル条例案「●●市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」が示され、消費生活センターに関する条例をすでに制定していた場合はその改正、条例を制定していなかった場合は新たな条例の制定を、各自治体は行うこととなった。

上記の経緯から、消費生活センターについては消費生活条例において定められる場合と、個別に消費生活センターに関する条例が定められる場合とがあるが、法改正を受け、いずれも規定される内容はモデル条例案に沿っている⁶⁵。

上記のように、消費生活センター条例等の制定に関しては、単に消費者庁が提示したモデル条例を踏まえたものが多いとはいえ、地方議会を含めて、地方消費者行政のあり方及びその強化の方向に関して、広く議論が行われるきっかけとなったことは、大きな意義があったものと考えられる。

(3)消費者行政個別条例(18件、4都道府県、14市区町村)

(1)消費生活条例で規定される①～④のいずれかに関する規定等の内容を、単独の条例として制定している⁶⁶。具体的には、消費生活審議会に関する条例(㉑)、計量検査に関する条例(㉒関連)、消費者教育推進地域協議会(㉓)に関する条例が挙げられるほか、「徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例」といった、個別の施策に関わる条例もある。

(4)基金条例(22件、17都道府県、5市区町村)

消費者行政に関する基金について条例で定めている。地方自治法第241条には地方公共団体の基金の設置について定めがあるが、消費者行政関係の基金条例としては、「消費者行政活性化交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の2つに基づく条例がそれぞれ存在する。これらは、いずれも今後は廃止・形骸化が予想される。

⁶² 31都道府県と682市区町村を足して719件にならないのは、6つの自治体において、消費生活センターの設置と組織・運営についてそれぞれ別個に条例を制定したためである。

⁶³ 「行橋市消費生活条例」のみ、名称は消費生活条例であるが、内容は消費生活センターの設置のみを規定しているため、消費生活センター条例等として集計している。

⁶⁴ 地方公共団体が消費生活センターを行政機関として設置する場合は、地方自治法第156条第1項、第2項に基づき、条例を制定する必要があった。

⁶⁵ 高知県須崎市(平成26年)、福島県会津美里町(平成29年)においては、「消費生活相談員条例」が制定され、相談員の業務や報酬等が規定されることから、消費生活センター条例等として集計する。

⁶⁶ この定義においては、(2)の消費生活センター条例等も含まれるが、消費生活センター条例はその数が非常に多いことから、別の分類とした。

(i) 消費者行政活性化基金条例

国は、平成 21 年度からの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」とし、「地方消費者行政活性化交付金」により各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」を創設、支援を行うこととした⁶⁷。「地方消費者行政活性化基金管理運営要領⁶⁸（以下、「運営要領」とする。）」においても、基金は、基金の設置目的、基金の額、基金の管理、運用益の処理、基金の処分を条例等において規定するとされ、消費者行政活性化基金条例は、この流れで制定したものである。

運営要領では、基金事業の実施期限は最長で令和2年度末までを目途とされ、交付金相当分の残余额を国庫に返還しなければならないとされている。令和3年度には多くの自治体が清算手続を行っており、今後、各自治体の判断により、条例の廃止等の手続が進められる⁶⁹。

(ii) 住民生活に光をそそぐ基金条例

平成 22 年 10 月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、「新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組を支援する」とされたことを踏まえ、地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が創設された⁷⁰。

「住民生活に光をそそぐ交付金」は地方消費者行政活性化基金等に積み立て、平成 24 年度まで活用できるとされた。既に廃止された条例までは検索できなかったが、同交付金に関連する4条例のうち2つ（「大熊町住民生活に光をそそぐ基金条例」「大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例」）の附則においては、条例は平成 25 年 3 月 31 日限りで効力を失うこと、基金の残余財産の処理について規定される。残り2つの条例（「奥出雲町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例」「北中城村住民生活に光をそそぐ基金条例」）については、条例中に効力の及ぶ期間の規定はなく、各自治体のウェブサイト上の例規集にも公表されたままである⁷¹。

(5) 住民のくらし安全等に関する条例(19 件、1 都道府県、18 市区町村)

安全なまちづくりや交通安全、防犯といった、広く住民の生活の安心安全に資する内容を規定している条例であり、自治体の責務として、消費者保護や消費生活の安定を明記している。市民の役割等について規定する場合は条例により異なる。

消費者の権利((1)②関連)に踏み込んだ規定や、勧告・命令を始めとした具体的な権限等は見られない一方、消費生活に係る相談、指導及び啓発等について努める旨を規定しており、(1)消費生活条例のない自治体では、消費者行政推進の根拠となる役割を果たしているとも考えられる。

⁶⁷ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201907_01.pdf

⁶⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/pdf/local_cooperation_cms203_200428_14.pdf

⁶⁹ 例えば、東京都は令和3年度に清算手続を行っており、令和4年第1回都議会定例会において、基金の廃止条例(第52号議案 東京都消費者行政活性化基金条例を廃止する条例)を上程している。

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/reg2022-1.html>

⁷⁰ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11050105/www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/status_investigation/pdf/130322_chosa.pdf

⁷¹ https://www.town.okuizumo.shimane.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r184RG00000792.html

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A91CB44A5&houcd=H423901010004&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrcMj>

3-2. 社会的な事件・事故等と条例制定との関連性等の分析

各条例が制定された年⁷²と、同時期にどのような消費生活に関わる事件・事故や法改正等があったかを比較し、その関連等を調査した。図表5は、今回の分析対象とした消費者行政関係条例の制定年をグラフ化したものである。

データベースにおいては、一部の条例は、新たに制定されたように見えるものの、実際は以前あった条例が名称変更や市町村合併、全部改正等なされて、実質的には後継条例となっている場合がある。その際は、形式的に新たに制定された年がデータ上に登録される⁷³ため、データベースの登録どおりに条例の集計を行った場合、本来の制定年にずれが生じることとなる。

一方、データベース上で本文を確認したところ、前身となる条例の存在が43件把握できた⁷⁴(その一覧については資料4参照)。ここでは、これらの前身となる条例も加え、958件の条例の分析を行った⁷⁵。

図表5で示したとおり、特に条例の制定数が多い時期が5箇所で見られた(①昭和49～51年、②昭和55年、③平成17～18年、④平成21年、⑤平成28年)。これら各年の条例制定数の多い時期において、どのような種類の条例が制定されたか、割合を図表5にまとめるとともに、当該年に発生した主な消費者問題等や消費者行政の動き等の年表を資料5にまとめた。

昭和49～51年、昭和55年、平成17～18年の3つの条例制定数の多い時期においては、制定されたものの多くが消費生活条例であった。これらの時期それぞれに特徴的な消費者問題を考えると、①まず、昭和48年には第1次オイルショックが起き、「狂乱物価」と呼ばれる事態や、各地でトイレトーパー、洗剤など物不足騒ぎが起こった。社会的に消費者問題がクローズアップされた時期である。②次に、昭和54年には第2次オイルショックが起き、第1次の混乱も記憶に新しいなか、引き続き消費者行政に動きのあった時期と言える。③最後に、平成16年には旧基本法が改称し、消費者基本法が制定・公布されている。特に、①については最初に消費生活条例の制定がさかんになった時期と言えるが、旧基本法の制定(昭和43年)から数年経過していることを踏まえると、単に旧基本法の制定が直ちに条例につながったのではなく、第1次オイルショックによる消費者保護への社会的な意識の高まりが条例制定の強い原動力になったと考えられる。

また、平成21年においては、④消費者庁が設置され、各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」を創設したことを受け(前述3-1(4))、制定された条例のうち消費者行政活性化基金条例等が69.23%⁷⁶を占めた。平成28年には、⑤平成26年の改正消費者安全法において、消費生活センターを設置する自治体は、センターの組織及び運営等について条例で定めることが義務となったことを受け(前述3-1(2))、消費生活センター条例等が99.23%と多くの割合を占める結果となった。

上記の動きから、地方自治体における消費者行政関係条例の制定には、社会的な事件や法の制定・改正が一定の影響を与えているものと考えられる。

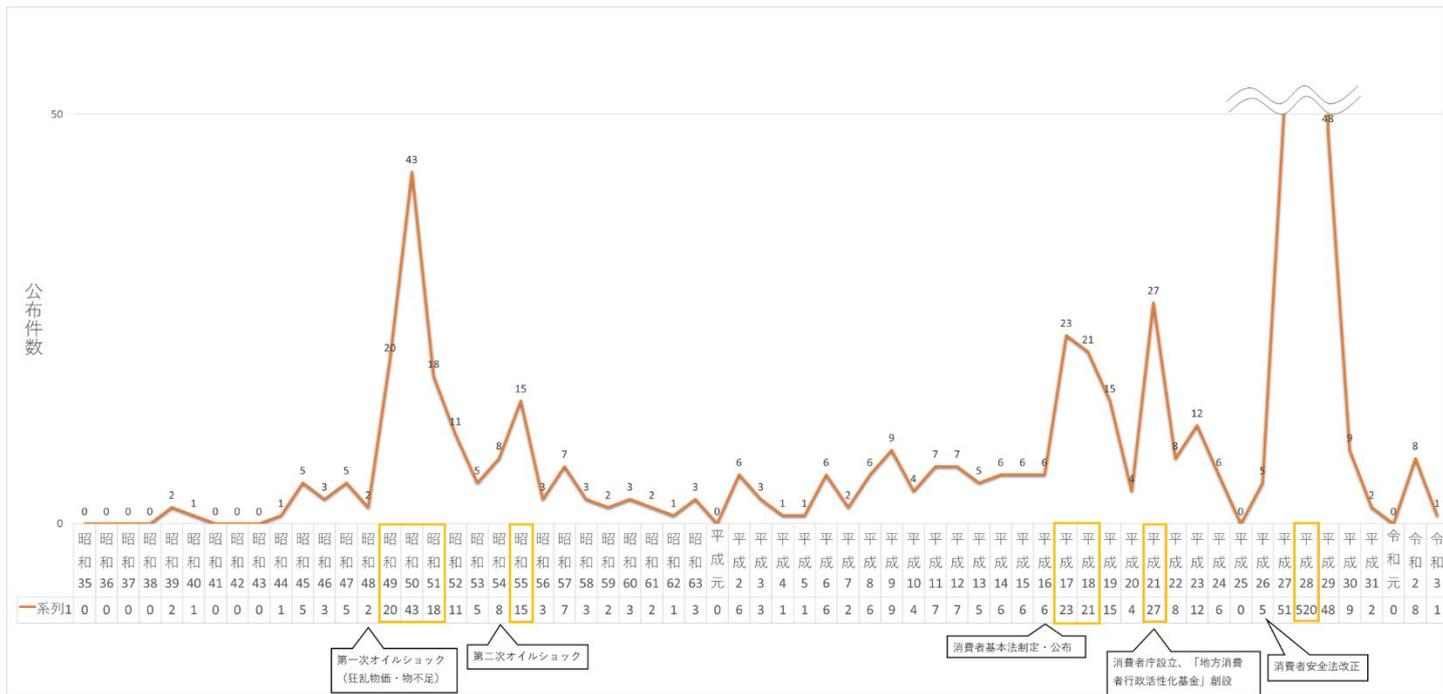
⁷² データベースにおいては、システムの仕様上新旧対照表を網羅的に掲載しておらず、いつどのような改正が行われたのかについては集計することができなかった。そのため、本研究では、改正年と改正内容の対応にまで踏み込んだ分析はしていない。

⁷³ 例えば「神戸市民のくらしをまもる条例」は昭和49年に制定されているが、平成17年に全部の改正が行われているため、平成17年制定としてデータベースに登録されている。

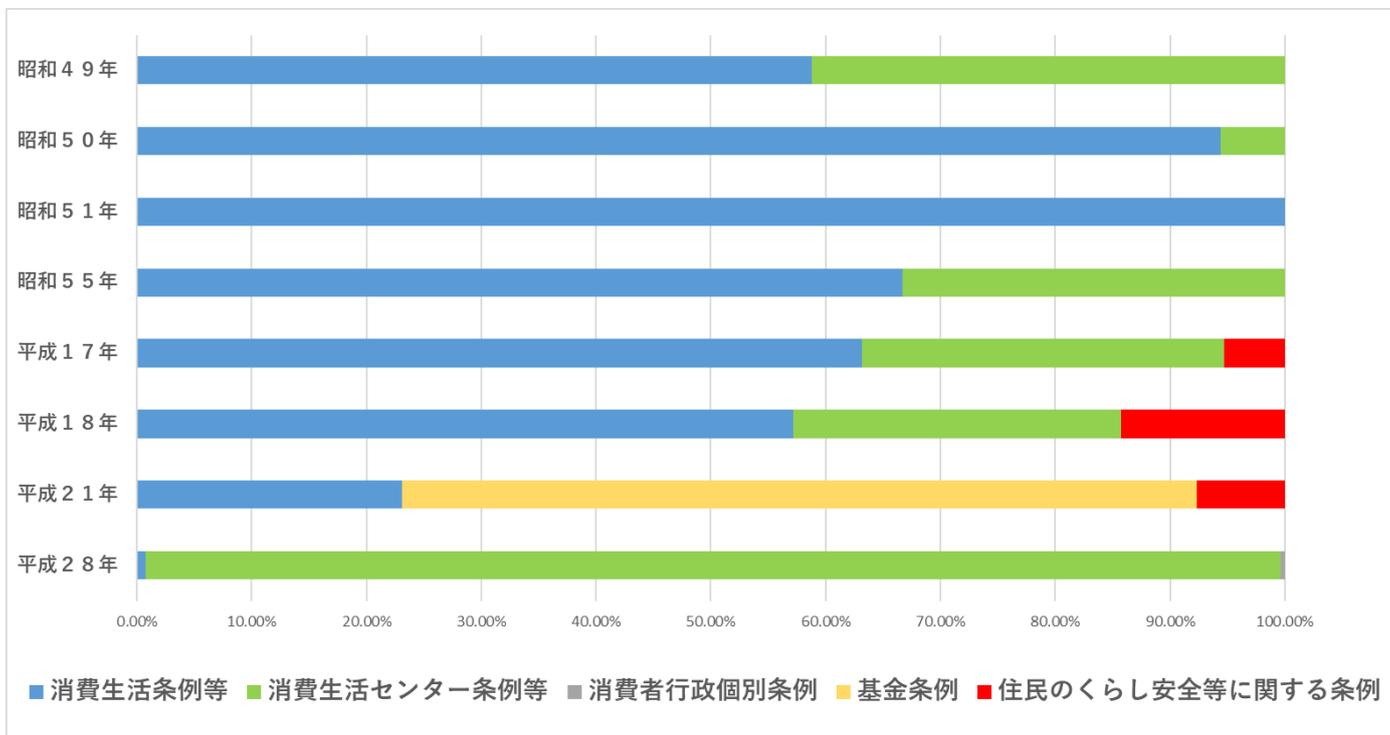
⁷⁴ 当該43件はあくまで検索で得られた結果のみに基づいて集計しており、現在あるその他の条例の前身となった条例や廃止された条例について、必ずしも全てを網羅できていない点に留意が必要である。

⁷⁵ 本レポートにおける表1～6においては、データベースで検索する際の再現性を重視し、把握できた廃止条例のデータは集計・反映していない。

⁷⁶ 基金条例はすでに廃止されているものがあり、実際の制定当時はさらに高い数値であった可能性がある。



図表5 消費者行政関係条例の制定数の推移



図表6 制定数の多い年毎の条例構成比の推移

4. 結果の総括

各内容の規定を持つ自治体数(都道府県と市区町村)を、以下のとおり図表7にまとめた。都道府県で見ると、8割以上の条例が以下の規定を持つことが分かった。

<条例の目的や消費者の権利、自治体・事業者・消費者等の責務等に関わる内容>

- ①消費生活の安定・向上の確保等の目的
- ②基本理念、消費者の権利
- ③自治体の責務
- ④事業者の責務等
- ⑤消費者の役割等

<消費者行政の体制や方針に関わる内容>

- ⑨消費者による自治体の長への措置要求等の申出
- ⑩国等への措置要請

<事業者への規制に関わる内容>

- ⑫危害の防止、規格等の適正化等
- ⑬事業者の商品・役務にかかる自治体独自の規格・表示の基準設定
- ⑭不当な取引行為の禁止
- ⑯生活関連物資供給等
- ⑯-2買占め・売惜しみ事業者への売渡し勧告等

<条例の実効性確保に関わる内容>

- ⑰事業者への必要な措置の指導・勧告等
- ⑱事業者への資料・物品提出要求、立入調査等
- ⑳事業者の氏名・住所、商品・役務名等の公表

<消費者の権利実現に向けた支援に関わる内容>

- ㉔啓発活動及び教育の推進
- ㉘試験、検査等の施設の整備等
- ㉙苦情処理及び紛争解決の促進
- ㉚消費生活審議会・苦情処理委員会の設置運営等
- ㉛消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助

規定の内容	都道府県	市区町村	都道府県 規定率
①消費生活の安定・向上の確保等の目的	47	89	100.0%
②基本理念、消費者の権利	47	66	100.0%
③自治体の責務	47	88	100.0%
④事業者の責務等	47	84	100.0%
⑤消費者の役割等	46	80	97.9%
⑥基本計画の策定	27	19	57.4%
⑦財政上の措置	2	0	4.3%
⑧年次報告等	5	1	10.6%
⑨消費者による自治体の長への措置要求等の申出	44	28	93.6%
⑩国等への措置要請	40	53	85.1%
⑪消費者安全確保地域協議会の設置	0	3	0.0%
⑫危害の防止、規格等の適正化等	47	53	100.0%
⑬事業者の商品・役務にかかる自治体独自の規格・表示の基準設定	41	16	87.2%
⑭不当な取引行為の禁止	47	56	100.0%
⑮訪問販売の制限等	0	6	0.0%
⑯生活関連物資供給等	46	49	97.9%
⑯-1生活関連物資供給等の協力要請	33	44	70.2%
⑯-2買占め・売惜しみ事業者への売渡し勧告等	43	29	91.5%
⑰事業者への必要な措置の指導・勧告等	47	71	100.0%
⑱事業者による製造・販売の禁止、中止・回収義務	35	45	74.5%
⑲事業者への資料・物品提出要求、立入調査等	47	68	100.0%
⑳事業者の氏名・住所、商品・役務名等の公表	47	65	100.0%
㉑罰則	3	0	6.4%
㉒消費者と事業者の協働	5	23	10.6%
㉓消費者支援協定の締結	1	12	2.1%
㉔啓発活動及び教育の推進	47	76	100.0%
㉕消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会	0	3	0.0%
㉖消費者等の意見の反映	10	39	21.3%
㉗消費生活モニター等	5	20	10.6%
㉘試験、検査等の施設の整備等	38	18	80.9%
㉙苦情処理及び紛争解決の促進	46	71	97.9%
㉚消費生活センターの設置・運営等	18	27	38.3%
㉛消費生活審議会・苦情処理委員会の設置運営等	44	65	93.6%
㉜消費者団体の自主的な活動の促進	29	52	61.7%
㉝消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助	45	31	95.7%
㉞その他特筆すべき規定			

図表7 消費者行政関係条例に規定される内容を持つ自治体数一覧

5. 今後の検討課題

「地方消費者行政の現況調査」は、都道府県等の地方公共団体における消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向等を把握するため、消費者庁が毎年実施している。各自治体の予算・体制等の充実度合⁷⁷と、3-1 で明らかにした消費者行政関係条例 915 件との関連性については、今後考察してみたい。

また、本研究を通して、各条例には、事業者への勧告及びそれに従わない場合の公表、自治体による独自基準の設定、消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助、紛争解決が困難な場合のADR 手続といった、消費者の権利の実現に向けた、比較的強い仕組みが整っていることが分かった。一方、これらの条例に基づく制度は単なる存在にとどまり機能していないという指摘も長らくあり⁷⁸、各制度の活用状況の実態把握や、それらの活用実績を踏まえた課題の検討も、今後の地方消費者行政の推進に価値があるものと考えている。

6. 最後に

本研究では、これまで長い間網羅的に調べられていなかった消費者行政に関する条例を、一覧性のある形で示すと共に、社会的な事件・事故等と条例制定との関連性も明らかにすることができた。この成果が、今後、消費者行政に関する条例の制定を検討している自治体等の参考となるとともに、消費者行政の推進の一助となれば幸いである。

本研究の実施にあたっては、色川卓男静岡大学教授、田口義明名古屋経済大学名誉教授、「条例 Web アーカイブデータベース」を運営する原田隆史同志社大学教授に、研究の企画やその進め方等について有益な助言をいただいた。特に色川教授・田口教授には、これまでの地方消費者行政や条例制定の経緯等に関する幅広い知見を踏まえ、多大な御助力をいただいた。この場を借りて深く御礼申し上げる。

⁷⁷ 令和3年度現況調査において、自治体毎のデータを記載しているのは都道府県・政令市別の消費者行政予算、法執行の件数である。

⁷⁸ 正田彬(1983)「地方自治と消費者行政」(正田彬責任編集『事例・地方自治』第十二巻,ほるぷ出版,p.20)

7. 参考文献

- 色川卓男・小谷茜・柏木沙紀(2014)「地方消費者行政の歴史的な推移に関する研究—福岡県と滋賀県を事例にして—」,『国民生活研究』第 54 巻第1号
- 及川昭伍・田口義明(2015)『消費者事件 歴史の証言』, 民事法研究会
- 木佐茂男・田中孝男(2012)『自治体法務入門(第4版)』, ぎょうせい
- 北川善太郎・及川昭伍編(1977)『消費者保護法の基礎』, 青林書院新社
- 経済企画庁編(1969)『昭和 43 年度国民生活白書』
- 正田彬(1989)『消費者運動と自治体行政』, 法研出版
- 正田彬責任編集(1983)『事例・地方自治 第 12 巻 消費者問題』, ほるぷ出版
- 正田彬・鈴木深雪共著(1980)『消費生活関係条例[条例研究業書第四巻]』, 学陽書房
- 市町村自治研究会(2001)『合併協議会の運営の手引 市町村合併法定協議会運営マニュアル』, ぎょうせい
- 地方消費者行政推進委員会(1990)『地方消費者行政の新たな展開-実例と指針-』, 第一法規出版
- 西東京合併事務研究会(2003)『西東京市の事例に見る合併協議の実務』, ぎょうせい

ほか、インターネットリソースは、別途注記したものを除き、全て 2022 年4月1日に最終閲覧した。

一覧1 消費生活条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年
1	都道府県	北海道	北海道消費生活条例	平成 11
2	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市消費生活条例	平成 19
3	中核都市	北海道 旭川市	旭川市民の消費生活を守り高める条例	昭和 50
4	市	北海道 釧路市	釧路市消費生活条例	平成 17
5	市	北海道 江別市	江別市市民消費生活安定条例	昭和 50
6	市	北海道 根室市	根室市消費生活安定条例	昭和 58
7	市	北海道 士別市	士別市消費生活条例	平成 17
8	市	北海道 室蘭市	室蘭市消費生活条例	平成 24
9	市	北海道 千歳市	千歳市消費生活安定条例	昭和 52
10	市	北海道 帯広市	帯広市消費生活条例	平成 23
11	市	北海道 稚内市	稚内市消費生活安定条例	昭和 52
12	市	北海道 登別市	登別市消費生活条例	平成 15
13	市	北海道 苫小牧市	苫小牧市消費生活条例	平成 19
14	市	北海道 富良野市	市民の暮らしを育む条例	平成 14
15	市	北海道 北見市	北見市消費生活条例	平成 18
16	市	北海道 夕張市	夕張市消費生活安定条例	昭和 50
17	都道府県	青森県	青森県消費生活条例	平成 10
18	中核都市	青森県 青森市	青森市消費生活条例	平成 19
19	都道府県	岩手県	岩手県消費生活条例	平成 17
20	都道府県	宮城県	消費生活条例	昭和 51
21	政令指定都市	宮城県 仙台市	仙台市消費生活条例	平成 16
22	都道府県	秋田県	秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和 51
23	中核都市	秋田県 秋田市	秋田市消費生活条例	平成 9
24	都道府県	山形県	山形県消費生活条例	平成 18
25	中核都市	山形県 山形市	山形市消費生活の安定及び向上に関する条例	平成 17
26	都道府県	福島県	福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和 52
27	中核都市	福島県 いわき市	いわき市民の消費生活を守る条例	昭和 58
28	中核都市	福島県 郡山市	郡山市民の消費生活を守る条例	平成 10
29	市	福島県 福島市	福島市民の消費生活を守る条例	平成 18
30	都道府県	茨城県	茨城県消費生活条例	昭和 50
31	中核都市	茨城県 水戸市	水戸市消費生活条例	平成 26
32	市	茨城県 土浦市	土浦市消費者安全条例	平成 27
33	市	茨城県 日立市	日立市民の消費生活を守る条例	昭和 50
34	都道府県	栃木県	栃木県消費生活条例	昭和 51
35	中核都市	栃木県 宇都宮市	宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例	平成 18
36	市	栃木県 さくら市	さくら市消費生活条例	平成 28
37	市	栃木県 鹿沼市	鹿沼市消費生活条例	平成 20
38	市	栃木県 小山市	小山市消費生活条例	平成 27
39	市	栃木県 足利市	足利市民の消費生活をまもる条例	昭和 56
40	市	栃木県 栃木市	栃木市消費生活条例	平成 24
41	市	栃木県 日光市	日光市消費生活条例	平成 29
42	都道府県	群馬県	群馬県消費生活条例	平成 18
43	都道府県	埼玉県	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	平成 8
44	政令指定都市	埼玉県 さいたま市	さいたま市消費生活条例	平成 18
45	中核都市	埼玉県 越谷市	越谷市民の消費生活を守る条例	昭和 50
46	中核都市	埼玉県 草加市	草加市いきいき消費生活条例	平成 19

47	市	埼玉県 狭山市	狭山市消費者保護条例	昭和	50
48	市	埼玉県 秩父市	秩父市消費生活条例	平成	27
49	都道府県	千葉県	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例	平成	19
50	政令指定都市	千葉県 千葉市	千葉市消費生活条例	平成	18
51	都道府県	東京都	東京都消費生活条例	平成	6
52	区	東京都 葛飾区	葛飾区消費生活条例	平成	19
53	区	東京都 世田谷区	世田谷区消費生活条例	平成	4
54	区	東京都 台東区	東京都台東区消費生活に関する条例	平成	28
55	区	東京都 大田区	大田区消費者被害の防止及び救済に関する条例	昭和	55
56	区	東京都 目黒区	目黒区消費生活基本条例	平成	17
57	中核都市	東京都 八王子市	八王子市消費生活条例	平成	22
58	市	東京都 国分寺市	国分寺市消費生活条例	平成	22
59	市	東京都 三鷹市	三鷹市市民のくらしを守る条例	昭和	49
60	市	東京都 小金井市	小金井市消費生活条例	平成	10
61	市	東京都 清瀬市	清瀬市消費者保護条例	昭和	49
62	市	東京都 東久留米市	東久留米市消費生活保護条例	昭和	48
63	市	東京都 府中市	府中市市民生活安定条例	昭和	49
64	都道府県	神奈川県	神奈川県消費生活条例	昭和	55
65	政令指定都市	神奈川県 横浜市	横浜市消費生活条例	平成	8
66	政令指定都市	神奈川県 川崎市	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例	昭和	49
67	政令指定都市	神奈川県 相模原市	相模原市消費生活条例	平成	21
68	市	神奈川県 鎌倉市	鎌倉市市民のくらしをまもる条例	昭和	50
69	都道府県	新潟県	新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	52
70	政令指定都市	新潟県 新潟市	新潟市消費生活条例	平成	18
71	都道府県	富山県	富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	55
72	都道府県	石川県	石川県安全安心な消費生活社会づくり条例	平成	16
73	都道府県	福井県	福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例	昭和	55
74	都道府県	山梨県	山梨県消費生活条例	平成	17
75	都道府県	長野県	長野県消費生活条例	平成	20
76	中核都市	長野県 長野市	長野市消費生活の安定及び向上に関する条例	平成	11
77	中核都市	長野県 松本市	松本市消費者保護条例	平成	3
78	市	長野県 駒ヶ根市	駒ヶ根市消費者保護条例	昭和	50
79	市	長野県 飯田市	飯田市民の消費生活を守る条例	昭和	49
80	都道府県	岐阜県	岐阜県消費生活条例	昭和	50
81	市	岐阜県 高山市	高山市消費生活保護条例	昭和	50
82	都道府県	静岡県	静岡県消費生活条例	平成	11
83	政令指定都市	静岡県 静岡市	静岡市消費生活条例	平成	19
84	政令指定都市	静岡県 浜松市	浜松市民の消費生活の保護に関する条例	昭和	50
85	都道府県	愛知県	県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	50
86	政令指定都市	愛知県 名古屋市	名古屋市消費生活条例	平成	21
87	都道府県	三重県	三重県消費生活条例	平成	7
88	都道府県	滋賀県	滋賀県消費生活条例	昭和	50
89	中核都市	滋賀県 大津市	大津市消費生活条例	平成	21
90	市	滋賀県 野洲市	野洲市くらし支えあい条例	平成	28
91	都道府県	京都府	京都府消費生活安全条例	平成	19
92	政令指定都市	京都府 京都市	京都市消費生活条例	昭和	50
93	都道府県	大阪府	大阪府消費者保護条例	昭和	51
94	政令指定都市	大阪府 堺市	堺市消費生活条例	平成	21

95	政令指定都市	大阪府 大阪市	大阪市消費者保護条例	昭和	51
96	中核都市	大阪府 岸和田市	岸和田市消費者保護条例	昭和	52
97	中核都市	大阪府 吹田市	吹田市消費生活条例	平成	9
98	中核都市	大阪府 豊中市	豊中市の消費者のくらしを守る条例	平成	18
99	都道府県	兵庫県	消費生活条例	昭和	49
100	政令指定都市	兵庫県 神戸市	神戸市民のくらしをまもる条例	平成	17
101	中核都市	兵庫県 姫路市	姫路市消費生活条例	平成	19
102	都道府県	奈良県	奈良県消費生活条例	昭和	49
103	市	奈良県 生駒市	生駒市消費者保護条例	平成	19
104	都道府県	和歌山県	和歌山県消費生活条例	平成	8
105	都道府県	鳥取県	消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	55
106	市	鳥取県 米子市	米子市消費生活条例	平成	17
107	都道府県	島根県	島根県消費生活条例	平成	17
108	都道府県	岡山県	岡山県消費生活条例	平成	17
109	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市消費生活条例	昭和	52
110	中核都市	岡山県 倉敷市	倉敷市消費生活条例	平成	14
111	都道府県	広島県	広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例	昭和	51
112	政令指定都市	広島県 広島市	広島市消費生活条例	平成	18
113	都道府県	山口県	消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	55
114	都道府県	徳島県	徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例	平成	16
115	都道府県	徳島県	徳島県消費者市民社会の構築に関する条例	平成	30
116	都道府県	香川県	香川県消費生活条例	昭和	50
117	都道府県	愛媛県	愛媛県消費生活条例	昭和	50
118	都道府県	高知県	高知県消費生活条例	昭和	50
119	中核都市	高知県 高知市	高知市民のくらしを守る条例	昭和	50
120	都道府県	福岡県	福岡県消費生活条例	昭和	52
121	政令指定都市	福岡県 福岡市	福岡市消費生活条例	平成	16
122	政令指定都市	福岡県 北九州市	北九州市消費生活条例	平成	16
123	都道府県	佐賀県	佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例	平成	17
124	都道府県	長崎県	長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	53
125	中核都市	長崎県 長崎市	長崎市消費生活条例	平成	18
126	都道府県	熊本県	熊本県消費生活条例	昭和	52
127	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市消費生活条例〔消費者センター〕	平成	24
128	市	熊本県 玉名市	玉名市消費生活安心条例	令和	2
129	町	熊本県 玉東町	玉東町消費生活安心条例	令和	2
130	町	熊本県 南関町	南関町消費生活安心条例	令和	2
131	町	熊本県 和水町	和水町消費生活安心条例	令和	2
132	都道府県	大分県	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	53
133	中核都市	大分県 大分市	大分市消費生活条例	平成	18
134	都道府県	宮崎県	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	54
135	都道府県	鹿児島県	鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和	52
136	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市消費生活条例	平成	12
137	都道府県	沖縄県	沖縄県消費生活条例	平成	17

一覧2 消費生活センター条例等

No	区分	自治体名	条例名	公布年
1	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市消費者センター条例	平成 15
2	中核都市	北海道 旭川市	旭川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
3	中核都市	北海道 函館市	函館市消費生活センター条例	昭和 49
4	市	北海道 岩見沢市	岩見沢市消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
5	市	北海道 恵庭市	恵庭市消費生活センター条例	平成 28
6	市	北海道 江別市	江別市消費生活センター条例	昭和 50
7	市	北海道 根室市	根室市消費生活センター条例	平成 6
8	市	北海道 室蘭市	室蘭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 27
9	市	北海道 小樽市	小樽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
10	市	北海道 深川市	深川市地域消費者センター条例	平成 28
11	市	北海道 石狩市	石狩市消費生活センター条例	平成 28
12	市	北海道 滝川市	滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例	平成 28
13	市	北海道 稚内市	稚内市消費者センター設置条例	平成 28
14	市	北海道 苫小牧市	苫小牧市消費生活センター条例	平成 28
15	市	北海道 美唄市	美唄市消費生活センター条例	平成 27
16	市	北海道 北広島市	北広島市消費生活センター条例	平成 28
17	市	北海道 名寄市	名寄市消費生活センター設置条例	平成 18
18	市	北海道 網走市	網走市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
19	市	北海道 紋別市	紋別市消費者センター条例	平成 31
20	町	北海道 音更町	音更町消費生活センター条例	平成 21
21	町	北海道 芽室町	芽室町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
22	町	北海道 岩内町	岩内消費生活相談センター条例	平成 28
23	町	北海道 上砂川町	上砂川町消費生活センター設置条例	平成 28
24	町	北海道 清水町	清水町消費生活センター条例	平成 28
25	町	北海道 中標津町	中標津町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
26	町	北海道 白老町	白老町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
27	町	北海道 美幌町	美幌町消費生活センター設置条例	平成 28
28	町	北海道 幕別町	幕別町消費生活センター条例	平成 28
29	中核都市	青森県 八戸市	八戸市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
30	市	青森県 むつ市	むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
31	市	青森県 五所川原市	五所川原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
32	市	青森県 弘前市	弘前市消費生活相談等に係る組織及び運営等に関する条例	平成 28
33	市	青森県 三沢市	三沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
34	市	青森県 十和田市	十和田市消費生活センター条例	平成 28
35	都道府県	岩手県	県民生活センター条例	昭和 45
36	中核都市	岩手県 盛岡市	盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
37	市	岩手県 一関市	一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
38	市	岩手県 遠野市	遠野市消費生活センター条例	平成 28
39	市	岩手県 奥州市	奥州市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
40	市	岩手県 花巻市	花巻市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成 28
41	市	岩手県 釜石市	釜石市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
42	市	岩手県 久慈市	消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する条例	平成 28
43	市	岩手県 宮古市	宮古市消費生活センター条例	平成 28
44	市	岩手県 大船渡市	大船渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28
45	市	岩手県 二戸市	二戸消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成 28

46	市	岩手県 北上市	北上市消費生活センター条例	平成	28
47	市	宮城県 気仙沼市	気仙沼市消費生活センター条例	平成	28
48	政令指定都市	宮城県 仙台市	仙台市消費生活センター条例	昭和	61
49	市	宮城県 多賀城市	多賀城市消費生活センターの運営等に関する条例	平成	28
50	市	宮城県 大崎市	大崎市消費生活センター条例	平成	28
51	都道府県	秋田県	秋田県生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める条例	平成	28
52	中核都市	秋田県 秋田市	秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例	平成	28
53	市	秋田県 にかほ市	にかほ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
54	市	秋田県 横手市	横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例	平成	28
55	市	秋田県 潟上市	潟上市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
56	市	秋田県 鹿角市	鹿角市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
57	市	秋田県 仙北市	仙北市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
58	市	秋田県 大館市	大館市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
59	市	秋田県 大仙市	大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
60	市	秋田県 男鹿市	男鹿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
61	市	秋田県 湯沢市	湯沢市消費生活センター条例	平成	28
62	市	秋田県 能代市	能代市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
63	市	秋田県 北秋田市	北秋田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
64	市	秋田県 由利本荘市	由利本荘市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
65	中核都市	山形県 山形市	山形市消費生活センター条例	平成	18
66	市	山形県 寒河江市	寒河江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
67	市	山形県 酒田市	酒田市消費生活センターの設置及び運営等に関する条例	平成	28
68	市	山形県 上山市	上山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
69	市	山形県 長井市	長井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
70	市	山形県 鶴岡市	鶴岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
71	市	山形県 天童市	天童市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
72	市	山形県 東根市	東根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
73	市	山形県 米沢市	米沢市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
74	都道府県	福島県	福島県消費生活センター条例	昭和	47
75	中核都市	福島県 いわき市	いわき市消費生活センター条例	昭和	48
76	中核都市	福島県 郡山市	郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
77	市	福島県 会津若松市	会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
78	町	福島県 会津美里町	会津美里町消費生活相談員条例	平成	29
79	市	福島県 喜多方市	喜多方市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
80	市	福島県 田村市	田村市消費生活センター条例	平成	29
81	市	福島県 二本松市	二本松市消費生活センター条例	平成	29
82	市	福島県 白河市	白河市消費生活センター条例	平成	29
83	市	福島県 福島市	福島市消費生活センター条例	平成	28
84	中核都市	茨城県 つくば市	つくば市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
85	市	茨城県 かすみがうら市	かすみがうら市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
86	市	茨城県 つくばみらい市	つくばみらい市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
87	市	茨城県 ひたちなか市	ひたちなか市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

88	市	茨城県 稲敷市	稲敷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
89	市	茨城県 下妻市	下妻市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
90	市	茨城県 笠間市	笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
91	市	茨城県 牛久市	牛久市消費生活センター条例	平成	28
92	市	茨城県 結城市	結城市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
93	市	茨城県 古河市	古河市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
94	市	茨城県 行方市	行方市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
95	市	茨城県 高萩市	高萩市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
96	市	茨城県 坂東市	坂東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
97	市	茨城県 桜川市	桜川市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	27
98	市	茨城県 鹿嶋市	鹿嶋市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	7
99	市	茨城県 取手市	取手市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
100	市	茨城県 守谷市	守谷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
101	市	茨城県 小美玉市	小美玉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
102	町	茨城県 城里町	城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
103	市	茨城県 常総市	常総市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
104	市	茨城県 常陸太田市	常陸太田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
105	市	茨城県 常陸大宮市	常陸大宮市消費生活センター設置条例	平成	28
106	市	茨城県 神栖市	神栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
107	市	茨城県 石岡市	石岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
108	市	茨城県 筑西市	筑西市消費生活センター条例	平成	28
109	市	茨城県 潮来市	潮来市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
110	市	茨城県 那珂市	那珂市消費生活センター条例	平成	27
111	市	茨城県 日立市	日立市消費生活センター条例	平成	28
112	市	茨城県 鉾田市	鉾田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
113	市	茨城県 北茨城市	北茨城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
114	市	茨城県 龍ヶ崎市	龍ヶ崎市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例	平成	28
115	町	茨城県 阿見町	阿見町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
116	町	茨城県 茨城町	茨城町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
117	町	茨城県 大子町	大子町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
118	町	茨城県 大洗町	大洗町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
119	村	茨城県 東海村	東海村消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
120	村	茨城県 美浦村	美浦村消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
121	市	栃木県 さくら市	さくら市消費生活センター条例	平成	19
122	市	栃木県 下野市	下野市消費生活センター条例	平成	28
123	市	栃木県 佐野市	佐野市消費生活センター条例	平成	28
124	市	栃木県 鹿沼市	鹿沼市消費生活センター条例	平成	28
125	市	栃木県 真岡市	真岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
126	市	栃木県 足利市	足利市消費生活センター条例	昭和	63
127	市	栃木県 大田原市	大田原市消費生活センター条例	平成	28
128	市	栃木県 栃木市	栃木市消費生活センター条例	平成	22
129	市	栃木県 那須烏山市	那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営等に関する条例	平成	28
130	市	栃木県 那須塩原市	那須塩原市消費生活センター条例	平成	28
131	市	栃木県 日光市	日光市消費生活センター条例	平成	18
132	市	栃木県 矢板市	矢板市消費生活センター条例	平成	28
133	町	栃木県 益子町	芳賀地区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

134	町	栃木県 高根沢町	高根沢町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
135	町	栃木県 市貝町	芳賀地区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
136	町	栃木県 上三川町	上三川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
137	町	栃木県 壬生町	壬生町消費生活センター条例	平成	28
138	町	栃木県 那須町	那須町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
139	町	栃木県 芳賀町	芳賀地区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
140	町	栃木県 茂木町	芳賀地区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
141	町	栃木県 野木町	野木町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
142	都道府県	群馬県	群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例	昭和	45
143	中核都市	群馬県 伊勢崎市	伊勢崎市消費生活センター条例	平成	17
144	中核都市	群馬県 伊勢崎市	伊勢崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
145	中核都市	群馬県 高崎市	高崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
146	中核都市	群馬県 前橋市	前橋市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	8
147	中核都市	群馬県 太田市	太田市消費生活センター条例	昭和	63
148	市	群馬県 みどり市	みどり市消費生活センター条例	平成	19
149	市	群馬県 安中市	安中市消費生活センター条例	平成	18
150	市	群馬県 館林市	館林市消費生活センター設置及び管理に関する条例	平成	9
151	市	群馬県 館林市	館林市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
152	市	群馬県 桐生市	桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	8
153	市	群馬県 渋川市	渋川市消費生活センター条例	平成	18
154	市	群馬県 沼田市	沼田市消費生活センター条例	平成	9
155	市	群馬県 藤岡市	藤岡市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	10
156	市	群馬県 富岡市	富岡市消費生活センター条例	平成	18
157	町	群馬県 甘楽町	甘楽町消費生活センター設置条例	平成	22
158	町	群馬県 玉村町	玉村町消費生活センター条例	平成	21
159	町	群馬県 大泉町	大泉町消費生活センター条例	平成	28
160	町	群馬県 板倉町	板倉町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
161	町	群馬県 明和町	明和町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
162	町	群馬県 邑楽町	邑楽町消費生活センターの設置等に関する条例	平成	28
163	政令指定都市	埼玉県 さいたま市	さいたま市消費生活センター条例	平成	27
164	中核都市	埼玉県 越谷市	越谷市立消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
165	中核都市	埼玉県 熊谷市	熊谷市消費生活センター条例	平成	28
166	中核都市	埼玉県 春日部市	春日部市消費生活センター条例	平成	28
167	中核都市	埼玉県 所沢市	所沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
168	中核都市	埼玉県 川越市	川越市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
169	中核都市	埼玉県 川口市	川口市消費生活センター設置条例	平成	28
170	市	埼玉県 ふじみ野市	ふじみ野市消費生活センター条例	平成	28
171	市	埼玉県 羽生市	羽生市消費生活センター条例	平成	28
172	市	埼玉県 桶川市	桶川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
173	市	埼玉県 加須市	加須市消費生活センター条例	平成	28
174	市	埼玉県 吉川市	吉川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
175	市	埼玉県 久喜市	久喜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
176	市	埼玉県 狭山市	狭山市消費生活センター条例	平成	28
177	市	埼玉県 戸田市	戸田市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
178	市	埼玉県 幸手市	幸手市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
179	市	埼玉県 行田市	行田市消費生活センターの運営等に関する条例	平成	28
180	市	埼玉県 鴻巣市	鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
181	市	埼玉県 坂戸市	坂戸市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

182	市	埼玉県 三郷市	三郷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
183	市	埼玉県 志木市	志木市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
184	市	埼玉県 上尾市	上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
185	市	埼玉県 新座市	新座市消費生活センター条例	平成	28
186	市	埼玉県 深谷市	深谷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
187	市	埼玉県 秩父市	秩父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
188	市	埼玉県 朝霞市	朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
189	市	埼玉県 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市消費生活センター条例	平成	28
190	市	埼玉県 東松山市	東松山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
191	市	埼玉県 日高市	日高市消費生活相談センター条例	平成	28
192	市	埼玉県 入間市	入間市消費生活センター条例	平成	28
193	市	埼玉県 白岡市	白岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
194	市	埼玉県 八潮市	八潮市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
195	市	埼玉県 飯能市	飯能市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
196	市	埼玉県 富士見市	富士見市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
197	市	埼玉県 北本市	北本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
198	市	埼玉県 本庄市	本庄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
199	市	埼玉県 蓮田市	蓮田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
200	市	埼玉県 和光市	和光市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
201	市	埼玉県 蕨市	蕨市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
202	町	埼玉県 ときがわ町	ときがわ町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
203	町	埼玉県 伊奈町	伊奈町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
204	町	埼玉県 寄居町	寄居町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
205	町	埼玉県 宮代町	宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例	平成	28
206	町	埼玉県 三芳町	三芳町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
207	町	埼玉県 小川町	小川町消費生活センター条例	平成	28
208	町	埼玉県 松伏町	松伏町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
209	町	埼玉県 杉戸町	杉戸町消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
210	村	埼玉県 東秩父村	東秩父村消費生活センター条例	平成	28
211	都道府県	千葉県	千葉県消費者センターの設置等に関する条例	平成	2
212	政令指定都市	千葉県 千葉市	千葉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
213	中核都市	千葉県 船橋市	船橋市消費生活センターの消費生活相談等に関する組織及び運営等の基準を定める条例	平成	28
214	中核都市	千葉県 柏市	柏市消費生活センター条例	平成	28
215	市	千葉県 旭市	旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
216	市	千葉県 印西市	印西市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
217	市	千葉県 浦安市	浦安市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
218	市	千葉県 我孫子市	我孫子市消費生活センターの設置及び運営に関する条例	平成	28
219	市	千葉県 鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市消費生活センター設置及び管理条例	平成	28
220	市	千葉県 君津市	君津市消費生活センター条例	平成	28
221	市	千葉県 香取市	香取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
222	市	千葉県 佐倉市	佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	11
223	市	千葉県 佐倉市	佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
224	市	千葉県 山武市	山武市消費生活センター条例	平成	28
225	市	千葉県 四街道市	四街道市消費生活センターに関する条例	平成	28
226	市	千葉県 市原市	市原市消費生活センターの運営等に関する条例	平成	28
227	市	千葉県 市川市	市川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

228	市	千葉県 習志野市	習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例	平成	28
229	市	千葉県 松戸市	松戸市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
230	市	千葉県 成田市	成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
231	市	千葉県 匝瑳市	匝瑳市消費生活センターに関する条例	平成	28
232	市	千葉県 袖ヶ浦市	袖ヶ浦市消費生活センター条例	平成	28
233	市	千葉県 大網白里市	大網白里市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
234	市	千葉県 銚子市	銚子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
235	市	千葉県 東金市	東金市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
236	市	千葉県 白井市	白井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
237	市	千葉県 八街市	八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
238	市	千葉県 八千代市	八千代市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
239	市	千葉県 富里市	富里市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
240	市	千葉県 茂原市	茂原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
241	市	千葉県 木更津市	木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
242	市	千葉県 野田市	野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
243	市	千葉県 流山市	流山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
244	都道府県	東京都	東京都消費生活総合センター条例	平成	28
245	区	東京都 葛飾区	葛飾区消費生活センター条例	平成	1
246	区	東京都 江東区	江東区消費者センター条例	平成	28
247	区	東京都 港区	港区立消費者センター条例	昭和	62
248	区	東京都 荒川区	荒川区消費生活センター条例	平成	28
249	区	東京都 渋谷区	渋谷区立消費者センター条例	昭和	55
250	区	東京都 新宿区	新宿区立消費生活センター条例	平成	5
251	区	東京都 杉並区	杉並区立消費者センター条例	昭和	47
252	区	東京都 世田谷区	世田谷区消費生活センター条例	昭和	49
253	区	東京都 千代田区	千代田区消費生活センター条例	平成	21
254	区	東京都 足立区	足立区消費者センター条例	昭和	49
255	区	東京都 江戸川区	江戸川区消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
256	区	東京都 大田区	大田区立消費者生活センター条例	昭和	55
257	区	東京都 中央区	中央区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
258	区	東京都 中野区	中野区消費生活センター条例	平成	22
259	区	東京都 板橋区	東京都板橋区消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
260	区	東京都 品川区	品川区消費者センター条例	平成	9
261	区	東京都 文京区	文京区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
262	区	東京都 豊島区	豊島区消費生活センター条例	平成	28
263	区	東京都 北区	東京都北区消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
264	区	東京都 墨田区	すみだ消費者センター条例	平成	2
265	区	東京都 目黒区	目黒区消費生活センター条例	昭和	49
266	区	東京都 練馬区	練馬区立石神井公園区民交流センター条例	平成	13
267	市	東京都 稲城市	稲城市消費生活センター条例	平成	28
268	市	東京都 羽村市	羽村市消費生活センター条例	平成	12
269	市	東京都 国立市	国立市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
270	市	東京都 狛江市	狛江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
271	市	東京都 三鷹市	三鷹市消費者活動センター条例	昭和	57
272	市	東京都 小平市	小平市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
273	市	東京都 昭島市	昭島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
274	市	東京都 清瀬市	清瀬市消費生活センター条例	平成	9

275	市	東京都 西東京市	西東京市消費者センター条例	平成	13
276	市	東京都 青梅市	青梅市消費者相談室設置条例	平成	28
277	市	東京都 多摩市	多摩市消費生活センター条例	平成	8
278	市	東京都 町田市	町田市消費生活センター条例	平成	11
279	市	東京都 調布市	調布市消費生活センター条例	平成	28
280	市	東京都 東久留米市	東久留米市消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
281	市	東京都 東村山市	東村山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
282	市	東京都 東大和市	東大和市消費生活センター条例	平成	28
283	市	東京都 日野市	日野市消費生活センター条例	平成	27
284	市	東京都 府中市	府中市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例	平成	28
285	市	東京都 武蔵村山市	武蔵村山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
286	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市消費生活センター条例	平成	28
287	市	東京都 立川市	立川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
288	都道府県	神奈川県	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
289	政令指定都市	神奈川県 横浜市	横浜市消費生活総合センター条例	昭和	49
290	政令指定都市	神奈川県 川崎市	川崎市消費生活センター条例	平成	28
291	政令指定都市	神奈川県 相模原市	相模原市消費生活センター条例	平成	27
292	中核都市	神奈川県 横須賀市	消費生活センター条例	平成	21
293	中核都市	神奈川県 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
294	中核都市	神奈川県 厚木市	厚木市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
295	中核都市	神奈川県 小田原市	小田原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
296	中核都市	神奈川県 大和市	大和市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
297	中核都市	神奈川県 平塚市	平塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
298	市	神奈川県 綾瀬市	綾瀬市消費生活センター条例	平成	28
299	市	神奈川県 伊勢原市	伊勢原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
300	市	神奈川県 海老名市	海老名市消費生活センター条例	平成	27
301	市	神奈川県 鎌倉市	鎌倉市消費生活センター条例	平成	28
302	市	神奈川県 座間市	座間市消費生活センター条例	平成	27
303	市	神奈川県 秦野市	秦野市消費生活センター条例	平成	28
304	市	神奈川県 逗子市	逗子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
305	市	神奈川県 藤沢市	藤沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
306	市	神奈川県 南足柄市	南足柄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
307	都道府県	新潟県	新潟県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
308	政令指定都市	新潟県 新潟市	新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
309	中核都市	新潟県 上越市	上越市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
310	中核都市	新潟県 長岡市	長岡市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
311	市	新潟県 魚沼市	魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
312	市	新潟県 五泉市	五泉市消費生活センター条例	平成	29
313	市	新潟県 佐渡市	佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
314	市	新潟県 十日町市	十日町市消費生活センター条例	平成	29
315	市	新潟県 新発田市	新発田市消費生活センター条例	平成	29
316	市	新潟県 村上市	村上市消費生活センター条例	平成	28
317	市	新潟県 南魚沼市	南魚沼市消費生活センター条例	平成	28
318	市	新潟県 柏崎市	新潟県柏崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
319	町	新潟県 聖籠町	聖籠町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
320	都道府県	富山県	富山県消費生活センター条例	昭和	46

321	中核都市	富山県 富山市	富山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
322	市	富山県 高岡市	高岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
323	市	富山県 黒部市	黒部市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
324	市	富山県 射水市	射水市消費生活センター条例	平成	28
325	市	富山県 砺波市	砺波市消費生活センター条例	平成	28
326	市	富山県 南砺市	南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
327	都道府県	石川県	石川県消費生活支援センター条例	昭和	44
328	中核都市	石川県 金沢市	金沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
329	市	石川県 かほく市	かほく市消費生活センター設置条例	平成	28
330	市	石川県 羽咋市	羽咋市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
331	市	石川県 加賀市	加賀市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
332	市	石川県 七尾市	七尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
333	市	石川県 小松市	小松市消費生活センター条例	平成	28
334	市	石川県 能美市	能美市消費生活センター条例	平成	28
335	市	石川県 白山市	白山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
336	市	石川県 野々市市	野々市市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
337	町	石川県 津幡町	津幡町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
338	都道府県	福井県	福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例	平成	28
339	中核都市	福井県 福井市	福井市消費者センターの設置及び管理に関する条例	平成	28
340	市	福井県 あわら市	あわら市消費者センター条例	平成	28
341	市	福井県 越前市	越前市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
342	市	福井県 坂井市	坂井市消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
343	市	福井県 鯖江市	鯖江市消費生活センターの組織および運営等に関する条例	平成	28
344	市	福井県 勝山市	勝山市消費者センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
345	市	福井県 小浜市	小浜市消費生活相談室の組織および運営等に関する条例	平成	28
346	市	福井県 大野市	大野市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
347	市	福井県 敦賀市	敦賀市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
348	都道府県	山梨県	山梨県県民生活センター設置条例	昭和	55
349	中核都市	山梨県 甲府市	甲府市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
350	市	山梨県 甲斐市	甲斐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
351	市	山梨県 笛吹市	笛吹市消費生活センター条例	平成	29
352	市	山梨県 南アルプス市	南アルプス市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
353	市	山梨県 富士吉田市	富士吉田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
354	中核都市	長野県 松本市	松本市消費生活センター条例	平成	28
355	市	長野県 安曇野市	安曇野市消費生活センター条例	平成	28
356	市	長野県 伊那市	伊那市消費生活センター条例	平成	23
357	市	長野県 塩尻市	塩尻市消費生活センター条例	平成	28
358	市	長野県 岡谷市	岡谷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
359	市	長野県 茅野市	茅野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
360	市	長野県 駒ヶ根市	駒ヶ根市消費生活センター条例	平成	28
361	市	長野県 佐久市	佐久市消費生活センター条例	平成	29
362	市	長野県 小諸市	小諸市消費生活センター条例	平成	28
363	市	長野県 上田市	上田市消費生活センター条例	平成	28
364	市	長野県 諏訪市	諏訪市消費生活センター条例	平成	28
365	市	長野県 須坂市	須坂市消費生活・特殊詐欺被害防止センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例	平成	28
366	市	長野県 千曲市	千曲市消費生活センター条例	平成	28

367	市	長野県 大町市	大町市消費生活センター設置条例	平成	22
368	市	長野県 中野市	中野市消費生活センター条例	平成	29
369	市	長野県 東御市	東御市消費生活センター条例	平成	29
370	市	長野県 飯山市	飯山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
371	市	長野県 飯田市	飯田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
372	町	長野県 下諏訪町	下諏訪町消費生活センター設置条例	平成	28
373	都道府県	岐阜県	岐阜県消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
374	中核都市	岐阜県 岐阜市	岐阜市消費生活センター条例	昭和	63
375	市	岐阜県 可児市	可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	31
376	市	岐阜県 各務原市	各務原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
377	市	岐阜県 関市	関市消費生活センター条例	平成	28
378	市	岐阜県 大垣市	大垣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
379	町	岐阜県 大野町	大野町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
380	市	岐阜県 中津川市	中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	30
381	市	岐阜県 美濃加茂市	美濃加茂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	30
382	都道府県	静岡県	静岡県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
383	政令指定都市	静岡県 静岡市	静岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
384	中核都市	静岡県 富士市	富士市消費生活センター条例	平成	28
385	中核都市	静岡県 沼津市	沼津市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する条例	平成	28
386	市	静岡県 伊東市	伊東市消費生活センター条例	令和	2
387	市	静岡県 伊豆の国市	伊豆の国市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	30
388	市	静岡県 伊豆市	伊豆市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	30
389	市	静岡県 下田市	下田市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例	平成	27
390	市	静岡県 掛川市	掛川市消費生活センター条例	平成	28
391	市	静岡県 菊川市	菊川市消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例	平成	28
392	市	静岡県 湖西市	湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例	平成	28
393	市	静岡県 御前崎市	御前崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
394	市	静岡県 御殿場市	御殿場市消費生活センター条例	平成	11
395	市	静岡県 三島市	三島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
396	市	静岡県 焼津市	焼津市消費生活センター条例	平成	30
397	市	静岡県 裾野市	裾野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
398	市	静岡県 袋井市	袋井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
399	市	静岡県 島田市	島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
400	市	静岡県 藤枝市	藤枝市消費生活センター条例	平成	28
401	市	静岡県 磐田市	磐田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
402	市	静岡県 富士宮市	富士宮市消費生活センター条例	平成	29
403	市	静岡県 牧之原市	牧之原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
404	町	静岡県 河津町	河津町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
405	町	静岡県 小山町	小山町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	28
406	町	静岡県 松崎町	松崎町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
407	町	静岡県 清水町	清水町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

408	町	静岡県 西伊豆町	西伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
409	町	静岡県 東伊豆町	東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
410	町	静岡県 南伊豆町	南伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	27
411	町	静岡県 函南町	函南町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例	平成	28
412	都道府県	愛知県	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
413	政令指定都市	愛知県 名古屋市	名古屋市消費生活センター条例	平成	28
414	中核都市	愛知県 一宮市	一宮市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
415	中核都市	愛知県 岡崎市	岡崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
416	中核都市	愛知県 春日井市	春日井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
417	中核都市	愛知県 豊田市	豊田消費生活センター条例	平成	28
418	市	愛知県 みよし市	みよし市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
419	市	愛知県 安城市	安城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
420	市	愛知県 稲沢市	稲沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
421	市	愛知県 刈谷市	刈谷市消費生活センター条例	平成	29
422	市	愛知県 岩倉市	岩倉市消費生活センター条例	平成	28
423	市	愛知県 犬山市	犬山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
424	市	愛知県 江南市	江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
425	市	愛知県 小牧市	小牧市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例	平成	28
426	市	愛知県 常滑市	常滑市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	29
427	市	愛知県 瀬戸市	瀬戸市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
428	市	愛知県 清須市	清須市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
429	市	愛知県 西尾市	西尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
430	市	愛知県 大府市	大府市消費生活センター条例	平成	28
431	市	愛知県 知多市	知多市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
432	市	愛知県 知立市	知立市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
433	市	愛知県 長久手市	長久手市消費生活センター条例	平成	29
434	市	愛知県 津島市	海部地域消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
435	市	愛知県 東海市	東海市消費生活センター条例	平成	29
436	市	愛知県 日進市	日進市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
437	市	愛知県 半田市	半田市消費生活センター条例	平成	27
438	市	愛知県 尾張旭市	尾張旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
439	市	愛知県 碧南市	碧南市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
440	市	愛知県 豊明市	豊明市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	29
441	市	愛知県 北名古屋市	北名古屋市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
442	町	愛知県 扶桑町	扶桑町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
443	都道府県	三重県	三重県消費生活センター条例	昭和	61
444	市	三重県 伊勢市	伊勢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
445	市	三重県 津市	津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
446	中核都市	滋賀県 大津市	大津市消費生活センター条例	平成	9
447	市	滋賀県 近江八幡市	近江八幡市消費生活センター条例	平成	28
448	市	滋賀県 栗東市	栗東市消費生活相談窓口の組織及び運営等に関する条例	平成	28
449	市	滋賀県 湖南市	湖南市消費生活センター条例	平成	28
450	市	滋賀県 甲賀市	甲賀市消費生活センター条例	平成	28

451	市	滋賀県 高島市	高島市消費生活センターの設置および運営等に関する条例	平成	28
452	市	滋賀県 守山市	守山市消費生活センターの組織および運営等に関する条例	平成	28
453	市	滋賀県 草津市	草津市消費生活センターの組織および運営等に関する条例	平成	28
454	市	滋賀県 長浜市	長浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
455	市	滋賀県 東近江市	東近江市消費生活センター条例	平成	28
456	市	滋賀県 彦根市	彦根市消費生活センター条例	平成	28
457	市	京都府 綾部市	綾部市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
458	市	京都府 宇治市	宇治市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
459	市	京都府 亀岡市	亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
460	市	京都府 宮津市	宮津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
461	市	京都府 京丹後市	京丹後市消費生活センター条例	平成	28
462	市	京都府 京田辺市	京田辺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
463	市	京都府 向日市	向日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
464	市	京都府 城陽市	城陽市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
465	市	京都府 長岡京市	長岡京市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
466	市	京都府 八幡市	八幡市生活情報センター条例	平成	28
467	市	京都府 舞鶴市	舞鶴市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
468	市	京都府 福知山市	福知山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
469	都道府県	大阪府	大阪府消費生活センター条例	平成	14
470	中核都市	大阪府 茨木市	茨木市市民総合センター条例	平成	1
471	中核都市	大阪府 岸和田市	岸和田市立消費生活センター条例	昭和	57
472	中核都市	大阪府 高槻市	高槻市立消費生活センター条例	昭和	56
473	中核都市	大阪府 寝屋川市	寝屋川市立消費生活センター条例	平成	27
474	中核都市	大阪府 吹田市	吹田市消費生活センター条例	昭和	55
475	中核都市	大阪府 東大阪市	東大阪市立消費生活センター条例	昭和	56
476	中核都市	大阪府 八尾市	八尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
477	中核都市	大阪府 豊中市	豊中市立生活情報センター条例	昭和	57
478	中核都市	大阪府 枚方市	枚方市立消費生活センター条例	昭和	55
479	市	大阪府 羽曳野市	羽曳野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
480	市	大阪府 河内長野市	河内長野市消費生活センター条例	平成	28
481	市	大阪府 貝塚市	貝塚市消費生活センター条例	令和	2
482	市	大阪府 交野市	交野市消費生活センター条例	平成	28
483	市	大阪府 高石市	高石市消費生活センター条例	平成	28
484	市	大阪府 阪南市	阪南市消費生活センター条例	平成	29
485	市	大阪府 四條畷市	四條畷市消費生活センター条例	平成	28
486	市	大阪府 守口市	守口市消費生活センター条例	平成	23
487	市	大阪府 松原市	松原市消費生活センター条例	平成	28
488	市	大阪府 泉佐野市	泉佐野市消費生活センター条例	平成	27
489	市	大阪府 泉大津市	泉大津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
490	市	大阪府 泉南市	泉南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
491	市	大阪府 大阪狭山市	大阪狭山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
492	市	大阪府 大東市	大東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
493	市	大阪府 池田市	池田市立消費生活センター条例	昭和	60
494	市	大阪府 藤井寺市	藤井寺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
495	市	大阪府 柏原市	柏原市消費生活センター条例	平成	29
496	市	大阪府 富田林市	富田林市消費生活センター条例	平成	28
497	市	大阪府 箕面市	箕面市消費生活センター条例	平成	6
498	市	大阪府 門真市	門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

499	市	大阪府 和泉市	和泉市消費生活センター条例	平成	28
500	町	大阪府 熊取町	消費生活センター条例	平成	24
501	都道府県	兵庫県	兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例	平成	20
502	都道府県	兵庫県	兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例	昭和	40
503	政令指定都市	兵庫県 神戸市	神戸市消費生活センター条例	昭和	49
504	中核都市	兵庫県 加古川市	加古川市消費生活センター条例	平成	28
505	中核都市	兵庫県 尼崎市	尼崎市消費生活センター条例	昭和	45
506	中核都市	兵庫県 宝塚市	宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
507	市	兵庫県 たつの市	たつの市消費生活センター条例	平成	28
508	市	兵庫県 伊丹市	伊丹市立消費生活センター条例	昭和	47
509	市	兵庫県 加西市	加西市消費生活センター条例	平成	30
510	市	兵庫県 加東市	加東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
511	市	兵庫県 高砂市	高砂市消費生活センター条例	平成	28
512	市	兵庫県 三田市	三田市消費生活センター条例	平成	28
513	市	兵庫県 宍粟市	宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
514	市	兵庫県 洲本市	洲本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
515	市	兵庫県 西脇市	西脇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
516	市	兵庫県 赤穂市	赤穂市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
517	市	兵庫県 川西市	川西市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
518	市	兵庫県 相生市	相生市消費生活センター条例	平成	28
519	市	兵庫県 淡路市	淡路市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
520	市	兵庫県 朝来市	朝来市消費生活センター条例	平成	28
521	市	兵庫県 南あわじ市	南あわじ市消費生活センター条例	平成	28
522	市	兵庫県 豊岡市	豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
523	市	兵庫県 養父市	養父市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
524	町	兵庫県 稲美町	稲美町消費生活センター条例	平成	29
525	町	兵庫県 香美町	香美町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
526	町	兵庫県 上郡町	上郡町消費生活センター条例	平成	29
527	町	兵庫県 新温泉町	新温泉町消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
528	町	兵庫県 多可町	多可町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
529	町	兵庫県 猪名川町	猪名川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
530	町	兵庫県 播磨町	播磨町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
531	都道府県	奈良県	奈良県消費生活センター条例	昭和	45
532	中核都市	奈良県 奈良市	奈良市消費生活センター条例	平成	28
533	市	奈良県 橿原市	橿原市観光交流センター条例	平成	22
534	市	奈良県 橿原市	橿原市消費生活センター条例	平成	28
535	市	奈良県 香芝市	香芝市消費生活センター条例	平成	28
536	市	奈良県 桜井市	桜井市消費生活センター条例	平成	29
537	市	奈良県 生駒市	生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
538	市	奈良県 大和郡山市	大和郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
539	市	奈良県 大和高田市	大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
540	市	奈良県 天理市	天理市消費生活センターに関する条例	平成	28
541	都道府県	和歌山県	和歌山県消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める条例	平成	28
542	中核都市	和歌山県 和歌山市	和歌山市消費生活センターの組織、運営等に関する事項を定める条例	平成	28
543	市	和歌山県 橋本市	橋本市消費生活センター設置条例	平成	29
544	都道府県	鳥取県	鳥取県消費生活センター条例	昭和	46

545	中核都市	鳥取県 鳥取市	鳥取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
546	市	鳥取県 境港市	境港市消費生活センター条例	平成	28
547	市	鳥取県 米子市	米子市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
548	都道府県	島根県	島根県消費者センター条例	昭和	46
549	中核都市	島根県 松江市	松江市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
550	市	島根県 安来市	安来市消費生活センター条例	平成	28
551	市	島根県 雲南市	雲南市消費生活センター条例	平成	27
552	市	島根県 益田市	益田市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例	平成	28
553	市	島根県 江津市	江津市消費生活センター条例	令和	2
554	市	島根県 出雲市	出雲市生活・消費相談センター条例	平成	28
555	市	島根県 大田市	大田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	令和	2
556	市	島根県 浜田市	浜田市消費生活相談室の組織及び運営等に関する条例	平成	28
557	都道府県	岡山県	岡山県消費生活センター条例	昭和	45
558	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	27
559	中核都市	岡山県 倉敷市	倉敷市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
560	市	岡山県 井原市	井原市消費生活センター条例	平成	28
561	市	岡山県 笠岡市	笠岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
562	市	岡山県 真庭市	真庭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
563	市	岡山県 瀬戸内市	瀬戸内市消費生活センター条例	平成	29
564	市	岡山県 赤磐市	赤磐市消費生活センター条例	平成	29
565	市	岡山県 浅口市	浅口市消費生活センター条例	平成	28
566	市	岡山県 総社市	総社市消費生活センター条例	平成	28
567	市	岡山県 津山市	津山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
568	政令指定都市	広島県 広島市	広島市消費生活センター条例	昭和	49
569	中核都市	広島県 呉市	呉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
570	中核都市	広島県 福山市	福山市消費生活センター条例	平成	13
571	中核都市	広島県 福山市	福山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
572	市	広島県 三原市	三原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
573	市	広島県 三次市	三次市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
574	市	広島県 庄原市	庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
575	市	広島県 竹原市	竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例	平成	28
576	市	広島県 東広島市	東広島市消費生活センター条例	平成	28
577	市	広島県 廿日市市	廿日市市消費生活センター条例	平成	28
578	市	広島県 尾道市	尾道市消費生活センター条例	平成	28
579	市	広島県 府中市	府中市消費生活センター条例	平成	28
580	町	広島県 北広島町	北広島町人権・生活総合相談センター設置及び管理条例	平成	17
581	都道府県	山口県	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
582	中核都市	山口県 下関市	下関市消費生活センター条例	平成	28
583	市	山口県 宇部市	宇部市消費生活センター条例	平成	28
584	市	山口県 下松市	下松市消費生活センター条例	平成	28
585	市	山口県 岩国市	岩国市消費生活センター条例	平成	28
586	市	山口県 光市	光市消費生活センター条例	平成	28
587	市	山口県 山口市	山口市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
588	市	山口県 山陽小野田市	山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
589	市	山口県 周南市	周南市消費生活センター条例	平成	28

590	市	山口県 長門市	長門市消費生活センター条例	平成	28
591	市	山口県 萩市	萩市消費生活センター条例	平成	28
592	市	山口県 美祢市	美祢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
593	市	山口県 防府市	防府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
594	市	山口県 柳井市	柳井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
595	市	徳島県 阿南市	阿南市消費生活センター条例	平成	27
596	市	徳島県 阿波市	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
597	市	徳島県 吉野川市	吉野川市消費生活センター条例	平成	29
598	市	徳島県 三好市	みよし消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
599	市	徳島県 小松島市	小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	平成	28
600	市	徳島県 徳島市	消費生活センターの組織、運営等に関する条例	平成	28
601	市	徳島県 美馬市	美馬市消費生活センター条例	平成	28
602	市	徳島県 鳴門市	鳴門市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
603	町	徳島県 松茂町	松茂・北島消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
604	町	徳島県 上板町	上板町消費生活相談窓口の組織及び運営等に関する条例	平成	28
605	町	徳島県 板野町	板野町消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例	平成	28
606	町	徳島県 藍住町	藍住町消費生活センターの設置及び管理等に関する条例	平成	29
607	都道府県	香川県	香川県消費生活センター条例	平成	13
608	都道府県	香川県	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
609	中核都市	香川県 高松市	高松市消費生活センター条例	平成	28
610	中核都市	愛媛県 松山市	松山市消費生活センター条例	平成	28
611	市	愛媛県 宇和島市	宇和島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
612	市	愛媛県 今治市	今治市消費生活センター条例	平成	29
613	市	愛媛県 新居浜市	新居浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
614	市	愛媛県 西条市	西条市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
615	市	愛媛県 西予市	西予市消費生活センター条例	平成	28
616	市	愛媛県 八幡浜市	八幡浜市消費生活センター設置条例	平成	28
617	都道府県	高知県	高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例	昭和	47
618	中核都市	高知県 高知市	高知市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
619	市	高知県 須崎市	須崎市消費生活相談員条例	平成	26
620	市	高知県 南国市	南国市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
621	都道府県	福岡県	福岡県消費生活センター条例	平成	28
622	政令指定都市	福岡県 北九州市	北九州市立消費生活センター条例	平成	28
623	中核都市	福岡県 久留米市	久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例	平成	12
624	市	福岡県 古賀市	古賀市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
625	市	福岡県 行橋市	行橋市消費生活条例	平成	28
626	市	福岡県 糸島市	糸島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
627	市	福岡県 宗像市	宗像市消費生活センター条例	平成	15
628	市	福岡県 春日市	春日市公の施設の設置及び管理に関する条例	昭和	39
629	市	福岡県 春日市	春日市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
630	市	福岡県 小郡市	小郡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
631	市	福岡県 太宰府市	太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
632	市	福岡県 大牟田市	大牟田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
633	市	福岡県 大野城市	大野城市消費生活センター条例	平成	28
634	市	福岡県 筑後市	筑後市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
635	市	福岡県 筑紫野市	筑紫野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

636	市	福岡県 中間市	中間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
637	市	福岡県 朝倉市	朝倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
638	市	福岡県 直方市	直鞍広域消費生活センターの設置及び管理に関する条例	平成	28
639	市	福岡県 八女市	八女市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
640	市	福岡県 飯塚市	飯塚市消費生活センター条例	平成	28
641	市	福岡県 柳川市	柳川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
642	町	福岡県 志免町	志免町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
643	町	福岡県 水巻町	水巻町消費生活センター条例	平成	28
644	町	福岡県 筑前町	筑前町消費生活センター条例	平成	28
645	都道府県	佐賀県	佐賀県消費生活センター設置条例	平成	28
646	中核都市	佐賀県 佐賀市	佐賀市消費生活センター設置条例	平成	28
647	市	佐賀県 伊万里市	伊万里市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
648	市	佐賀県 小城市	小城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
649	市	佐賀県 鳥栖市	鳥栖市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
650	市	佐賀県 唐津市	唐津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
651	市	佐賀県 武雄市	武雄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
652	中核都市	長崎県 佐世保市	佐世保市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
653	市	長崎県 壱岐市	壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
654	市	長崎県 雲仙市	雲仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	27
655	市	長崎県 五島市	五島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
656	市	長崎県 松浦市	松浦市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
657	市	長崎県 西海市	西海市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
658	市	長崎県 対馬市	対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例	平成	28
659	市	長崎県 大村市	大村市消費生活センター条例	平成	28
660	市	長崎県 島原市	島原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
661	市	長崎県 南島原市	南島原市消費生活センター条例	平成	28
662	市	長崎県 平戸市	平戸市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
663	市	長崎県 諫早市	諫早市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
664	都道府県	熊本県	熊本県消費生活センター条例	平成	28
665	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市消費者センター条例〔消費者センター〕	平成	28
666	市	熊本県 阿蘇市	阿蘇市消費生活センター条例	平成	24
667	市	熊本県 宇城市	宇城市消費生活センター条例	平成	28
668	市	熊本県 宇土市	宇土市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
669	市	熊本県 菊池市	菊池市消費生活センター条例	平成	28
670	市	熊本県 玉名市	玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
671	市	熊本県 荒尾市	荒尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
672	市	熊本県 合志市	合志市消費生活センター条例	平成	28
673	市	熊本県 山鹿市	山鹿市消費生活センター条例	平成	28
674	市	熊本県 上天草市	上天草市消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理に関する条例	平成	28
675	市	熊本県 人吉市	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
676	市	熊本県 水俣市	水俣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
677	市	熊本県 天草市	天草市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
678	市	熊本県 八代市	八代市消費生活センター条例	平成	28
679	中核都市	大分県 大分市	大分市市民活動・消費生活センター条例	平成	16
680	市	大分県 宇佐市	宇佐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
681	市	大分県 臼杵市	臼杵市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
682	市	大分県 杵築市	杵築市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

683	市	大分県 国東市	国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
684	市	大分県 佐伯市	佐伯市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
685	市	大分県 竹田市	竹田市消費生活センター条例	平成	28
686	市	大分県 中津市	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
687	市	大分県 日田市	日田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
688	市	大分県 別府市	別府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
689	市	大分県 豊後高田市	豊後高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
690	市	大分県 豊後大野市	豊後大野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
691	市	大分県 由布市	由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
692	市	宮崎県 延岡市	延岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
693	中核都市	宮崎県 宮崎市	宮崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
694	町	宮崎県 高鍋町	西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例	平成	29
695	市	宮崎県 都城市	都城市消費生活センター設置条例	平成	28
696	市	宮崎県 日南市	日南串間消費生活センター条例	平成	30
697	都道府県	鹿児島県	鹿児島県消費生活センターの設置及び管理に関する条例	昭和	47
698	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市消費生活センター条例	平成	6
699	市	鹿児島県 いちき串木野市	いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
700	市	鹿児島県 阿久根市	阿久根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
701	市	鹿児島県 始良市	始良市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
702	市	鹿児島県 伊佐市	伊佐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
703	市	鹿児島県 奄美市	奄美市消費生活センター条例	平成	28
704	市	鹿児島県 薩摩川内市	薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
705	市	鹿児島県 志布志市	志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
706	市	鹿児島県 指宿市	指宿市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
707	市	鹿児島県 鹿屋市	鹿屋市消費生活センター条例	平成	23
708	市	鹿児島県 出水市	出水市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
709	市	鹿児島県 西之表市	西之表市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
710	市	鹿児島県 曾於市	曾於市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
711	市	鹿児島県 南さつま市	南さつま市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
712	市	鹿児島県 南九州市	南九州市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
713	市	鹿児島県 日置市	日置市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
714	市	鹿児島県 枕崎市	枕崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
715	市	鹿児島県 霧島市	霧島市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
716	中核都市	沖縄県 那覇市	那覇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
717	市	沖縄県 うるま市	うるま市消費生活センター条例	平成	29
718	市	沖縄県 沖縄市	沖縄市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28
719	市	沖縄県 宜野湾市	宜野湾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	平成	28

一覧3 消費者行政個別条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	
1	町	秋田県 小坂町	小坂町消費者団体育成資金貸付条例	昭和	50
2	市	茨城県 日立市	日立市計量検査所条例	平成	11
3	市	栃木県 下野市	下野市消費生活検討委員会条例	平成	27
4	都道府県	埼玉県	埼玉県生活科学センター条例	平成	14
5	中核都市	千葉県 柏市	柏市振り込め詐欺等被害防止等条例	平成	28
6	都道府県	東京都	東京都計量受託検査条例	昭和	53
7	都道府県	東京都	薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例	昭和	53
8	中核都市	山梨県 甲府市	甲府市計量検査条例	平成	12
9	町	長野県 箕輪町	箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会設置条例	令和	3
10	政令指定都市	静岡県 浜松市	浜松市消費者安全法施行条例	平成	28
11	都道府県	大阪府	大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	平成	12
12	市	大阪府 大阪狭山市	大阪狭山市消費生活審議会条例	昭和	54
13	町	兵庫県 福崎町	福崎町生活科学センター条例	平成	28
14	中核都市	鳥取県 鳥取市	鳥取市消費者行政審議会条例	平成	30
15	中核都市	島根県 松江市	松江市消費者教育推進地域協議会設置条例	平成	28
16	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市消費者教育推進地域協議会設置条例	平成	26
17	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市計量検査事務条例	平成	12
18	都道府県	徳島県	徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例	平成	26

一覧4 基金条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年
1	都道府県	福島県	福島県消費者行政活性化基金条例	平成 21
2	町	福島県 大熊町	大熊町住民生活に光をそそぐ基金条例	平成 23
3	都道府県	栃木県	栃木県消費者行政活性化基金条例	平成 21
4	都道府県	埼玉県	埼玉県消費者行政活性化基金条例	平成 21
5	都道府県	東京都	東京都消費者行政活性化基金条例	平成 21
6	都道府県	神奈川県	神奈川県消費者行政活性化基金条例	平成 21
7	都道府県	新潟県	新潟県消費者行政活性化基金条例	平成 21
8	都道府県	長野県	資金積立基金条例	昭和 39
9	都道府県	愛知県	消費者行政活性化基金条例	平成 21
10	都道府県	三重県	三重県消費者行政活性化基金条例	平成 21
11	都道府県	滋賀県	滋賀県消費者行政活性化基金条例	平成 21
12	都道府県	大阪府	大阪府消費者行政活性化基金条例	平成 21
13	都道府県	兵庫県	消費者行政活性化事業基金等設置条例	平成 21
14	都道府県	鳥取県	鳥取県基金条例	平成 19
15	町	島根県 奥出雲町	奥出雲町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例	平成 23
16	市	愛媛県 西予市	西予市消費者行政活性化基金条例	平成 23
17	都道府県	福岡県	福岡県消費者行政活性化基金条例	平成 21
18	都道府県	熊本県	熊本県消費者行政活性化基金条例	平成 21
19	都道府県	大分県	大分県消費者行政活性化基金条例	平成 21
20	都道府県	沖縄県	沖縄県消費者行政活性化基金条例	平成 21
21	村	沖縄県 大宜味村	大宜味村住民生活に光をそそぐ基金条例	平成 23
22	村	沖縄県 北中城村	北中城村住民生活に光をそそぐ基金条例	平成 23

一覧5 住民のくらし安全等に関する条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	
1	市	北海道 恵庭市	恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例	平成	21
2	市	北海道 士別市	士別市安全で安心なまちづくり条例	平成	18
3	市	北海道 紋別市	紋別市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	平成	23
4	市	北海道 滝川市	滝川市安全・安心地域づくり条例	平成	21
5	市	北海道 網走市	網走市生活安全条例	平成	18
6	町	北海道 小清水町	小清水町くらしの安全条例	平成	14
7	町	北海道 陸別町	陸別町地域生活安全条例	平成	12
8	町	北海道 斜里町	斜里町くらしの安全条例	平成	14
9	都道府県	福島県	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	平成	20
10	中核都市	群馬県 伊勢崎市	伊勢崎市安心安全まちづくり条例	平成	17
11	市	千葉県 八街市	落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例	平成	21
12	市	東京都 狛江市	狛江市安心で安全なまちづくり基本条例	平成	24
13	市	滋賀県 近江八幡市	近江八幡市安全で安心なまちづくり条例	平成	22
14	中核都市	兵庫県 尼崎市	尼崎市民の福祉に関する条例	昭和	58
15	都道府県	鳥取県	鳥取県非営利公益活動促進条例	平成	13
16	中核都市	鳥取県 鳥取市	鳥取市市民活動の推進に関する条例	平成	15
17	町	岡山県 奈義町	奈義町安全安心まちづくり条例	平成	21
18	政令指定都市	福岡県 北九州市	北九州市安全・安心条例	平成	26
19	市	鹿児島県 霧島市	霧島市安心安全まちづくり条例	平成	18

資料2 「3-1.消費者行政関係条例の把握と分類」の条例及び関係法律の規定

(1)消費生活条例

(ii)消費生活条例の規定一条例の目的や消費者の権利、自治体・事業者・消費者等の責務等に関わる内容

①消費生活の安定・向上の確保等の目的

(例) 島根県消費生活条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(参考) 消費者基本法

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(参考) 消費者保護基本法

(目的)

第一条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

②基本理念、消費者の権利

(例) 消費生活の安定及び向上に関する条例(鳥取県)

(基本理念)

第1条の2 県民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自立した主体として、自主的かつ合理的に行動するとともに、事業者が適切な事業活動を行い、消費者の信頼を確保することを基本として行われなければならない。

2 県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(1) 消費者の安全が確保されること。

(2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

(3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。

(4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。

(5) 消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。

(6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

3 消費者施策の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を是正するための施策を進めるとともに、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

4 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適切な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮しなければならない。

5 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応すること並びに環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(参考) 消費者基本法

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済さ

れることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第二十一条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

③自治体の責務

(例) 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たつては、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び環境の保全に配慮するものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、当該地域の社会的、経済的状況に応じた住民の消費生活の安定及び向上を図るための施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

(国の責務)

第三条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(参考) 消費者保護基本法

(国の責務)

第二条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

④事業者の責務等

(例) 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、消費者の安全、消費者との取引における公正の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、県の消費生活の安定及び向上を図る施策の実施に協力しなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、その供給又は消費者から購入(以下「供給等」という。)をする商品等について、品質その他の内容の向上、消費者からの苦情(以下「消費者苦情」という。)の適切な処理及び消費者の意

見の反映に努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給等をする商品等及び当該商品等の取引に関する適正な情報を消費者に積極的に提供しよう努めなければならない。

5 事業者は、その供給等をする商品等の取引に当たっては、当該取引の内容について消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして消費者の理解が得られるよう配慮するとともに、消費者の権利義務その他の契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう努めなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給等をする商品等に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより、消費者の信頼を確保しよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第四条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、前条第七項に規定する基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

(事業者の責務等)

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保しよう努めなければならない。

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(事業者の責務)

第四条 1 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

⑤消費者の役割等

(例) 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動しよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用その他の環境の保全に努めるとともに、知的財産権等の適正な保護に配慮しよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動しよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮しよう努めなければならない。

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主

的な活動に努めるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(消費者の役割)

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(iii)消費生活条例の規定—消費者行政の体制や方針に関わる内容

⑥基本計画の策定

(例) 鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(消費者基本計画)

第 6 条の 4 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 長期的に講ずべき消費者施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県生活安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(参考) 消費者基本法

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

⑦財政上の措置

(例) 徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

(財政上の措置等)

第九条 県は、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

(法制上の措置等)

第十条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(参考) 消費者保護基本法

(法制上の措置等)

第六条 1 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(参考) 消費者安全法

(財政上の措置等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑧年次報告等

(例) 北海道消費生活条例

(年次報告)

第7条 知事は、毎年、議会に、道民の消費生活に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(参考) 消費者基本法

(年次報告)

第十条の二 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

⑨消費者による自治体の長への措置要求等の申出

(例) 熊本県消費生活条例

(知事に対する申出)

第48条 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に基づく措置がとられていないことにより消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(参考) 消費者安全法

(事故等原因調査等の申出)

第二十八条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 調査委員会は、前項の規定による申出があったときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。

3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第一項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたこと又は第二十八条第一項の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

⑩国等への措置要請

(例) 滋賀県消費生活条例

(国等への措置要請)

第47条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国および関係地方公共団体ならびに県外事業者等に対して、適切な措置をとるよう要請し、または協力を求めるものとする。

(参考) 消費者安全法

(都道府県知事による提案)

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変

更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第三節 地方公共団体の長に対する情報の提供

第十一条の二 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

(都道府県知事による要請)

第四十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。

3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

⑩消費者安全確保地域協議会の設置

(例) 鎌倉市市民のくらしをまもる条例

(消費者安全確保地域協議会)

第 15 条 市は、法第 11 条の 3 第 1 項の規定に基づき、鎌倉市消費者安全確保地域協議会を設置する。

(参考) 消費者安全法

(消費者安全確保地域協議会)

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

(iv)消費生活条例の規定一事業者への規制に関わる内容

⑫危害の防止、規格等の適正化等

(例) 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

第 2 章 消費生活の安全等

第 1 節 危害の防止

(安全性の試験等)

第 7 条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等である疑いがあると認めるときは、当該商品等の安全性について、必要な試験、検査又は調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たつて、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることの立証を求めることができる。

3 知事は、消費者の生命、身体又は財産の安全を確保するため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による試験、検査又は調査の経過及び結果に関する情報を県民に提供するものとする。

(危害防止の勧告等)

第 8 条 知事は、事業者の供給する商品等がその欠陥により消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の停止、回収その他の危害の発生又は拡大を防止するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告

することができる。

第2節 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第9条 事業者は、次に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- (1) 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めること。
- (2) 消費者が商品等の購入、使用又は利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質、機能、量目、事業者の氏名又は名称及び住所、製造年月日等を適正に表示すること。
- (3) 消費者が商品等の購入又は利用に際しその選択を容易に行うことができるようにするため、販売価格及び単位当たりの価格又は利用料金を当該商品等又は店内その他の見やすいところに表示すること。
- (4) 消費者が商品等の購入又は利用に際しその選択を誤ることがないようにするため、商品等の広告に当たっては、その表現に留意し、適正な情報を提供すること。
- (5) 消費者が計量につき不利益を被ることがないようにするため、商品等の適正な計量をする事。
- (6) 消費者が商品等の内容を誤認し、又は消費者の経済的負担が著しく増大することがないようにするため、商品等の供給に当たっては、過大又は過剰な包装又は容器を用いないこと。
- (7) 商品等の修理、交換等のアフターサービスの内容を明示すること。

(自主基準の設定)

第10条 事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)は、前条各号に掲げる事項を推進するために必要な基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 知事は、事業者等に対し、自主基準の設定及び変更並びにその遵守について、必要な指導又は助言をすることができる。

3 事業者等は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(参考) 消費者基本法

第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第十三条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第十四条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第十六条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(危害の防止)

第七条 国は、国民の消費生活において商品及び役務が国民の生命、身体及び財産に対して及ぼす危害を防止するため、商品及び役務について、必要な危害防止の基準を整備し、その確保を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第八条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第九条 1 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正

な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(表示の適正化等)

第十条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の確保等)

第十一条 国は、商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不当に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずるとともに、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるにあたり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

⑬事業者の商品・役務にかかる自治体独自の規格・表示の基準設定

(例) 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(県基準の設定)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、第 9 条各号に掲げる事項に関し事業者が遵守すべき基準(以下「県基準」という。)を定めることができる。

(1) 自主基準が設定されない場合

(2) 自主基準の内容がその設定の目的に適合しない場合

(3) 自主基準の設定に参加していない事業者が関係事業者の相当部分を占めている場合

2 知事は、県基準を定めようとするときは、富山県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県基準を定めるときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(県基準の遵守義務)

第 12 条 事業者は、県基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

⑭不当な取引行為の禁止

(例) 山梨県消費生活条例

(不当な取引行為の禁止)

第十六条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品若しくは役務に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、又は消費者を不安な状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 取引における信義則に背反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又はその債務の履行をさせること。

五 契約又は法令の規定に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

六 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下この号において「申込みの撤回等」という。)を妨げ、又は申込みの撤回等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

七 商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくはその債務の履行をさせること。

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(指導及び勧告)

第十七条 知事は、事業者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、不当な取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

(情報提供)

第十八条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、その不当な取引行為の内容、その不当な取引行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他不当な取引行為による被害を防止するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

(参考) 消費者契約法

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

八 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（消費者契約の目的となるもの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費

者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

5 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

6 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

⑮訪問販売の制限等

（例1）野州市くらし支えあい条例

（訪問販売の制限等）

第17条 登録事業者は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 登録事業者は、訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 市長は、事業者が第9条又は前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者はその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 市長は、登録事業者に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

（例2）松本市消費者保護条例

（消費者被害防止の強化）

第26条 市長は、訪問販売等による消費者の被害を未然に防止するため、情報の収集及び提供等について、必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、前項の消費者被害防止を円滑かつ効果的に推進するため、消費者及び消費者団体又は関係機関等で構成する訪問販売等被害防止緊急連絡網を設置することができる。

⑯生活関連物資供給等

（例）長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

（情報の収集及び提供）

第26条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）又は役務の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

2 生活関連物資又は役務の生産、輸入、販売、供給、保管等の事業を行う者及びこれらの者が組織する団体（以下「生活関連事業者」という。）は、前項の規定による情報の収集に協力するものとする。

（物資の供給等の協力要請）

第27条 知事は、生活関連物資又は役務の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、生活関連事業者に対し、当該生活関連物資又は役務の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

（物資の指定）

第28条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により物資を指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

（特別調査）

第29条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連物資（以下「指定生活関連物資」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

（売渡しの勧告）

第30条 知事は、指定生活関連物資の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみによ

り、当該指定生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連物資を売渡すよう勧告することができる。

(価格引下げの勧告)

第31条 知事は、関係事業者が、指定生活関連物資を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(参考) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

(物資の指定)

第二条 生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行なわれ又は行なわれるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特別の調査を要する物資として指定する。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

(調査)

第三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条第一項の規定により指定された物資（以下「特定物資」という。）について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行なうものとする。

(売渡しに関する指示及び命令)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先（内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。）を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

4 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

5 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(立入検査等)

第五条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣)

第六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

(価格調査官)

第七条 第五条第一項及び第二項の規定による立入検査及び質問に関する職務を行わせるため、内閣府及び主務省に、価格調査官を置く。

(地方公共団体が処理する事務)

第八条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、

地方公共団体の長が行うこととすることができる。

(罰則)

第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(v)消費生活条例の規定一条例の実効性確保に関わる内容

⑩事業者への必要な措置の指導・勧告等

(例) 消費生活の安定及び向上に関する条例(鳥取県)

(危害商品等に係る措置の勧告)

第8条 知事は、事業者が供給する商品等が危害商品等であると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該危害商品等を供給する事業者に対し、当該危害商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(県基準の遵守の勧告)

第11条 知事は、事業者が前条第1項の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(不当な取引方法に係る措置の勧告)

第11条の6 知事は、事業者が第11条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(事業活動の是正の勧告)

第19条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者が当該生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(参考) 消費者安全法

(事業者に対する勧告及び命令)

第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大生命身体被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合(当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生(以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規

定に基づく措置がある場合を除く。)において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

7 内閣総理大臣は、第二項若しくは第五項の規定による命令をしようとするとき又は第三項若しくは前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項若しくは第五項の規定による命令をしたとき又は第三項若しくは第六項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

⑱事業者による製造・販売の禁止、中止・回収義務

(例) 消費生活条例(宮城県)

(緊急危害防止措置)

第十一条 知事は、商品等がその欠陥により消費者の生命又は身体について重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表があつたときは、当該商品等を供給する事業者は、直ちに、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとらなければならない。

(参考) 消費者安全法

(譲渡等の禁止又は制限)

第四十一条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となつた部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

(回収等の命令)

第四十二条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

⑲事業者への資料・物品提出要求、立入調査等

(例) 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(立入調査等)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(参考) 消費者安全法

(報告、立入調査等)

第四十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 第十一条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十一条の二十四 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

㊸事業者の氏名・住所、商品・役務名等の公表

(例) 山形県消費生活条例

(危害商品等の緊急情報提供)

第 11 条 知事は、危害商品等により、消費者の生命、身体又は財産について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

(公表)

第 37 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその行為の内容を公表することができる。

(1) 第 10 条第 2 項の規定による立証の要求に応じず、若しくは立証できず、定められた期間内に立証せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

(2) 第 14 条第 2 項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(3) 第 31 条第 2 項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき、又は山形県消費生活審議会への出席若しくは説明を拒み、若しくは関係者の出席を妨げ、若しくは山形県消費生活審議会で虚偽の説明をしたとき。

(4) 第 35 条第 1 項の規定による説明若しくは資料の提出を拒み、定められた期間内に説明若しくは提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前条第 1 項の規定による勧告に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、当該事業者の所在が不明である場合は、この限りでない。

㊸罰則

(例) 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例

第五十九条 第二十七条の二第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第五十五条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(参考) 消費者安全法

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十一条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第四十二条の規定による命令に違反した者

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 第八条第四項、第八条の二第三項、第十一条の五、第十一条の十九第一項又は第二十五条第二

項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第十一条の二十二第二項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の十六の許可を受けずに試験業務の全部を廃止したとき。

二 第十一条の二十三の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第十一条の二十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項第一号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者

二 第二十三条第二項第二号若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

三 第二十三条第二項第三号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

四 第二十三条第二項第四号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第二十三条第二項第五号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑

二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

第五十七条 第十一条の十七第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(参考) 地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

② 消費者と事業者の協働

(例1) 滋賀県消費生活条例

(消費生活に関する協定の指導)

第29条 知事は、消費生活の安定および向上を図る目的をもって、自主的に消費者等と事業者等との間に協定が締結されようとする場合において、当事者のいずれかから申出があるときは、必要な限度において指導するものとする。

(例2) 徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら進んで、消費者志向経営に関して必要となる知識の修得及び情報の収集並びに当該知識及び情報の事業活動への反映に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動や消費者の行動が人、社会及び環境に与える影響についての情報提供に努めるものとする。

(徳島県消費者市民社会推進期間)

第八条 消費者のエンシカル消費及び事業者の消費者志向経営の普及及び定着を図るため、五月の第二土曜日から

十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする。

2 県は、徳島県消費者市民社会推進期間にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

③消費者支援協定の締結

(例) 越谷市民の消費生活を守る条例

(消費者保護協定の締結等)

第 19 条 市長は、消費者行政の推進にあつては、事業者の自主的な努力による改善を促進するとともに、消費者の保護及び物価の安定並びに良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者の団体との間に協定(以下「消費者保護協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、消費者保護協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

(vi)消費生活条例の規定—消費者の権利実現に向けた支援に関わる内容

④啓発活動及び教育の推進

(例) 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例

(消費者教育の充実)

第 28 条 県は、市町、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費生活、生活設計等に関する教育(以下「消費者教育」という。)の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん、消費者教育の場への県の施設の提供等の施策を推進することにより、消費者に対する消費者教育の充実を図るものとする。

(啓発活動の推進)

第 29 条 県は、消費生活に関する情報の迅速な伝達により、行政と消費者との情報の共有化を図り、もって消費生活における消費者の安全・安心を確保するために、消費生活に関する情報の提供、消費者被害についての広報、法律上の権利及び被害救済手続について周知を図るための啓発活動等を推進するものとする。

(世代の相違等への配慮)

第 30 条 県は、消費者教育及び啓発活動を推進するに当たっては、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心身に障がいがある場合にはその状況等に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。

(参考) 消費者基本法

(啓発活動及び教育の推進)

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考) 消費者保護基本法

(啓発活動及び教育の推進)

第十二条 国は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 消費者安全法

(消費者への注意喚起等)

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第一項の消費者被害の

発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

4 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

⑤消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会

(例) 土浦市消費者安全条例

(消費者教育推進計画)

第 12 条 市長は、消費者教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者教育の推進に関する計画（以下「消費者教育推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、消費者教育推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。当該計画の変更したときも、同様とする。

(消費者教育推進地域協議会)

第 13 条 市長は、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき消費者教育を推進するため、土浦市消費者教育推進地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、消費者団体、事業者団体、教育関係者その他の関係機関等のうちから、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

3 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

(2) 消費者教育推進計画の策定又は変更に関して意見を述べること。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(参考) 消費者教育推進法

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

②⑥ 消費者等の意見の反映

(例) 島根県消費生活条例

第26条 知事は、消費者施策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 消費者基本法

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(意見の反映)

第十三条 国は、消費者の保護に関する適正な施策の策定及び実施に資するため、消費者の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

②⑦ 消費生活モニター等

(例1) 稚内市消費生活安定条例

(消費生活モニター)

第13条 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため、消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

2 モニターの数は30人以内とし、市長が委嘱する。

3 モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(例2) 山梨県消費生活条例

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十九条 知事は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第二項各号に掲げる活動を行わせるため、同条第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱するものとする。

(参考) 消費者安全法

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第十一条の七 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。

二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

②⑧ 試験、検査等の施設の整備等

(例) 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

(商品試験等の実施)

第十五条 知事は、消費生活に関する施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査、調査等の体制を整備するとともに、必要に応じて試験、検査、調査等の結果を県民に周知させる等必要な施策の実施に努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

(試験、検査等の施設の整備等)

第二十三条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(試験、検査等の施設の整備等)

第十四条 国は、消費者の保護に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行なう施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

㉘ 苦情処理及び紛争解決の促進

(例) 静岡県消費生活条例

(苦情の処理)

第 30 条 知事は、消費者から苦情(事業者が供給する商品又は役務に関して消費者と事業者との間に生じた苦情をいう。以下同じ。)の処理の申出があったときは、当該苦情の内容を調査し、市町との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等の措置を行うものとする。

2 知事は、前項の措置を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者からの苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(静岡県消費生活審議会のあっせん及び調停)

第 31 条 知事は、前条第 1 項の規定による処理の申出のあった苦情であって、その解決が著しく困難であると認めるものについては、静岡県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 静岡県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(参考) 消費者基本法

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村(特別区を含む。)との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策(都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考) 消費者保護基本法

(苦情処理体制の整備等)

第十五条 1 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。)は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

㉙ 消費生活センターの設置・運営等

(2) 消費生活センター条例等参照

㉚ 消費生活審議会・苦情処理委員会の設置運営等

(例) 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(愛知県)

(愛知県消費生活審議会)

第二十二條 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議し、並びに消費者苦情についてあっせん及び調停を行わせるため、愛知県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者のうちから知事が任命する。

3 審議会は、消費者苦情についてあっせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る

当事者その他の関係者に対し、文書若しくは口頭による説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(参考) 消費者保護基本法

(国民生活審議会)

第二十条 消費者の保護に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)第八条の定めるところにより、国民生活審議会において行うものとする。

⑳消費者団体の自主的な活動の促進

(例) 茨城県消費生活条例

(消費者団体の指導等)

第7条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るため、健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。

2 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。

(参考) 消費者基本法

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十六条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 消費者保護基本法

(消費者の組織化)

第十七条 国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

㉑消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助

(例) 沖縄県消費生活条例

(訴訟の援助)

第32条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該消費者に対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを行うほか、訴訟を維持するため必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 前条第1項の調停によって解決されなかった消費者苦情に係るものであること。

(2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

(4) 沖縄県消費生活審議会において、当該訴訟を援助することが必要であると認められたものであること。

(貸付金の返還等)

第33条 前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

㉒その他特筆すべき規定

○自動販売機の適正管理義務

(例) 福岡県消費生活条例

(自動販売機等の管理)

第十五条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械(以下「自動販売機等」という。)により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

○アフターサービス

(例) 滋賀県消費生活条例

(アフターサービスの適正化)

第 24 条 事業者等は、商品の供給後、消費者から当該商品の修理、交換等の要求があつた場合において、その要求に正当な理由があるときは、これに応じるよう努めなければならない。

2 事業者等は、その供給した商品で消費者自らが廃棄することが困難なものについては、これを回収し、適正に処理するよう努めなければならない。

○災害時における安定した消費生活の確保(⑩関連)

(例) 郡山市民の消費生活を守る条例

第 29 条 市、事業者及び消費者は、消費生活の安定が災害の発生により損なわれたときは、その迅速な回復を図るため、それぞれが積極的な役割を果たすとともに、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市長は、災害発生時においては、安定した消費生活の回復のため、迅速かつ正確な情報の収集及び提供を行い、速やかに必要な施策を実施するものとする。

3 市長は、災害発生時において、安定した消費生活の回復を図るため必要があると認めるときは、市民の消費生活と特に関連の深い商品又はサービス(以下「生活必需商品等」という。)の安定的な供給、不適正な取引行為の防止等について、事業者に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による措置によってもなお安定した消費生活の回復が困難であると認めるときは、必要に応じて国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。

5 事業者は、災害発生時においては、自ら進んで生活必需商品等の安定的な供給、適正な取引行為の推進その他安定した消費生活の回復のため必要な措置を講じるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

6 消費者は、災害発生時においては、自ら進んで必要な情報の収集に努め、主体的かつ合理的に行動するとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

○小規模事業者への援助

(例) 群馬県消費生活条例

(小規模事業者への配慮)

第三十八条 知事は、消費者施策の実施に当たり特に必要があると認めるときは、小規模事業者(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第二条に規定する小規模事業者をいう。)に対し、技術的な援助及び資金の融資を行うことができる。

○多重債務問題への対応

(例) 熊本市消費生活条例

第 22 条 市は、多重債務(金銭の借受け等に起因する社会的経済的生活に著しい支障が生じる程度の重疊的又は累積的な債務をいう。以下同じ。)に係る問題の改善のため、多重債務を有する者が相談又は助言その他の支援を受けることができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

○北海道価格の解消(⑩関連)

(例) 夕張市消費生活安定条例

(北海道価格の解消)

第 16 条 市長は、北海道における価格と本州における価格との間に、不当な格差のある価格を有する生活物資等については、これを解消するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため他の地方公共団体の長と情報を交換し、実態の把握に努め、その解消について関係行政機関の長又は関係事業者に対し要望する等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○簡易包装への協力(⑩関連)

(例) 北見市消費生活条例

(簡易包装への協力)

第 14 条 消費者は、生活用品の包装について簡易な包装に協力するよう努めなければならない。

○契約の勧誘・締結の禁止命令(⑭関連)

(例) 東京都消費生活条例

(禁止命令)

第五十一条 知事は、消費者被害の拡大防止のため特に必要があるものとして別表に定める取引について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者に対し、一年以内の期間を限り、契約の締結について勧誘すること又は契約を締結することを禁止することを命ずることができる。

一 前条の規定による公表をされた後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらず、第二十五条の二の重大不適正取引行為をしたとき。

二 第二十五条の二の重大不適正取引行為をした場合において、消費者の利益が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

2 前項の規定による命令は、第二十五条の二の重大不適正取引行為について、消費者被害の拡大防止を図るために実施し得る法律の規定による指示、命令、登録の取消しその他の措置がある場合には、行わないものとする。

3 知事は、第二十五条の二第一号の重要な事項として規則で定めるもののうち規則で定めるものにつき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第一項の規定の適用については、当該事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

4 知事は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

○約款の適正化(⑭関連)

(例) さくら市消費生活条例

(約款の適正化)

第 14 条 事業者は、商品等の供給に当たり約款を作成するときは、当該約款が不当に消費者に不利益を与え、又は消費者の権利を制限する内容とならないよう努めるものとする。

○地域協議会の設置

(例) 北海道消費生活条例

(地域協議会)

第 32 条 知事は、必要に応じ地域協議会を開催して消費者、学識経験のある者等の意見を聴取し、道民の消費生活に関する施策を適正に行うよう努めなければならない。

○物価対策県民会議(⑯関連)

(例) 愛媛県消費生活条例

(物価対策県民会議)

第 28 条 消費生活に係る物価安定対策に関して意見を求め、及び物価安定対策を推進するため、物価対策県民会議を置く。

2 物価対策県民会議は、県物価対策県民会議及び知事が定める区域ごとに置かれる地区物価対策県民会議とする。

3 前各項に定めるもののほか、物価対策県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

○成年後見制度の活用

(例) 葛飾区消費生活条例

(成年後見制度の活用等)

第 12 条 区長は、判断能力の不十分な高齢者その他の支援を要する者の生命、身体及び財産を消費者被害から保護するため、成年後見制度の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

○外部機関からの照会への対応

(例) 生駒市消費者保護条例

(国の機関等に対する情報の提供)

第 17 条 市長は、次に掲げる者からの照会(第 3 号に掲げる者からの照会にあつては、弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 23 条の 2 に規定する手続によるものに限る。)があつたときは、相談等により収集した消費生活に関する情報(消費者(相談等を行った者を含む。))が識別され、又は識別され得るものを除く。)を提供することができる。この場合において、当該情報の真実性の審査を経たものかどうかを明らかにした上で提供しなければならない。

(1) 国又は他の地方公共団体の機関

(2) 国民生活センター

- (3) 弁護士会
- (4) 消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 4 項に規定する適格消費者団体

(2)消費生活センター条例等

(参考) 消費者安全法

(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 消費生活相談員を第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

- 一 消費生活相談員を第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

(消費生活センターの組織及び運営等)

第十条の二 都道府県及び前条第二項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七条第二項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
- 二 第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
- 三 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(3)消費者行政個別条例

—

(4)基金条例

(参考) 地方自治法

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(5)住民のくらし安全等に関する条例

(例1)伊勢崎市安心安全まちづくり条例

(消費者の生活の安全)

第26条 市長は、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に係る相談、指導及び啓発に努めなければならない。

(例2)恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例

(消費者被害の防止)

第12条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(例3)尼崎市民の福祉に関する条例

(消費生活)

第10条 市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関すること。
- (2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められること。

平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県・政令市 消費者行政担当課 御中

消費者庁 消費者教育・地方協力課

消費生活センターに関する条例の制定について

平素より消費者行政の推進に多大なご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年消費者安全法改正により、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めることとなりました（法第 10 条の 2）。

この参酌基準は本日付で策定したところですが（消費者安全法施行規則第 8 条）、別添の本モデル条例案は、多くの地方自治体からモデル条例を示すよう強い要望があったことを踏まえて、参酌基準をそのまま条文化した場合の一例として示すものです。

参酌基準に係る事項は地方自治体に裁量が委ねられており、参酌基準を参照した上で、条例でどのような条項を定めるかについては、その規定ぶりを含めて、地域の実情に応じ、各地方自治体において積極的に検討することが望まれます。

各都道府県においては、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただくとともに、条例の制定について格別の配慮をお願いいたします。

モデル条例案

●●市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- 一 消費生活センターの名称及び住所
- 二 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない(置くものとする)。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない（置くものとする）。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない（講じるものとする）。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない

い（確保するものとする）。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（講じるものとする）。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年●月●日（※）から施行する。

※ 改正消費者安全法の施行日を想定。追って政令で定めますが、現時点では平成28年4月1日を予定しています。

運用上の参考事項

○ 全般について

- ・本モデル条例案は、消費生活センターを設置する市が条例を制定する場合を想定したものである。都道府県又は区長村が条例を制定する場合には、題名、条文（法第8条第2項でよいか）、公示する義務を負う主体（市長でよいか）等に留意する必要がある。

○ 消費生活センターを行政機関として設置している場合

- ・地方公共団体が消費生活センターを行政機関として設置する場合には、条例において、消費生活センターの位置、名称及び所管区域が定められているので（地方自治法第156条第1項、第2項）、これを踏まえて、参酌基準を参照し条例を改正することが考えられる。
- ・他の行政機関と併せて条例で定められている場合
地方公共団体によっては、「行政機関設置条例」等の名称で、消費生活センターが他の行政機関と併せて条例で定められている場合もある。この場合、①「行政機関設置条例」等の条例を改正し、消費生活センターについて参酌基準を参照した条項を追加することが考えられる。また、②「行政機関設置条例」を改正し消費生活センターに関する規定

を削除した上で、別途、消費生活センターに関する条例を、参酌基準を参照して新たに制定することも考えられる。

○ 消費生活センターを公の施設として設置している場合

- ・地方公共団体が消費生活センターを公の施設として設けている場合、設置及び管理に関する条例が定められているので（地方自治法第 244 条の 2 参照）、これを踏まえて、参酌基準を参照し条例を改正することが考えられる。
- ・例えば、消費生活センターの名称及び住所が条例で定められている場合もあるので、この場合に、あえて第 2 条に相当する規定を条で定めるかどうかは検討を要すると思われる。

○ 消費生活相談員の人材及び処遇の確保（第 5 条）について

- ・消費生活センターにおいて勤務する消費生活相談員に、任期付の職員（臨時・非常勤職員、任期付職員等）がいない場合には、条例化に当たって「任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の」を削除することも考えられる。もっとも、将来的に任期付の職員を任用することもあり得ることから、この場合であっても、当該部分を削除せずに条例化することも考えられる。

資料4 3-2の分析で集計した前身条例一覧（計43件）

自治体名	改正前の条例	制定年	現行の条例	条例中の記載
北海道	北海道道民生活安定条例	昭和49年	北海道消費生活条例	北海道道民生活安定条例（昭和49年北海道条例第37号）の全部を改正する。
長野県松本市	松本市消費者保護条例	昭和49年	松本市消費者保護条例	松本市消費者保護条例（昭和49年条例第92号）の全部を改正する。
兵庫県神戸市	神戸市民のくらしをまもる条例	昭和49年	神戸市民のくらしをまもる条例	神戸市民のくらしをまもる条例（昭和49年5月条例第52号）の全部を改正する。
岩手県	岩手県消費者保護条例	昭和50年	岩手県 岩手県消費生活条例	岩手県消費者保護条例（昭和50年岩手県条例第25号）の全部を改正する。
宮城県仙台市	仙台市民の消費生活をまもる条例	昭和50年	仙台市消費生活条例	仙台市民の消費生活をまもる条例（昭和五十年仙台市条例第四十八号）の全部を改正する。
山形県山形市	山形市消費者保護条例	昭和50年	山形市消費生活の安定及び向上に関する条例	山形市消費者保護条例（昭和50年市条例第3号）の全部を改正する
栃木県鹿沼市	鹿沼市の消費者を守る条例	昭和50年	鹿沼市消費生活条例	鹿沼市の消費者を守る条例（昭和50年鹿沼市条例第2号）の全部を改正する
埼玉県	埼玉県消費者保護条例	昭和50年	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	埼玉県消費者保護条例（昭和五十年埼玉県条例第十一号）の全部を改正する。
東京都国分寺市	国分寺市消費者を守る条例	昭和50年	国分寺市消費生活条例	国分寺市消費者を守る条例（昭和50年条例第15号）の全部を改正する。
石川県	石川県消費者保護条例	昭和50年	石川県安全安心な消費生活社会づくり条例	石川県消費者保護条例（昭和五十年石川県条例第三十号）の全部を改正する。
山梨県	山梨県消費生活の保護に関する条例	昭和50年	山梨県消費生活条例	山梨県消費生活の保護に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十一号）の全部を改正する。
静岡県	静岡県消費者保護条例	昭和50年	静岡県消費生活条例	静岡県消費者保護条例（昭和50年静岡県条例第47号）の全部を改正する。
三重県	三重県民の明るい消費生活を推進する条例	昭和50年	三重県消費生活条例	三重県民の明るい消費生活を推進する条例（昭和五十年三重県条例第二号）の全部を改正する。
大阪府寝屋川市	寝屋川市立消費生活センター条例	昭和50年	寝屋川市立消費生活センター条例	寝屋川市立消費生活センター条例（昭和50年寝屋川市条例第22号）の全部を改正する。
北海道室蘭市	室蘭市民のくらしをまもる条例	昭和51年	室蘭市消費生活条例	室蘭市民のくらしをまもる条例（昭和51年条例第25号）の全部を改正する。
山形県	山形県消費者保護条例	昭和51年	山形県消費生活条例	山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）の全部を改正する。
群馬県	群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和51年	群馬県消費生活条例	群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第四十一号）の全部を改正する。
島根県	島根県消費者保護条例	昭和51年	島根県消費生活条例	島根県消費者保護条例（昭和51年島根県条例第37号）の全部を改正する
岡山県	岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例	昭和51年	岡山県消費生活条例	岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（昭和五十一年岡山県条例第六十一号）の全部を改正する。
広島県府中市	岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例	昭和51年	府中市消費生活センター条例	岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例（昭和五十一年岡山県条例第六十一号）の全部を改正する。
栃木県宇都宮市	宇都宮市消費者保護条例	昭和52年	宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例	宇都宮市消費者保護条例（昭和52年条例第8号）の全部を改正する。
埼玉県草加市	草加市消費者保護条例	昭和53年	草加市いきいき消費生活条例	草加市消費者保護条例（昭和53年条例第18号）の全部を改正する。
新潟県新潟市	新潟市消費者保護条例	昭和54年	新潟市消費生活条例	新潟市消費者保護条例（昭和54年新潟市条例第26号）の全部を改正する。
京都府	消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和54年	京都府消費生活安全条例	消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年京都府条例第32号）の全部を改正する。
大阪府守口市	守口市消費生活センター条例	昭和54年	守口市消費生活センター条例	守口市消費生活センター条例（昭和54年守口市条例第16号）の全部を改正する。
東京都羽村市	羽村市消費生活センター設置条例	昭和55年	羽村市消費生活センター条例	羽村市消費生活センター設置条例（昭和55年条例第16号）の全部を改正する。
沖縄県	沖縄県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和55年	沖縄県消費生活条例	沖縄県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年沖縄県条例第17号）の全部を改正する。
栃木県矢板市	矢板市消費生活センター設置条例	昭和57年	矢板市消費生活センター条例	矢板市消費生活センター設置条例（昭和57年矢板市条例第15号）の全部を改正する。
佐賀県	佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和57年	佐賀県 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例	佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和57年佐賀県条例第7号）の全部を改正する。

北海道帯広市	帯広市消費生活安定条例	昭和59年	北海道 帯広市 帯広市消費生活条例	帯広市消費生活安定条例(昭和59年条例第4号)の全部を改正する。
栃木県大田原市	大田原市消費生活センター条例	昭和60年	大田原市消費生活センター条例	大田原市消費生活センター条例(昭和60年条例第1号)の全部を改正する。
千葉県千葉市	千葉市消費者保護条例	平成2年	千葉市消費生活条例	千葉市消費者保護条例(平成2年千葉市条例第20号)の全部を改正する。
東京都江東区	江東区消費者センター条例	平成2年	江東区消費者センター条例	江東区消費者センター条例(平成2年12月江東区条例第31号)の全部を改正する。
栃木県鹿沼市	鹿沼市消費生活センター条例	平成3年	鹿沼市消費生活センター条例	鹿沼市消費生活センター条例(平成3年鹿沼市条例第18号)の全部を改正する
東京都	東京都消費生活条例	平成6年	東京都消費生活条例	東京都生活物資等の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例(昭和五十年東京都条例第百二号)
東京都中野区	中野区消費者センター条例	平成9年	中野区消費生活センター条例	中野区消費者センター条例(平成9年中野区条例第33号)の全部を改正する。
静岡県静岡市	静岡市消費者保護条例	平成15年	静岡市消費生活条例	静岡市消費者保護条例(平成15年静岡市条例第111号)の全部を改正する
茨城県古河市	古河市消費生活センター設置条例	平成17年	古河市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	古河市消費生活センター設置条例(平成17年条例第120号)の全部を改正する。
栃木県佐野市	佐野市消費生活センター条例	平成17年	佐野市消費生活センター条例	佐野市消費生活センター条例(平成17年佐野市条例第116号)の全部を改正する。
栃木県那須塩原市	那須塩原市消費生活センター条例	平成17年	那須塩原市消費生活センター条例	那須塩原市消費生活センター条例(平成17年那須塩原市条例第17号)の全部を改正する。
長野県千曲市	千曲市消費生活センター条例	平成17年	千曲市消費生活センター条例	千曲市消費生活センター条例(平成17年千曲市条例第11号)の全部を改正する。
栃木県下野市	下野市消費生活センター条例	平成19年	下野市消費生活センター条例	下野市消費生活センター条例(平成19年下野市条例第34号)の全部を改正する。
栃木県壬生町	壬生町消費生活センター条例	平成23年	壬生町消費生活センター条例	壬生町消費生活センター条例(平成23年壬生町条例第19号)の全部を改正する。

昭和49年			昭和50年			昭和51年			昭和55年		
件数	割合	条項種別	件数	割合	条項種別	件数	割合	条項種別	件数	割合	条項種別
10	58.82%	消費生活センター条例	17	94.44%	消費生活センター条例等	12	100.00%	消費生活センター条例等	6	66.67%	消費生活センター条例等
7	41.18%	消費生活センター条例等	1	5.56%	消費生活センター条例等	0	0.00%	消費生活センター条例等	3	33.33%	消費生活センター条例等
0	0.00%	消費者行政個別条例	0	0.00%	消費者行政個別条例	0	0.00%	消費者行政個別条例	0	0.00%	消費者行政個別条例
0	0.00%	基金条例	0	0.00%	基金条例	0	0.00%	基金条例	0	0.00%	基金条例
0	0.00%	住民のくらし安全等に関する条例	0	0.00%	住民のくらし安全等に関する条例	0	0.00%	住民のくらし安全等に関する条例	0	0.00%	住民のくらし安全等に関する条例
17	100.00%	全体	18	100.00%	全体	12	100.00%	全体	9	100.00%	全体
制定された条例			制定された条例			制定された条例			制定された条例		
北海道 函館市 東京都 世田谷区 東京都 足立区 東京都 目黒区 東京都 三鷹市 東京都 清瀬市 東京都 府中市 神奈川県 横浜市中区 神奈川県 川崎市 長野県 飯田市 兵庫県 神戸市 奈良県 奈良市 広島県 広島市 北海道 北広島市 長野県 松本市 兵庫県 神戸市	県民の消費生活の安定及び向上に関する条例 滋賀県消費生活条例 京都府消費生活条例 香川県消費生活条例 愛媛県消費生活条例 高知県消費生活条例 高知県消費生活条例 高知市消費生活条例 若手県消費生活条例 仙台区消費生活条例 山形市消費生活条例 埼玉県消費生活条例 国分寺市消費生活条例 石川県消費生活条例 山梨県消費生活条例 静岡県消費生活条例 三重県消費生活条例 徳島県消費生活条例	愛知県 滋賀県 京都府 京都市 香川県 愛媛県 高知県 高知県 若手県 宮城県 仙台市 山形県 山形市 栃木県 鹿沼市 埼玉県 東京都 国分寺市 石川県 山梨県 静岡県 三重県 大阪府 豊川市	室蘭市民のくらしをまもる条例 山形県消費者保護条例 群馬県消費生活の安定及び向上に関する条例 島根県消費者保護条例 岡山県消費生活の安定と向上を促進する条例 岡山県消費生活の安定と向上を促進する条例 秋田県消費生活の安定及び向上に関する条例 栃木県消費生活条例 大阪府消費者保護条例 大阪府消費者保護条例 広島県消費生活の安定と向上を促進する条例	北海道 室蘭市 山形県 群馬県 島根県 岡山県 岡山県 宮城県 秋田県 栃木県 大阪府 大阪市 大阪府 大阪市 広島県	大田区消費者被害の防止及び救済に関する条例 神奈川県消費生活条例 富山県消費生活の安定及び向上に関する条例 福井県消費生活の安定及び向上に関する条例 山梨県消費生活センター設置条例 吹田市消費生活センター条例 枚方市立消費生活センター条例 消費生活の安定及び向上に関する条例 消費生活の安定及び向上に関する条例	東京都 大田区 神奈川県 富山県 福井県 山梨県 大阪府 吹田市 大阪府 枚方市 鳥取県 山口県					
制定された条例			制定された条例			制定された条例			制定された条例		
国生審、(サービスに関する消費者保護について) 答申 公取委、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」を指定(告示) 〔計量法〕改正(家庭用計量器に合格マーク) 国生審、消費者被害救済の審判制度の検討開始 〔消費生活利用製品安全法〕公布 経企庁に物産局発足 関する法律(買占め防止法)公布 〔有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律〕公布 〔化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律〕公布 公取委、「商品の原産国に関する不当な表示」を指定(告示) 厚生省、サッカリン使用基準の改正を告示 11月 「買占め防止法」改正、〔国民生活安定緊急措置法〕公布	2月 経企、厚生、農林、通産4省庁で物産局本部発足 5月 「神戸市民のくらしをまもる条例」公布(全国初) 6月 厚生省、塩ビモノマー使用のスプレーストリーク式殺虫剤の製造販売中止、回収措置 7月 建設省、BL(ベクターピンク)マーク制度を告示 8月 厚生省、AF2を使用禁止 12月 産衛審、「マルチ商法、訪問販売など特殊販売について」答申	2月 公取委、マルチ商法のホリディマジック社を立入検査 3月 厚生省、歯科医業に関する苦情相談について都道府県へ通知 5月 食品衛生調査会、サッカリンの暫定使用基準を緩和 6月 文部省、学校給食パンに添加のリンジンは安全と都道府県に通告 7月 「商品取引所法」改正 10月 東京都庁審、市販容器から危険濃度をこえる塩化ビニールに関する特別研究、結果公表 12月 科技庁、「塩化ビニールに関する特別研究」結果公表	【昭和48年】消費者行政等の動き 【昭和49年】消費者行政等の動き 【昭和50年】消費者行政等の動き 【昭和54年】消費者行政等の動き	6月 「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」公布 9月 国生審消費者政策部会、「危害情報の収集・提供システムのあり方」等5件の報告を内容とする意見を公表 10月 「薬事法」改正、「医薬品副作用被害救済基金法」公布 10月 滋賀県、「琵琶湖の高濃化の防止に関する条例」公布							
制定された条例			制定された条例			制定された条例			制定された条例		
消費生活センター条例等 消費生活センター条例等 基金条例 住民のくらし安全等に関する条例 全体	北海道 函館市 東京都 世田谷区 東京都 足立区 東京都 目黒区 東京都 三鷹市 東京都 清瀬市 東京都 府中市 神奈川県 横浜市中区 神奈川県 川崎市 長野県 飯田市 兵庫県 神戸市 奈良県 奈良市 広島県 広島市 北海道 北広島市 長野県 松本市 兵庫県 神戸市	消費生活センター条例等 消費生活センター条例等 基金条例 住民のくらし安全等に関する条例 全体	消費生活センター条例等 消費生活センター条例等 基金条例 住民のくらし安全等に関する条例 全体	消費生活センター条例等 消費生活センター条例等 基金条例 住民のくらし安全等に関する条例 全体	消費生活センター条例等 消費生活センター条例等 基金条例 住民のくらし安全等に関する条例 全体						

参考1 除外キーワード精査

「消費」のみ(A)	20107
-----------	-------

除外キーワード	「消費」と合わせた検索件数(★)	(★)の検索から、残りの33単語いずれかが含まれる条例を除いた検索件数	主な除外理由	うち、集計対象として再集計(C)する条例	再集計数
消費税	13124	6132	地方消費税、使用料の徴収、公共サービス等を定めた条例において、消費税が技術的に触れられている。 例) 都道府県地方消費税清算会計条例、施設条例、行政財産使用料条例、給水条例 等	なし	0
火薬	1004	38	火薬類取締法関係、火災予防上支障のある場所での火薬の消費に関する内容である。 例) 火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例、火災予防条例	なし	0
消費電力	137	98	施設における消費電力の費用が定められている。 例) 施設条例	なし	0
駐車場	1792	44	消費者の利便性向上の文脈で、駐車場が定められている。 例) 施設条例	福岡県生活科学センター条例 茨木市市民総合センター条例	2
下水道	4045	120	消費水量の意味合いで「消費」が出てくる。ほか、副次的に「上下水道課」といった行政組織に関する条例も除外できる。 例) 水道事業関連条例、行政組織条例(部課設置等)		0
エネルギー消費	621	48	建築物エネルギー消費性能、環境保全の文脈でのエネルギー消費が規定されている。 例) 建築基準法施行条例、地球温暖化対策条例	なし	0
地域振興券	16	15	消費の拡大の文脈による地域振興が定められている。 例) 地域振興券交付事業特別会計条例	なし	0
消費拡大	185	72	各地の特産品等の消費拡大について定められている。 例) 農林業振興条例、～を食べよう条例	なし	0
地産地消	258	120	地域の農産品等の消費の症例が推奨されている。 例) 農林業振興条例、地産地消推進条例	なし	0
ポイ捨て	207	0	ポイ捨ての防止について、消費者への啓発が定められている。 例) ポイ捨て等防止に関する条例	なし	0
ケーブルテレビ	64	15	生産、流通及び消費等経済活動に関する情報の提供が業務として規定されている。 例) ケーブルテレビ施設条例	なし	0
浴場	2858	20	過マンガン酸カリウム消費量等が規定されている。 例) 公衆浴場法施行条例	なし	0
旅館	802	19	旅館内の入浴施設の過マンガン酸カリウム消費量や、食品衛生関係の条例で、旅館と製品説明書等における消費者層等の記載等が並列で規定されている。 例) 旅館業法施行条例、食品衛生法施行条例	なし	0
河川	3496	181	河川の流水消費、環境に関する文脈で「消費」が規定されている。ほか、副次的に河川業務を規定する行政組織に関する条例も除外できる。 例) 準用河川占用料等条例、環境条例、行政組織条例	なし	0
石油ガス	278	2	ガスを消費する場合に用いられる機械や、環境関係の条例で、木材やエネルギーの消費が規定されている。 例) 石油ガス供給条例、低炭素社会構築条例	なし	0
地域経済活性化	13	5	地元産品の地元消費が規定される 例) 中小企業基本条例	なし	0
日本酒	22	3	日本酒の消費による普及が定められている。 例) 日本酒で乾杯条例	なし	0
空き缶	620	42	消費者に空き缶の捨て方を啓発する内容が定められている。 例) 空き缶等散乱防止条例	なし	0
ガス供給	545	1	ガスを消費する場合に用いられる機械について定められている。 例) ガス供給条例	なし	0
地場産品	98	11	生産者と消費者の交流、地場産品消費の向上が規定されている。 例) 農畜産物直売所設置条例	なし	0

地場産業	134	10	消費の拡大による地場産業の振興が定められている。 例) 産業振興基本条例	なし	0
たばこ	2802	16	県税条例においてたばこ税と消費税が定められていたり、路上喫煙や吸い殻の散乱の防止についての消費者の意識啓発が定められている。 例) 県税条例、路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	なし	0
観光物産	67	2	消費による地域振興が規定されている。 例) 地域振興条例	なし	0
交通事故	144	18	交通事故治療等にかかる消費税や、交通事故処理費のための融資を定めた条例に、耐久消費財購入費がセットで規定されている。 例) 診療所使用料及び手数料条例、勤労者生活資金融資条例	斜里町くらしの安全条例 滝川市安全・安心地域づくり条例 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例 網走市生活安全条例 小清水町くらしの安全条例 山梨県県民生活センター設置条例 北九州市安全・安心条例 狛江市安心で安全なまちづくり基本条例 士別市安全で安心なまちづくり条例 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例 奈義町安全安心まちづくり条例 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例	12
特産品	316	44	消費による特産品の振興が定められている。 例) 地域振興条例、農畜産物直売所設置条例	なし	0
企業振興	231	127	消費者の需要の多様化、消費者が域内で生産される製品の消費に努めること等が規定されている。 例) 中小企業振興基本条例	なし	0
貯蔵施設	152	2	液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数により手数料が変わる旨規定されているほか、貯蔵体制の確保により、農産物の消費及び流通の拡大を安定して行うという文脈で「消費」が規定されている。 例) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例貯蔵施設設置条例	なし	0
商工業振興	65	18	消費者との交流等が定められている。 例) 商工業振興条例	なし	0
手数料条例	2193	40	様々の手数料が定められている。 例) 手数料条例	東京都計量受託検査条例	1
道の駅	125	4	道の駅における売上高に関する消費税や、消費による地域振興が定められている。 例) 道の駅設置条例、地域振興条例	なし	0
農村振興	32	13	消費による地域振興が定められている。 例) 農業農村振興基本条例	なし	0
汚水	2611	8	排水処理施設における使用料の消費税や沃（よう）素等の消費量、店舗における汚水の逆流からの食品衛生の確保が定められている。 例) 排水処理施設条例、食品衛生法施行条例	なし	0
環境基本条例	613	154	エネルギーや天然資源の消費について定められている。 例) 環境基本条例	なし	0
学校教員	7	4	電気、ガス、水道の消費について定められている。 例) 教員住宅使用条例	なし	0
計	39677	1314			15

参考2 食品安全関係条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	目的
1	都道府県	秋田県	秋田県食品の安全・安心に関する条例	平成 16	第一条 この条例は、食品の安全・安心について、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心に関する施策の基本的な事項を定めることにより、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で充実した生活の実現に寄与することを目的とする。
2	都道府県	群馬県	群馬県食品安全基本条例	平成 16	第一条 この条例は、食品の安全性及び食品の飲食に係る食品関連物資の安全性（以下「食品等の安全性」という。）の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食品等の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民生活の安定及び向上を確保することを目的とする。
3	都道府県	愛知県	食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例	平成 16	第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。
4	都道府県	千葉県	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例	平成 18	第一条 この条例は、食品等の安全性及び食品等に対する安心感（以下「食品等の安全・安心」という。）の確保について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進することにより、基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保が図られるようになり、もって県民の健康を保護し、及び県民の安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。
5	都道府県	宮城県	みやぎ食の安全安心推進条例	平成 16	第一条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健全な食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者（以下「関係者」という。）による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。
6	都道府県	広島県	広島県食育基本条例	平成 18	第一条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。
7	都道府県	徳島県	徳島県食の安全安心推進条例	平成 17	第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策並びに食品の安全性及び信頼性の確保のための具体的な施策等を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び県民が安心して営むことができる食生活の確保並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。
8	都道府県	北海道	北海道食の安全・安心条例	平成 17	第1条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。
9	都道府県	鹿児島県	鹿児島県食の安全・安心推進条例	平成 22	第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食品等に対する県民の信頼を確保するとともに、安全な食品等の生産及び供給に寄与することを目的とする。
10	都道府県	埼玉県	埼玉県食の安全・安心条例	平成 16	第一条 この条例は、食と農に対する理解を基礎とした食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食の安全・安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県、農林漁業関係事業者及び食品等事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策について基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食生活の安定に寄与することを目的とする。
11	都道府県	石川県	石川県食の安全・安心推進条例	平成 27	第一条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民等が健康で安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
12	都道府県	岐阜県	岐阜県食品安全基本条例	平成 15	第一条 この条例は、食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。 一部改正〔平成二〇年条例二九号〕
13	都道府県	青森県	青森県福わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例	平成 22	第一条 この条例は、福わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止について、県の責務等を明らかにするとともに、福わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、福わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。
14	都道府県	岩手県	岩手県食の安全安心推進条例	平成 22	第1条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。
15	都道府県	神奈川県	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例	平成 21	第1条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とする。
16	都道府県	群馬県	群馬県における農業の適正な販売、使用及び管理に関する条例	平成 14	第一条 この条例は、農業の適正な販売、使用及び管理に関し、県、販売者及び農業使用者の責務を明らかにするとともに、必要な措置その他所要の事項を定め、もって安全な農産物の生産と消費者への供給に寄与することを目的とする。
17	都道府県	愛知県	愛知県食品衛生条例	平成 12	第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項の規定に基づく基準並びに生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。
18	都道府県	兵庫県	食の安全安心と食育に関する条例	平成 18	第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項の規定に基づく基準並びに生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。
19	都道府県	大阪府	大阪府食の安全安心推進条例	平成 19	第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。
20	都道府県	群馬県	群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例	平成 17	第一条 この条例は、豊富な栄養を有し広く県民に飲用されている牛乳の安全性の確保及び消費者への安定した供給に寄与するため、本県において生産される生乳の衛生上の品質の確保及び適正な管理に関し、県、生産者及び取扱事業者の責務を明らかにするとともに、生乳の検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

21	都道府県	京都府	京都府食の安心・安全推進条例	平成	17	第1条 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。 2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に於じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品(全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。))第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。以下同じ。)並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。))及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者(前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。))及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
22	都道府県	愛知県	主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例	令和	2	第一条 この条例は、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。
23	都道府県	長野県	長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例	令和	1	第1条 この条例は、主要農作物及び伝統野菜等(以下「主要農作物等」という。)の種子の生産等に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。
24	都道府県	三重県	三重県主要農作物種子条例	令和	2	第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産等に関し、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とする。
25	都道府県	長野県	長野県食品安全・安心条例	平成	24	第1条 この条例は、食品の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進し、もって食品の安全性を確保し、その安全性に対する県民の信頼を確保することを目的とする。
26	都道府県	福岡県	福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例	平成	28	第一条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって、県民が健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
27	都道府県	東京都	東京都食品安全条例	平成	16	第一条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都(以下「都」という。))及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。
28	都道府県	新潟県	新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	平成	18	第1条 この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑(以下「交雑」という。))及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入(以下「混入」という。))並びに遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止し、並びに遺伝子組換え作物に対する県民の不安を解消するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る科学技術の発展と一般作物に係る農業生産活動との調整及び県産農産物に対する消費者の信頼の確保を図り、もって本県における産業の振興に寄与することを目的とする。
29	都道府県	徳島県	徳島県食品表示の適正化等に関する条例	平成	27	第一条 この条例は、食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めることにより、徳島県食の安全安心推進条例(平成十七年徳島県条例第百十五号。以下「推進条例」という。))による措置と相まって、食の安全安心(推進条例第二条第一号に規定する食の安全安心をいう。))の確保に関する施策を計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資することを目的とする。
30	政令指定都市	兵庫県 神戸市	神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例	平成	18	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))第50条第2項に規定する営業の施設(以下「施設」という。))の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めるものとする。
31	政令指定都市	千葉県 千葉市	千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例	平成	12	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))第50条第2項の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めるものとする。
32	政令指定都市	神奈川県 横浜市	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例	平成	17	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))第50条第2項の規定により営業の施設(以下「施設」という。))の内外の清潔保持その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。
33	政令指定都市	京都府 京都市	京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例	平成	22	この条例は、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び事業者の責務並びに市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。))の役割を明らかにするとともに、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する施策(以下「食の安全安心施策」という。))に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とする。
34	中核都市	栃木県 宇都宮市	宇都宮市食品安全条例	平成	20	この条例は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他法令で定めるもののほか、食品の安全の確保について必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護を図ることを目的とする。
35	中核都市	高知県 高知市	高知市食品衛生法施行条例	平成	12	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))の施行に関し、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。))、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び高知県食品衛生法施行条例(平成12年高知県条例第10号。以下「県条例」という。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
36	中核都市	兵庫県 尼崎市	尼崎市食品衛生に関する条例	平成	20	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。))の施行について必要な事項を定めるものとする。
37	中核都市	島根県 松江市	松江市食品衛生法施行条例	平成	29	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
38	中核都市	奈良県 奈良市	(旧)奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準に関する条例	平成	13	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))第50条第2項の規定に基づき、営業の施設(以下「施設」という。))に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めるものとする。
39	中核都市	兵庫県 姫路市	姫路市食品衛生法施行条例	平成	12	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
40	中核都市	群馬県 前橋市	前橋市食品衛生に関する条例	平成	20	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。))に定めるもののほか、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。
41	市	北海道 旭川市	旭川市食育推進会議条例	平成	12	食育基本法(平成17年法律第63号)第33条第1項の規定に基づき、旭川市食育推進会議(以下「推進会議」という。))を置く。

42	市	福井県 あわら市	あわら市食育推進会議条例	平成	22	食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、あわら市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
43	市	愛知県 津島市	津島市食品等の安全監視に関する条例	昭和	56	この条例は、食生活に関連する分野での安全性を増進し、市民の現在と将来にわたる安全な食生活を確保することを目的とする。
44	市	北海道 岩見沢市	岩見沢市における散骨の適正化に関する条例	平成	19	この条例は、岩見沢市における基幹産業である農業の発展を図ることの重要性にかんがみ、散骨が適正に行われることを確保するために必要な措置を講ずることにより、当該農業により生産される農産物に対する消費者の信頼を確保し、併せて公衆衛生の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
45	市	山梨県 甲州市	甲州市原産地呼称ワイン認証条例	平成	20	この条例は、市が市内において自社醸造されたワインであることを認証するとともに、当該ワインに用いた原料ぶどうの原産地を消費者に保証することにより、ワインの供給と普及を促進し、もって市における良質なワイン原料ぶどうの生産拡大及びワイン産業の振興を図ることを目的とする。
46	区	東京都 中野区	中野区食品安全委員会条例	平成	5	中野区における食品の安全にかかる施策の充実を図り、区民の健康を増進するため、区長の附属機関として中野区食品安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
47	町	青森県 板柳町	りんごの生産における安全性の確保と生産者情報の管理による	平成	14	この条例は、消費者が安心して安全なりんごを食べることができるシステムを整備することにより、健康食品であるりんごの普及促進を図り、もって国民の健康づくりに貢献するとともに、板柳町(以下「町」という。)のりんご関連産業の振興に資することを目的とする。
48	町	京都府 和束町	和束町農業安全管理所設置及び管理等に関する条例	昭和	47	和束町農業安全管理所を和束町大字釜塚小字生水15番地に設置する。
49	村	福岡県 赤村	赤村環境にやさしい農業の推進に関する条例	平成	26	この条例は、環境にやさしい農業の推進に関する事項を定めることにより、安全で安心な農作物の安定的な供給と環境にやさしい農業の持続的な発展を図ることを目的とする。

参考3 エシカル消費関係条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	
1	都道府県	奈良県	奈良県豊かな食と農の振興に関する条例	令和	2
2	都道府県	富山県	富山県適正農業規範に基づく農業推進条例	平成	22
3	都道府県	滋賀県	持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例	令和	2
4	都道府県	静岡県	静岡県茶葉振興条例	平成	31
5	都道府県	滋賀県	滋賀県環境学習の推進に関する条例	平成	16
6	都道府県	三重県	三重県地域産業振興条例	平成	17
7	都道府県	北海道	北海道地域商業の活性化に関する条例	平成	24
8	都道府県	岩手県	農村の活性化に関する条例	平成	17
9	都道府県	鳥取県	鳥取県産業振興条例	平成	23
10	都道府県	広島県	広島県産産木材利用促進条例	平成	30
11	都道府県	群馬県	林業県ぐるみ県産木材利用促進条例	平成	30
12	都道府県	京都府	京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例	平成	17
13	都道府県	北海道	北海道水産業・漁村振興条例	平成	14
14	政令指定都市	新潟県 新潟市	新潟市農業及び農村の振興に関する条例	平成	19
15	政令指定都市	福岡県 福岡市	ふくおかさん家のうまかもん条例	平成	26
16	政令指定都市	神奈川県 相模原市	相模原市地球温暖化対策推進条例	平成	24
17	中核都市	福岡県 久留米市	久留米市食料・農業・農村基本条例	平成	16

18	中核都市	兵庫県 宝塚市	宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例	平成	26	この条例は、本市における再生可能エネルギーの利用の推進に関し基本的な事項を定めることにより、再生可能エネルギーの利用の推進を図り、本市における地球温暖化防止対策に努めるとともに、エネルギーの自立性及び安全性を向上させ、もって地域社会の持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。
19	中核都市	愛知県 一宮市	一宮市ごみの減量等の推進に関する条例	平成	13	この条例は、市民、販売業者及び市の三者が相互に連携を図り、協力し合って、ごみをできる限り出さないこと、物を大切にすること、及び使い終わったものを資源として有効利用することを原則に、ごみの減量、資源の有効利用及び環境にやさしい商品の購入(以下「ごみの減量等」といいます。)を推進し、市民が将来にわたり安心して暮らせる環境を形成し、これを未来の子供たちに引き継いでいくことを目的とします。
20	中核都市	奈良県 奈良市	奈良市農林漁業体験実習館条例	平成	17	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため、農林漁業体験実習館(以下「体験実習館」という。)を設置する。
21	中核都市	兵庫県 宝塚市	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例	平成	6	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
22	市	兵庫県 伊丹市	伊丹市消費生活審議会条例	平成	27	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、伊丹市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
23	市	島根県 安来市	安来市消費者行政審議会条例	平成	25	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、消費者行政の推進に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、安来市消費者行政審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
24	市	福岡県 小郡市	小郡市食料・農業・農村基本条例	平成	25	この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。
25	市	福岡県 八女市	八女市食料・農業・農村基本条例	平成	17	この条例は、本市の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な主要施策等に関する事項を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、性別・年齢を問わず農業者一人ひとりの持力が発揮され、安全で安心できる食料の供給と消費が図られ、もって本市の多彩な農業が持続的に発展し、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮され、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。
26	市	福岡県 柳川市	柳川市食料・農業・農村基本条例	平成	18	この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の環境に配慮した持続的発展並びに市民の健康で豊かな住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。
27	市	青森県 十和田市	十和田市食と農の推進条例	平成	29	この条例は、本市の食料、農業及び農村(以下「食と農」という。)についての基本理念を定め、並びに農業者、農業団体、事業者、市民及び市の役割を明らかにすることにより、食と農が日常生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、もって本市の食と農が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。
28	市	埼玉県 吉川市	吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例	平成	30	この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めること等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。
29	市	千葉県 銚子市	銚子市地域産業振興条例	平成	25	この条例は、地域産業の振興が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、地域の特色を生かした地域産業の振興について、基本理念を定め、市、事業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、地域の産業基盤の安定及び強化、民間投資の喚起並びに雇用機会の創出を推進し、もって地域経済の循環及び成長並びに市民生活の向上に資することを目的とする。
30	市	山梨県 大月市	大月市内循環型経済推進条例	平成	30	この条例は、市内循環型経済の推進に関する基本理念を定め、市、市民、市内の事業者、商工関連団体、金融機関及び教育機関の役割等を明らかにして協働を取り組むことにより、地域経済の活性化と市内の地域資源を進んで利用する市内循環型経済の実現を図るとともに、市内の事業者の振興について、基本的な施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
31	市	北海道 石狩市	石狩市地場企業等活性化条例	平成	10	この条例は、地場産物の開発、普及等及び市内における取引関係の強化拡大を促進することにより、地場企業等の活性化を図り、もって市内の産業の高度化及び多様化並びに本市の経済の自立性向上に寄与することを目的とする。
32	市	千葉県 八街市	八街市落花生の普及促進に関する条例	平成	31	この条例は、八街市で生産される落花生(以下「八街市産の落花生」という。)の普及促進に努めることにより、本市の地域経済の振興及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。
33	市	岡山県 浅口市	浅口市リサイクルセンター条例	平成	18	快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上を築くためには大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型社会を形成する必要がある。生産、流通、消費すべての段階でごみの発生を抑制し、分別収集を行い再資源化を図り、リサイクル事業を実施することを目的として、浅口市リサイクルセンター(以下「センター」という。)を設置する。
34	市	大分県 豊後大野市	豊後大野市中小企業・小規模企業活性化基本条例	平成	30	この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、市の中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念、市の責務等を定め、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
35	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市産業振興条例	平成	28	この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることに鑑み、武蔵野市(以下「市」という。)における産業の振興に関する基本的な考え方及び施策の方向性を定め、もって市民福祉の向上及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。
36	市	北海道 恵庭市	恵庭市ふるさと産業振興条例	平成	30	この条例は、地域資源の活用によるふるさと産業の振興について、基本理念を定めるとともに市、市民、事業者等の役割を明らかにし、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
37	市	三重県 伊勢市	伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例	平成	17	農業と農村の活性化を目的として、伊勢市農産物直売所サンファームおばた(以下「施設」という。)を設置する。
38	市	秋田県 仙北市	仙北市産業振興基本条例	平成	23	この条例は、仙北市における産業振興に関する基本事項を定め、その振興に関する施策を総合的に推進することにより、事業者の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、活力ある地域経済及び環境と調和した持続性のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
39	市	千葉県 佐倉市	佐倉市産業振興条例	平成	21	この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化、中小企業の競争力の強化、企業立地の促進、雇用機会の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。
40	市	大分県 津久見市	津久見市中小企業活性化基本条例	令和	1	この条例は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明確にすることにより、中小企業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展、市民生活の向上及び定住促進に寄与することを目的とする。
41	市	北海道 富良野市	富良野市農業及び農村基本条例	平成	20	この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者及び農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。
42	市	兵庫県 養父市	養父市中小企業等振興基本条例	平成	27	この条例は、養父市の中小企業等の振興に関する基本方針を定め、市、中小企業者等、商工団体、金融機関及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、産業基盤の強化による雇用の創出並びに地域資源の活用による持続可能な経済循環の創出を図り、もって健全で活力のある豊かな地域社会の創造並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。
43	市	岡山県 瀬戸内市	リサイクル工房うしまだ条例	平成	16	市民の環境美化、ごみの減量及び資源再生利用の促進に対する思想の普及を図り、廃食用油を利用して、石けん等リサイクル製品づくりを行う拠点としてリサイクル工房を設置する。

44	市	群馬県 渋川市	渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例	令和	3	この条例は、食品ロスの削減に関し、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、それぞれがもったいないの心を共有した上で、食品ロスの削減に向けた活動を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の快適な生活環境に寄与することを目的とする。
45	市	兵庫県 養父市	養父市働き方改革推進条例	令和	1	この条例は、少子高齢化による人口減少と人口構造の変化等の経済社会情勢の変化が進む中、生活との調和を保ち充実した職業生活を営みつつ労働生産性の向上の促進を図るために働き方改革に関する市の基本方針を定め、市、労働者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、働き方改革の推進に向けた総合的な施策を講ずることにより、養父市で暮らし、働く全ての人が自らの能力を有効に発揮することができ、誰もが多様な生き方が選択・実現できる社会を構築することで養父市の地方創生及び女性活躍に寄与することを目的とする。
46	市	島根県 益田市	益田市飲料容器等の散乱防止に関する条例	平成	11	この条例は、市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者及び占有者等の責務その他必要な事項について定め、飲料容器等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。
47	市	長崎県 雲仙市	雲仙市千々石農産物直売所の設置及び管理に関する条例	平成	27	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、雲仙市千々石農産物直売所(以下「直売所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
48	市	岩手県 北上市	北上市地域産業振興基本条例	平成	27	この条例は、産業振興の基本理念を定めることにより、地域産業の振興に関する施策を一体的かつ相乗的に推進し、地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。
49	市	神奈川県 海老名市	海老名市にぎわい振興条例	平成	28	この条例は、市が持つ顕在又は潜在するあらゆる種類の魅力の魅力を効果的に活用し、集客力を向上させるための措置を定めることにより、市内経済の持続的発展及び市民全体の印象の画期的な向上に資することを目的とする。
50	市	静岡県 三島市	三島市ごみの不法投棄等防止条例	平成	9	この条例は、ごみの不法投棄及び飼犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。
51	市	愛知県 新城市	新城市地域産業総合振興条例	平成	27	この条例は、地域産業の創造及び発展について、基本理念を明らかにし、市民、事業者及び市の役割並びに政策に関する基本的な事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展を図り、もってにぎわいと活力に満ちた魅力ある都市の実現に寄与することを目的とする。
52	市	香川県 東かがわ市	東かがわ市中小企業等振興基本条例	令和	3	この条例は、中小企業等の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業等、商工会等の努めべき役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、中小企業等の成長発展、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
53	市	愛知県 大府市	大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例	平成	27	この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、取組の基本方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する取組を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
54	市	山梨県 韮崎市	韮崎市中小企業・小規模事業者振興基本条例	平成	27	この条例は、中小企業・小規模事業者の振興について、市の責務、中小企業・小規模事業者の努力並びに大企業、地域経済団体、金融機関、教育機関及び市民の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、本市の経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
55	市	長野県 飯田市	飯田市緑の育成条例	平成	19	この条例は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関し必要な事項を定めるとともに、緑地保全配慮地区、緑化推進重点地区、市民緑地及び緑の育成協議会その他必要な事項を定めるとともに、地域の特性及び個性を生かした緑の育成を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
56	区	東京都 足立区	足立区経済活性化基本条例	平成	17	この条例は、足立区(以下「区」という。)における地域経済の活性化及び産業の振興に関する基本理念、基本方針を定めるとともに、区、事業者及び区民の責務を明らかにし、もって活気ある地域社会の実現を図ることを目的とする。
57	区	東京都 足立区	一般財団法人足立区観光交流協会の助成等に関する条例	平成	27	この条例は、足立区(以下「区」という。)が一般財団法人足立区観光交流協会(以下「協会」という。)に対して助成することにより、観光事業及び提携都市との交流事業等を通じて区のイメージアップを図るとともに、にぎわいの創出と区内消費の拡大を図り、もって区内経済の活性化に寄与することを目的とする。
58	町	熊本県 芦北町	未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例	平成	17	この条例は、本町の農林漁業の振興に関する施策について、基本理念及びその実現のための必要な事項を定めることにより、農林漁業者の意欲の向上と農林漁業に対する町民の理解を深め、本町農林漁業の持続的な発展を図り、もって町民が健康で豊かな住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。
59	町	岡山県 奈義町	奈義町中小企業及び小規模企業の振興に関する基本条例	平成	30	この条例は、本町における中小企業及び小規模企業(以下「中小企業等」という。)の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)、商工会等、大企業、町民及び町の役割等を明らかにし、もって町民の暮らしと調和した地域の産業及び経済の発展並びに町民生活の向上を図ることを目的とする。
60	町	岡山県 鏡野町	鏡野町小規模企業・中小企業の振興に関する基本条例	平成	31	この条例は、本町における小規模企業・中小企業(以下「中小企業等」という。)の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を推進するとともに、小規模企業者及び小規模企業者(以下「小規模企業者等」という。)、商工会等、大企業、金融機関、町民及び町の役割を明らかにし、もって町民の暮らしと調和した地域の産業及び経済の発展並びに町民生活の向上を図ることを目的とする。
61	町	熊本県 あさぎり町	球磨焼酎は、ガラとチョコで蓋さかずきを交わしながら飲み、球磨拳を楽しみ、食べ物は「ごちそうさん」の感謝の心と「もったいない」の精神で、胃袋に消費することを推進する条例	平成	26	この条例は、日本の福作文化と豊かな球磨の自然から生まれた世界に誇る「球磨焼酎」の消費拡大とガラとチョコで蓋さかずきを交わし球磨拳をしながら楽しく飲む伝統文化の推進を図り、かつ、「ごちそうさん」の感謝の心を持つ食育の充実を図り「もったいない」の精神を育み、飲食店等での食べ物は、食べ残しがないよう個々人の胃袋に消費し、町民全てが生ごみの排出減量に努め、あさぎり町の財政健全化に寄与することを目的とする。
62	町	島根県 津和野町	津和野町地酒で乾杯を推進する条例	平成	25	この条例は、津和野町の伝統産品である地酒(以下「地酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、地酒の消費の拡大、生産者の意欲の高揚及び地酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。
63	町	山梨県 身延町	身延町市之瀬味噌加工所条例	平成	18	大豆の地域内消費及び有効利用を図るため、身延町市之瀬味噌加工所を設置する。
64	町	大分県 玖珠町	玖珠町使用済み乾電池等の散乱防止及び回収の促進に関する条例	昭和	60	この条例は、使用済み乾電池の散乱の防止と効果的な回収を促進し、乾電池水銀等による汚染を未然に防止し、町民の生活環境の安全確保を図ることを目的とする。
65	町	福島県 南会津町	南会津町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例	平成	30	この条例は、中小企業及び小規模企業(以下「中小企業等」という。)が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本町の中小企業等の振興に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の経営基盤の強化及び持続的な発展を図り、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。
66	村	沖縄県 読谷村	読谷村農産物直売施設の設置及び管理に関する条例	平成	17	1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、農産物、農産加工品等の流通拡大を図るとともに地域内生産物の地元消費の促進と地域経済振興を図るため、農産物直売施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
67	村	長野県 中川村	中川村指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例	平成	25	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。
68	村	長野県 中川村	中川村指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例	平成	25	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

参考4 情報公開条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	目的
1	都道府県	沖縄県	沖縄県個人情報保護条例	平成 17	第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
2	都道府県	東京都	東京都議会情報公開条例	平成 11	第一条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、東京都政を実現する上で、東京都議会(以下「都議会」という。)がその諸活動を都民に対し説明する責任を全うすることが重要であるとの認識に立ち、総合的な情報公開を積極的に進め、もって都民の都議会への理解及び都政参加を一層促進し、広く開かれた都議会を実現することを目的とする。
3	政令指定都市	愛知県 名古屋	名古屋市情報公開条例	平成 12	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、名古屋市(以下「市」という。)の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的とする。
4	中核都市	神奈川県 大和市	大和市情報公開条例	平成 12	この条例は、地方自治の本旨に基づいて市民自治を推進する上において、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市と市民との市政に関する情報の共有化を図り、市民の主体的関与の下に、透明で公正な市政運営を確立することを目的とする。
5	中核都市	長崎県 佐世保市	佐世保市議会情報公開条例	平成 13	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、佐世保市議会(以下「議会」という。)の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定めるとともに、市民の議会に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた議会運営の実現を図ることを目的とする。
6	中核都市	東京都 八王子市	八王子市情報公開条例	平成 12	この条例は、市政に関する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開について必要な事項を定めるとともに、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の理解と批判の下に公正で開かれた市政を推進し、市政への市民参加を促進することを目的とする。
7	中核都市	長崎県 佐世保市	佐世保市情報公開条例	平成 13	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現と市民の市政参加の推進に資することを目的とする。
8	中核都市	群馬県 前橋市	前橋市情報公開条例	平成 9	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市が市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、公正で開かれた市政の運営の確保に資することを目的とする。
9	中核都市	神奈川県 大和市	大和市個人情報保護条例	平成 15	この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号)第23条第3項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め個人の権利を明らかにすることにより、同条例に定められた自治の基本理念を尊重し、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な権利の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。
10	中核都市	北海道 函館市	函館市情報公開条例	平成 13	この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにすることにより、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づく住民自治の精神が十分発揮されるよう市政に関する情報についての市民の知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市が市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
11	中核都市	神奈川県 厚木市	厚木市情報公開条例	平成 13	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。
12	中核都市	東京都 八王子市	八王子市個人情報保護条例	平成 12	この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進を図ることを目的とする。
13	中核都市	群馬県 前橋市	前橋市個人情報保護条例	平成 9	この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示等を求める市民の権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な権利の擁護と公正で開かれた市政の運営の確保に資することを目的とする。
14	中核都市	神奈川県 厚木市	厚木市個人情報保護条例	平成 13	第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な権利を擁護することを目的とする。
15	市	東京都 町田市	町田市審議会等の会議の公開に関する条例	平成 11	この条例は、審議会等の会議を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参画を促進し、開かれた市政を実現することを目的とする。
16	市	愛知県 稲沢市	稲沢市行政情報公開条例	昭和 58	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うすることにより、行政の公正な執行と市民参加による民主行政をより確立し、行政と市民の信頼関係の増進と効率的な行政運営を図ることを目的とする。
17	市	福岡県 小郡市	小郡市情報公開条例	平成 12	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を制度的に保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。(平21条例5・一部改正)
18	市	岐阜県 恵那市	恵那市山岡やすらぎの里条例	平成 16	当市における都市農村交流の推進と、地域の農畜産物の消費の拡大及び山村文化の伝承を図るため、山岡やすらぎの里(以下「交流施設」という。)を設置する。
19	市	山形県 天童市	天童市情報公開条例	昭和 63	この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で開かれた市政の実現を図り、もって市民と市との信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した市民全体の市政の推進に寄与することを目的とする。
20	市	東京都 町田市	町田市情報公開条例	平成 1	この条例は、市の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。
21	市	石川県 能美市	能美市情報公開条例	平成 17	この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重するため、行政情報の公開についての必要な事項を定め、広く市政への参加を促進することにより、開かれた市政の実現を図ることを目的とする。
22	市	愛知県 半田市	半田市情報公開条例	昭和 61	この条例は、市民の知る権利を保障するため、市民の行政情報の公開を請求する権利等を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的かつ効率的な市政の実現を図ることを目的とする。
23	市	愛知県 犬山市	犬山市情報公開条例	平成 10	この条例は、情報公開の理念の実現を図るため、実施機関に対してその保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。
24	市	佐賀県 伊万里市	伊万里市情報公開条例	平成 11	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責任を果たし、もって市民の市政参加を促進し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする。(平17条例3・全改)
25	市	東京都 西東京市	西東京市情報公開条例	平成 13	この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に即し、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって西東京市(以下「市」という。)が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市政への市民参加の推進と市政に対する市民の信頼を深め、より開かれた市政を推進することを目的とする。

26	市	山梨県 富士吉田市	富士吉田市情報公開条例	平成	10	この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利及び富士吉田市(以下「市」という。)が市政に関し市民に説明する責務を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に則した開かれた公正な市政の一層の進展を図ることを目的とする。 (平22条例3・一部改正)
27	市	福井県 鯖江市	鯖江市情報公開条例	平成	10	この条例は、市民の情報開示を請求する権利を明らかにし、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の実現に資することを目的とする。
28	市	石川県 白山市	白山市情報公開条例	平成	17	この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重するため、行政情報の公開についての必要な事項を定め、広く市政への参加を促進することにより、開かれた市政の実現を図ることを目的とする。
29	市	福岡県 行橋市	行橋市情報公開条例	平成	11	この条例は、市が保有する情報に対する公開請求権を明らかにし、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市政について、市民の知る権利を具体化するとともに市の説明する責務が全うされるようにし、もって市民の的確な理解と批判のもとに公正で民主的な行政を推進し、市民による市政への参加を促進することに資することを目的とする。
30	市	福岡県 福津市	福津市情報公開条例	平成	17	この条例は、市の保有する情報を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参加と監視を促進するとともに、市民生活の維持、向上を図り、もって開かれた市政を実現することを目的とする。
31	市	福岡県 宮若市	宮若市情報公開条例	平成	18	この条例は、市が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、市政に関する市民の知る権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に資することを目的とする。
32	市	茨城県 潮来市	潮来市公文書の開示に関する条例	平成	9	この条例は、公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書開示の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって公正で開かれた市民本位の市政を一層推進することを目的とする。 (平28条例27・一部改正)
33	市	埼玉県 本庄市	本庄市情報公開条例	平成	18	この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにすることにより、市民の市政への参加を促進し、及び市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づく開かれた民主的な市政の実現に寄与することを目的とする。
34	市	栃木県 小山市	小山市情報公開条例	昭和	62	この条例は、市政に関する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、一層公正で開かれた市政の実現を図り、もって市民の市政への参加と市政に対する信頼関係を促進し、市民主体の市政の進展に寄与することを目的とする。
35	市	東京都 あきる野市	あきる野市情報公開条例	平成	9	この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市政の運営内容を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視・参加の充実に資することを目的とする。
36	市	福岡県 太宰府市	太宰府市情報公開条例	平成	9	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の公開に必要な事項を定め、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への市民参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。 (平15条例1・全改)
37	市	福岡県 田川市	田川市情報公開条例	平成	4	この条例は、市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する市民の知る権利を明らかにするとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進することを目的とする。
38	市	宮崎県 西都市	西都市議会情報公開条例	平成	11	この条例は、市民の知る権利を尊重し、西都市議会(以下「議会」という。)の保有する公文書の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し、必要な事項を定めることにより、議会の行う諸活動を市民に説明する責任を全うし、より一層公正で開かれた議会運営を図り、もって議会に対する市民の理解を深め、併せて市民の信頼の増進に寄与することを目的とする。(一部改正〔平成17年条例3号〕)
39	市	埼玉県 加須市	広域利根斎場組合情報公開条例	平成	17	この条例は、地方自治の本旨に基づき、広域利根斎場組合(以下「組合」という。)を構成する市町(以下「組合市町」という。)の住民の知る権利を保障するため行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報の公開及び情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、組合運営について説明する責務が全うされるようにし、もって透明で開かれた行政を推進し、組合運営に対する住民の理解と信頼を深め、組合運営への住民参加の充実に資することを目的とする。
40	市	東京都 小金井市	小金井市情報公開条例	平成	14	この条例は、地方自治の本旨に即し、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を進める上に必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的とする。
41	市	岡山県 笠岡市	笠岡市情報公開条例	平成	10	この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進することを目的とする。
42	市	福岡県 宗像市	宗像市情報公開条例	平成	15	この条例は、市が保有する情報を公開するために必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の行政を一層推進し、もって市の有するその諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。(平16条例13・一部改正)
43	市	埼玉県 加須市	加須市情報公開条例	平成	22	この条例は、地方自治の本旨に基づき、市民の知る権利を保障するため行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報の公開及び情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、市政の諸活動について説明する責務が全うされるようにし、もって透明で開かれた市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加の充実に資することを目的とする。
44	市	茨城県 かすみがうら市	かすみがうら市情報公開条例	平成	17	この条例は、市政情報の公開を求める市民等の権利を明らかにするとともに、市政情報の公開について必要な事項を定めることにより、市政への市民参加を促進し、市民と市政との信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とする。
45	市	福岡県 飯塚市	飯塚市情報公開条例	平成	18	この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
46	市	宮崎県 都城市	都城市情報公開条例	平成	18	この条例は、公文書の公開を求める市民の市政に対する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解と信頼を深め、市政参加の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した市民本位の開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。
47	市	東京都 日野市	日野市情報公開条例	平成	13	この条例は、日野市(以下「市」という。)の情報公開に関し必要な事項を定めることにより、市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、もって参画と協働による公正で透明なまちづくりに資することを目的とする。
48	市	宮崎県 西都市	西都市情報公開条例	平成	11	この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を求める市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の行う諸活動を市民に説明する責任を全うし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。(一部改正〔平成16年条例27号〕)
49	市	埼玉県 吉川市	吉川市情報公開条例	平成	12	この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する市民の権利を定めること等により、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加のより一層の促進を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。
50	市	群馬県 渋川市	渋川市情報公開条例	平成	18	この条例は、情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、市民の市政への参加を促進し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

51	市	東京都 立川市	立川市情報公開条例	平成 12	この条例は、何人にも市政に関する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市民の理解と批判の下に、公正で透明な行政を推進し、市民の市政への参画を促進することを目的とする。
52	市	東京都 小平市	小平市情報公開条例	平成 13	この条例は、何人にも市政情報の公開を求める権利(以下「知る権利」という。)を保障するとともに、小平(以下「市」という。)が市政を市民に説明する責任を全うすることを明確にし、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、開かれた市政の下に市民の市政への積極的な参加及び市民と市との信頼関係の増進を図り、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。
53	市	東京都 福生市	福生市情報公開条例	平成 13	この条例は、地方自治の本旨に即し、市政情報の公開を求める市民等の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を推進し、市民による市政への参加を進めるのに資することを目的とする。
54	市	宮崎県 えびの市	えびの市情報公開条例	平成 12	この条例は、公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加のより一層の促進を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。
55	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例	平成 27	この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の趣旨及び目的に鑑み、武蔵野市(以下「市」という。)における個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保するとともに、市の実施機関に対し本人が保有する特定個人情報の開示、訂正、消去並びに収集、目的外利用及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することに資するよう、武蔵野市個人情報保護条例(平成13年3月武蔵野市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)の特例を定めることを目的とする。
56	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市情報公開条例	平成 13	この条例は、地方自治の本旨に即し、行政文書の開示を請求する市民の権利等につき定め、武蔵野市(以下「市」という。)が保有する情報の公開を図ることにより、市が市政について市民に説明する責務を果たすと同時に、市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し、もって人々の理解と批判のもとに、公正で透明な行政を推進することを目的とする。
57	市	東京都 日野市	日野市特定個人情報保護条例	平成 27	この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の目的に鑑み、実施機関における個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保し、及び実施機関が保有する特定個人情報の開示等を求める個人の権利利益を明らかにすることにより、もって市政の適正かつ円滑な運営に資するよう、日野市個人情報保護条例(平成9年条例第10号。以下「個人情報保護条例」という。)の特例を定めることを目的とする。
58	市	東京都 日野市	日野市個人情報保護条例	平成 9	この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利利益を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(平成21条例28・全改)
59	市	千葉県 富里市	富里市個人情報保護条例	平成 27	この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正、消去及び利用又は提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。
60	市	東京都 立川市	立川市個人情報保護条例	平成 1	この条例は、個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護及び適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。一部改正(平成12年条例50号・27年44号・30年48号)
61	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市個人情報保護条例	平成 13	この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、武蔵野市(以下「市」という。)の実施機関に対し本人が保有する個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。全部改正(平成17年条例21号)
62	市	東京都 東久留米市	東久留米市個人情報保護条例	平成 17	この条例は、個人に関する情報の取扱いについての基本的事項を定め、東久留米市(以下「市」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の中止を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。
63	市	青森県 黒石市	黒石市個人情報保護条例	平成 17	この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報の開示、訂正等及び利用停止を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護及び公正で信頼のある市政の推進に資することを目的とする。
64	区	東京都 目黒区	目黒区議会情報公開条例	平成 13	第1条 この条例は、区民の議会情報の開示を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、目黒区議会(以下「議会」という。)が議会活動について、区民に説明する責任を全うし、区民の議会への理解と信頼を深め、さらには、区民の区政への積極的な参加を促進し、地方自治の本旨に即した公正で広く開かれた議会を実現することを目的とする。
65	区	東京都 目黒区	目黒区情報公開条例	平成 12	この条例は、区民の行政情報の開示を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、目黒区(以下「区」という。)が区政について区民に説明する責任を全うし、公正で開かれた区政を推進し、区民の区政への参加の促進を図り、もって区民と区との協働によるまちづくりに資することを目的とする。
66	区	東京都 中央区	中央区情報公開条例	平成 13	この条例は、情報公開の推進に大きな役割を果たしてきた知る権利の理念を尊重し、区政情報の開示を請求する区民の権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、中央区(以下「区」という。)が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、その信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政の発展に寄与することを目的とする。
67	区	東京都 世田谷区	世田谷区情報公開条例	平成 13	この条例は、行政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区民の知る権利を保障するとともに、情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって区が区政に関し区民に説明する責務を全うするようにし、区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的とする。
68	区	東京都 中央区	中央区個人情報の保護に関する条例	平成 9	この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、実施機関における個人情報の収集、管理及び利用の適正を期するとともに、区民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障すること等により、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。
69	区	東京都 世田谷区	世田谷区個人情報保護条例	平成 4	この条例は、特定個人情報を含む個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、その収集、管理並びに利用及び提供の適正を期するとともに、区民の自己に関する個人情報等の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。
70	町	秋田県 小坂町	小坂町情報公開条例	平成 10	この条例は、地方自治の本旨にもとづいて、町政に関する公文書の開示を請求する町民の権利について定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって町政の諸活動を町民に説明する責務を果たすと同時に、町民による行政参加の充実を図り、町民の信頼と参加を基調として、より一層開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。
71	町	福岡県 吉富町	吉富町情報公開条例	平成 7	この条例は、地方自治の本旨に即した町政を推進する上において、町民の行政情報の公開を求める権利を保障することにより、町政の公正な執行と町民の町政に対する信頼の確保を図るとともに町民の町政参加を一層推進し、もって町政の発展に寄与することを目的とする。
72	町	北海道 雨竜町	雨竜町情報公開条例	平成 13	この条例は、情報の公開を求める町民の権利を保障することにより、町民の町政への参加の下に、一層公正で開かれた町政の実現を図り、もって町民と町との信頼関係を推進し、地方自治の本旨に即した町政の推進に寄与することを目的とする。
73	町	長野県 富士見町	富士見町情報公開条例	平成 11	この条例は、行政文書の開示を請求する町民の知る権利を保障するとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた町政の実現を図り、地方自治の本旨に即した町政を推進することを目的とする。
74	町	佐賀県 江北町	江北町情報公開条例	平成 12	この条例は、町の保有する情報を開示することにより、町政に関する町民の知る権利を保障するとともに、より公正で開かれた町政を実現し、町政について町民に説明する責務が全うされるようにし、町民の町政への理解と信頼を深め、町民主体の町政の推進を図ることを目的とする。
75	町	福岡県 鞍手町	鞍手町情報公開条例	平成 11	この条例は、町民の情報公開を求める権利を明らかにし、あわせて公文書の公開に関する必要事項を定めることにより、町の活動について町民に対し説明する責務が果たされるようにするとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的かつ効果的な町政の実現に寄与することを目的とする。

76	町	群馬県 甘楽町	甘楽町情報公開条例	平成	12	この条例は、地方自治の本旨に基づき、町民が町の保有する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、その情報の公開に関し必要な事項を定め、併せて情報提供の充実を図ることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町民参加による公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。
77	町	石川県 川北町	川北町情報公開条例	平成	16	この条例は、町政に関する町民の知る権利を尊重するため、行政情報の公開についての必要な事項を定め、広く町政への参加を促進することにより、開かれた町政の実現を図ることを目的とする。
78	町	北海道 足寄町	足寄町情報公開条例	平成	14	この条例は、町が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、町の説明責任の保障と町政への参加に資するとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した町民本位の開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。
79	町	宮城県 女川町	女川町情報公開条例	平成	11	この条例は、主権在民を基本原理の一つとする日本国憲法の理念に基づき、町民の知る権利を保障するとともに、公文書の開示について必要な事項を定めることにより、町民の町政への参加を促進し、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政の推進に一層寄与することを目的とする。
80	町	静岡県 吉田町	吉田町情報公開条例	平成	12	この条例は、町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の開示を求める権利を保障するとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の説明責任を明らかにし、町民と町との信頼関係を深め、もって町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、地方自治の本旨に即した町民のためのまちづくりを寄与することを目的とする。
81	町	広島県 府中町	府中町都市公園条例	昭和	44	この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。
82	町	福岡県 水巻町	水巻町情報公開条例	平成	11	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める町民の権利を明らかにするため、情報公開の推進に関し必要な事項を定め、町民による町政への参加及び監視をより充実させ、町政に対する町民の理解と信頼を確保し、もって開かれた町政の実現と公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。
83	町	佐賀県 白石町	白石町情報公開条例	平成	17	この条例は、町政に関する情報を公開することにより、個人の知る権利の保障と町政への参加を推進するとともに、町政に関し説明する町の責務が全うされるようし、公正でより開かれた町政を実現することを目的とする。
84	町	宮城県 山元町	山元町情報公開条例	平成	12	この条例は、町が保有する情報の公開を請求する権利を明確にするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務を明確にし、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
85	町	東京都 八丈町	八丈町情報公開条例	平成	13	この条例は、八丈町の保有する行政情報の公開を求める町民の権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町民と町との信頼関係を深め、地方自治の本旨に即した町政を推進することを目的とする。
86	町	高知県 東洋町	東洋町情報公開条例	平成	14	この条例は、開かれた町政の実現のため、町の保有する公文書を公開することにより、町民の知る権利の保障と町政への参加を推進するとともに、町の町民に対する説明責任を果たし、町民と町との信頼関係を深め、もって町民主体の町政を実現することを目的とする。
87	町	福岡県 川崎町	川崎町情報公開条例	平成	7	この条例は、町が保有する情報の公開について必要な事項を定め、町政に関する町民の「知る権利」を保障するとともに、町政への参加のより一層の促進を図るとともに、町政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。
88	町	福岡県 糸田町	糸田町情報公開条例	平成	6	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町の保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、町政に関する住民の「知る権利」を保障するとともに、個人に関する情報を保護し、町政に対する住民の理解と信頼を深め、かつ、町政への参加を促し、もって開かれた民主的な町政を推進することを目的とする。
89	町	北海道 美瑛町	美瑛町情報公開条例	平成	15	この条例は、町の保有する情報の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
90	町	宮城県 柴田町	柴田町情報公開条例	平成	13	この条例は、町民の知る権利を保障するため、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようし、町政に対する町民の信頼と理解を深めるとともに、町民の町政への参加を一層促進することにより、地方自治の本旨に基づき、公正で民主的な町政を推進することを目的とする。
91	町	宮城県 大和町	大和町情報公開条例	平成	10	この条例は、町の保有する情報が町民の共有の財産であり、民主主義の原理及び住民自治の本旨に基づき、町民の知る権利を保障するために、情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようし、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
92	町	群馬県 下仁田町	下仁田町情報公開条例	平成	12	この条例は、地方自治の本旨に基づき、情報の公開を請求する町民の権利について定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町政の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようし、もって、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。
93	町	群馬県 東吾妻町	東吾妻町情報公開条例	平成	18	この条例は、町政に関する情報の公開及び公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって町民本位の開かれた町政を実現し、公正かつ透明性のある町政の一層の進展に資することを目的とする。
94	町	長野県 軽井沢町	軽井沢町公文書公開条例	平成	11	この条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第25条の規定により住民及び事業者の知る権利を保障するとともに、公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、行政の諸活動を説明する責任を全うし、町政に対する理解と信頼と参加意識を深め、公正で開かれた町政の一層の進展に寄与することを目的とする。
95	町	岡山県 里庄町	里庄町情報公開条例	平成	14	この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、町民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民参加による公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
96	町	福岡県 篠栗町	篠栗町情報公開条例	平成	13	この条例は、町民の町政に対する知る権利を尊重し、町が保有する情報の開示を請求する権利等について定めることにより、町政を町民に説明する責務が全うされるようし、町民の町政への参加及び監視の充実を図り、もって町政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。
97	町	島根県 川本町	川本町情報公開条例	平成	12	この条例は、町民の知る権利を保障し、それに基づいて町の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるとともに、町が町民に対し説明責任を果たすことにより、町民と町との信頼関係を深め、もってより一層開かれた町政を実現し、町民参加の町づくりの推進に資することを目的とする。
98	町	福岡県 みやこ町	みやこ町情報公開条例	平成	18	この条例は、町政について町民に説明する町の責務を果たさせるとともに、町政に関する町民の知る権利を保障し、併せて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民参画の行政を一層推進し、開かれた町政の実現を図るとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって公正かつ透明で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。
99	町	福岡県 築上町	築上町情報公開条例	平成	18	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようし、町民の町政への参加と監視の充実を図り、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
100	町	福岡県 岡垣町	岡垣町情報公開条例	平成	13	この条例は、町が保有する情報に対する公開請求権を明らかにし、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、町政について、町民の知る権利を具体化するとともに町の説明責任が全うされるようし、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民による町政への参加をいっそう促進することを目的とする。
101	町	福岡県 香春町	香春町情報公開条例	平成	10	この条例は、主権者の知る権利を保障するため、町が保有する情報の公開について必要な事項を定め、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、町民の町政への参加を一層促進することにより、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。
102	町	宮城県 川崎町	川崎町情報公開条例	平成	12	この条例は、町民の知る権利を保障するため、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務を全うし、町政に対する町民の信頼と理解を深めるとともに、町民の町政への参加を一層促進することにより、地方自治の本旨に基づき、公正で民主的な町政を推進することを目的とする。

103	町	熊本県 あさぎり町	あさぎり町情報公開条例	平成	16	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する理解と信頼を深め町づくりにへの参加を促進し、民主的な町政の発展に資することを目的とする。
104	町	宮崎県 美郷町	美郷町情報公開条例	平成	18	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を求める町民の知る権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、もって公正で開かれた町民本位の町政を一層推進することを目的とする。
105	町	青森県 田子町	田子町情報公開条例	平成	15	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町の保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政の諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政への理解と信頼を深め、町民参加による開かれた公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。
106	町	北海道 当別町	当別町情報公開条例	平成	14	この条例は、民主主義の原理及び住民自治の本旨に基づき、町の保有する情報の開示請求権を定めるとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障し、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
107	町	北海道 乙部町	当別町情報公開条例	平成	14	この条例は、民主主義の原理及び住民自治の本旨に基づき、町の保有する情報の開示請求権を定めるとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障し、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
108	町	和歌山県 有田川町	有田川町情報公開条例	平成	18	この条例は、町民の公文書の公開を求め権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、一層公正で開かれた町政の実現を図ることを目的とする。
109	町	佐賀県 みやき町	みやき町情報公開条例	平成	17	この条例は、情報公開の理念の実現を図るために公文書の公開に関し必要な事項を定め、町民の知る権利の尊重及び町民に対する町政執行を説明する責務を明らかにすることにより、町民の町政への参加の促進、町政の公正な執行並びに町政に対する町民の理解及び信頼の確保を図り、もって町政の発展に寄与することを目的とする。
110	町	福岡県 小竹町	竹町情報公開条例	平成	12	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民による町政への監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
111	町	福岡県 福智町	福智町情報公開条例	平成	18	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
112	町	福岡県 大刀洗町	大刀洗町情報公開条例	平成	17	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民による町政への監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
113	町	北海道 士幌町	士幌町情報公開条例	平成	12	この条例は、民主主義の原理及び住民自治の本旨に基づき、町が保有する情報の公開請求権を定めるとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、知る権利を明らかにするとともに、町の諸活動を説明する責務が全うされるようにし、町政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。
114	町	石川県 穴水町	穴水町情報公開条例	平成	13	この条例は、地方自治の本旨にのっとり町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する町民の権利を定めること等により、町の諸活動を町民に説明する責務の全うと、町民の町政への参加により一層の促進を図り、もって町民の町政に対する理解と信頼を深め、公正で透明な町政の推進に資することを目的とする。
115	町	福岡県 上毛町	上毛町情報公開条例	平成	17	この条例は、地方自治の本旨に基づき、町民の知る権利にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
116	町	北海道 浜中町	浜中町情報公開条例	平成	12	この条例は、国民主権の理念にのっとり、公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政参加を推進するとともに、町政に対する町民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。
117	町	福岡県 粕屋町	粕屋町情報公開条例	平成	14	この条例は、住民主権とそれに基づく知る権利にのっとり、町が保有する情報の公開について必要な事項を定めることによって、町民の町政への参加を促進し、かつ町の諸活動を説明する責務が全うされるようにし、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。
118	町	福岡県 筑前町	筑前町情報公開条例	平成	24	この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、町が保有する公文書の開示について、必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民による町政への監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に資することを目的とする。
119	町	佐賀県 基山町	基山町情報公開条例	平成	13	この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、町政に関する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、町政に関し町民に説明する責務を全うすることにより、町民の町政への参加の促進を図り、町民の的確な理解と評価の下に公正で開かれた町政を進めるのに寄与することを目的とする。
120	町	群馬県 下仁田町	下仁田町個人情報保護条例	平成	12	この条例は、町が保有する個人情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。
121	町	岐阜県 白川町	白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例	平成	12	この条例は、行政情報の公開及び個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、町民の町政への積極的な参加を推進するとともに、個人の権利利益を保護し、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。
122	町	長野県 長和町	長和町個人情報保護条例	平成	17	この条例は、実施機関が保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。
123	町	秋田県 五城目町	五城目町個人情報保護条例	平成	27	この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、五城目町(以下「町」という。)の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
124	町	静岡県 吉田町	吉田町個人情報保護条例	平成	16	この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、中止、削除及び利用停止を請求する権利を保障するとともに、適正な個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公正で民主的な町政の実現を図り、もって町民の権利利益を保護することを目的とする。
125	町	徳島県 上勝町	上勝町個人情報保護条例	平成	15	この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。
126	町	和歌山県 那智勝浦町	那智勝浦町個人情報保護条例	平成	27	この条例は、高度情報通信社会の進展に鑑み、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、那智勝浦町(以下「町」という。)の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

127	町	和歌山県 太地町	太地町個人情報保護条例	平成	27	この条例は、高度情報通信社会の進展に鑑み、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、太地町（以下「町」という。）の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
128	町	高知県 土佐町	土佐町個人情報保護条例	平成	27	この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、土佐町（以下「町」という。）の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
129	町	熊本県 苓北町	苓北町個人情報保護条例	平成	17	この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、本町の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を保障することにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
130	町	鹿児島県 長島町	長島町個人情報保護条例	平成	30	この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、長島町（以下「町」という。）の実施機関に対し本人が保有個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の停止を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
131	村	長野県 原村	原村公文書公開条例	平成	11	第1条 この条例は、村の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた村政の推進を図るとともに、村政に対する積極的な参加を促進し、もって村政の進展に寄与することを目的とする。
132	村	群馬県 南牧村	南牧村情報公開条例	平成	12	第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、村民が村の保有する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、その情報の公開に関し必要な事項を定め、併せて情報提供の充実を図ることにより、村民の村政に対する理解と信頼を深め、もって村民参加による公正で開かれた村政を一層推進することを目的とする。
133	村	熊本県 球磨村	球磨村情報公開条例	平成	17	第1条 この条例は、公文書の公開を求める村民の「知る権利」及び村民福祉の向上に必要な情報の積極的な提供についての村の責務を明らかにし、併せて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、村民参加の行政を一層推進し、開かれた村政の実現を図るとともに、村政に対する村民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な村政の発展に寄与することを目的とする。
134	村	東京都 青ヶ島村	青ヶ島村情報公開条例	平成	16	第1条 この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に則し、公文書の開示を請求する村民の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって青ヶ島村(以下「村」という。)が村政に関し村民に説明する責務を全うするようにし、村民の理解の下に公正で透明な行政を推進し、村民による村政への参加を進めるのに資することを目的とする。
135	村	長野県 木祖村	木祖村情報公開及び個人情報保護に関する条例	平成	12	第1条 この条例は、情報の公開を請求する個人の知る権利を保障するとともにプライバシーに関わる個人情報保護し、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、村の諸活動を個人に説明する責務が全うされるようにし、村政に対する個人の理解と信頼を深め、個人の村政への参加を促進し、村政の進展に資することを目的とする。
136	村	東京都 新島村	新島村情報公開条例	平成	15	第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、公文書の開示を請求する村民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって新島村(以下「村」という。)が村政に関し村民に説明する責務を全うするようにし、村民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、村民による村政への参加を進めるのに資することを目的とする。
137	村	東京都 御蔵島村	御蔵島村情報公開条例	平成	20	第1条 この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に則し、公文書の開示を請求する村民の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって御蔵島村(以下「村」という。)が村政に関し村民に説明する責務を全うするようにし、村民の理解の下に公正で透明な行政を推進し、村民による村政への参加を進めるのに資することを目的とする。
138	村	東京都 神津島村	神津島村情報公開条例	平成	16	第1条 この条例は、地方自治の本旨に即し、公文書の開示を請求する村民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって神津島村(以下「村」という。)が村政に関し村民に説明する責務を全うし、村民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進することにより、村民の村政への参加に資することを目的とする。
139	村	福岡県 東峰村	東峰村情報公開条例	平成	17	第1条 この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、村が保有する情報の公開について必要な事項を定めるとともに、村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村民による村政への監視と参加を一層促進し、もって公正で開かれた民主的な村政の発展に資することを目的とする。
140	村	埼玉県 東秩父村	東秩父村情報公開条例	平成	14	第1条 この条例は、情報の公開を請求する村民の知る権利を保障し、村の諸活動について村民に説明する責務を明らかにすることにより、村民の村政への参加を促進し、及び村政の公正な執行と村政に対する村民の信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づく開かれた民主的な村政の実現に寄与することを目的とする。
141	村	茨城県 美浦村	美浦村情報公開条例	平成	13	第1条 この条例は、村政情報の公開を請求する村民の権利を明らかにし、村政情報の公開に関し必要な事項を定め、村が村政に関し村民に説明する責務の全うと、村民の村政への参加を促進し、もって村民の村政への理解と信頼を深め、公正で透明な村政の推進に資することを目的とする。
142	村	熊本県 五木村	五木村情報公開条例	平成	18	第1条 この条例は、日本国憲法が国民に保障する知る権利と地方自治の本旨にのっとり、村の保有する情報の公開について必要な事項を定めるとともに、村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村民の村政に対する理解と信頼を深め、村づくりへの参加を促進し、民主的な村政の発展に資することを目的とする。
143	村	岐阜県 東白川村	東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例	平成	14	第1条 この条例は、行政情報の公開及び個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、村民の村政への積極的な参加を推進するとともに、個人の権利利益を保護し、村政に対する村民の理解と信頼を深め、もって公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。
144	村	奈良県 山添村	山添村情報公開条例	平成	14	第1条 この条例は、村民が情報を求める権利を明らかにするため、村が保有する情報の公開について必要な事項を定めることと、村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにし、村政に対する村民の信頼と理解を深めるとともに、村政への参加を一層促進し、地方自治の本旨に基づく公正で民主的な村政を推進することを目的とする。

参考5 その他関係条例（「消費」の単語が含まれるものに限る。）

No	区分	自治体名	条例名	公布年	目的	概要	消費者行政に関する内容
1	都道府県	福井県	福井県新生活学習館の設置および管理に関する条例	平成 17	第一条 男女が共に参画する社会の実現および県民の生涯学習の充実を図るため、福井県新生活学習館（以下「新生活学習館」という。）を設置する。		消費生活研修室
2	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市立福祉センター条例	昭和 46	身体障害者、知的障害者、老人及び女性の福祉の増進、文化教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に図るため、岡山市中区小橋町一丁目1番30号に岡山市立福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。		消費生活教室
3	中核都市	大府市 八尾市	八尾市立くらし学習館条例	平成 20	市民の生涯学習を推進するとともに、環境教育、消費者教育、防犯・防災教育、食育その他の社会の要請の強い公共の課題に対し、市民が主体的に学び、その成果を市民参画と協働のまちづくりに活かすことができる社会教育施設として、本市に八尾市立くらし学習館（以下「くらし学習館」という。）を設置する。		左記のとおり
4	中核都市	静岡県 富士市	富士市ファイランセ条例	平成 14	この条例は、市民の健康の保持及び増進、福祉の向上並びに男女共同参画社会の形成の促進及び消費者の保護を図るため、富士市ファイランセ（以下「ファイランセ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。		左記のとおり
5	市	東京都 立川市	立川市女性総合センター条例	平成 6	男女共生社会の増進及び消費生活の向上並びに生活学習情報の提供により、豊かな生きがいのある地域社会の実現を図るため、立川市女性総合センター（以下「女性センター」という。）を立川市瑞町2丁目36番2号を設置する。		左記のとおり
6	都道府県	大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザの設置及び管理に関する条例	平成 15	第一条 消費生活の安定及び向上と男女共同参画の推進を図るとともに、広く県民の自主的な社会貢献活動を促進し、もって豊かで暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。		左記のとおり
7	中核都市	愛知県 春日井市	春日井市青少年女性センター条例	平成 2	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、青少年女性センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	施設設置管理	第2条において、設置目的の一つとして「消費生活知識の普及・啓発及び福祉の増進を図る」ことが挙げられている。 センターの行う事業として、「消費者の保護及び消費者活動の支援に関すること。」が挙げられている。
8	市	東京都 昭島市	昭島市勤労商工市民センター条例	平成 13	勤労者の福祉、消費生活の向上及び地域商工業の振興を図るため、昭島市勤労商工市民センター（以下「センター」という。）を設置する。		「施設等を連鎖販売取引その他の取引に関して消費者の苦情が生じるおそれのある商品、物品等の展示、販売又は広告を行うことを目的として利用するとき」は利用を許可しないとされている。
9	市	滋賀県 栗東市	栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例	平成 10	芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図り、もって市の発展に資するため、栗東芸術文化会館（以下「芸術文化会館」という。）を設置する。		「老人福祉施設及び消費生活に関する施設」のある会館に設けられるとされている。
10	市	東京都 小金井市	小金井市民集会所条例	昭和 59	市民相互の親睦と福祉の増進に寄与するため、小金井市民集会所（以下「集会所」という。）を設置する。		集会所施設内に「消費活動室」がある。
11	市	東京都 三鷹市	三鷹市コミュニティ・センター条例	昭和 49	コミュニティ活動は、市民自身のものであり、市民相互の連帯と責任のもとで行われ、他の何人からも干渉されない。		「消費者コーナー」が設けられている。
12	区	東京都 中央区	中央区立女性センター条例	平成 5	この条例は、中央区立女性センター（以下「女性センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。		「消費生活研修室」の使用料が定められている。
13	町	滋賀県 日野町	日野町使用料条例	昭和 30	地方自治法第225条（昭和22年法律第67号）の規定により行政財産の使用または公の施設の利用については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。		「渋谷区立消費生活センター条例（昭和55年渋谷区条例第9号）に規定する目的に沿った使用の申請があった場合で、特に必要と認めるときは、会館施設の使用を承認することができる」とされている。
14	区	東京都 渋谷区	渋谷区立商工会館条例	昭和 55	区内における商工業の振興発展を図るため、渋谷区立商工会館（以下「会館」という。）を東京都渋谷区渋谷一丁目12番5号に設置する。		左記のとおり
15	政令指定都市	愛知県 名古屋市長	名古屋市民消費生活センター条例	昭和 39	日用必需品を小売りさせ、もって市民の消費生活の安定向上を図るため、次のように公設市場を設置する。		施設内に消費生活センターを設置するとされている。
16	中核都市	栃木県 宇都宮市長	宇都宮市民消費生活センター条例	平成 19	この条例は、市民福祉の増進及び市民文化の振興に寄与するとともに、地域の発展に資するため設置する市民消費生活センター（以下「センター」という。）に關し、必要な事項を定めることを目的とする。		消費生活センター施設
17	市	群馬県 富岡市長	富岡市民消費生活センター条例	平成 18	市民相互の交流を通じ、市民福祉の向上と勉勵ある地域社会の形成に寄与するため、あい愛消費生活センターを設置する。		「消費生活の向上又はコミュニティ活動若しくは民生安全な市民生活の推進に貢献した者」を対象
18	市	東京都 町田市	町田市民消費生活センター条例	平成 11	市民相互の交流を促進し、市民福祉の向上と勉勵ある地域社会の形成に寄与するため、あい愛消費生活センターを設置する。		「消費生活の向上又はコミュニティ活動若しくは民生安全な市民生活の推進に貢献した者」を対象
19	中核都市	新潟県 上越市長	上越市福祉交流プラザ条例	平成 20	障害者等の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民がいきいきと交流する場を提供することにより、市民が互いに交流しながら、自立した社会生活を営み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、福祉交流施設を設置する。		「コミュニティ活動、交通安全運動若しくは防犯活動の推進、消費者保護活動又はその他住民運動の発展向上に貢献した者」を対象
20	市	徳島県 美馬市長	美馬市地域交流センター条例	平成 29	市民の交流の場、生活活躍の場及び子育て支援の場を提供するとともに、文化活動及び学習支援の推進並びに観光及び地域産業の振興を図るため、美馬市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）を設置する。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
21	市	北海道 名寄市長	名寄市表彰条例	平成 18	この条例は、市勢の発展に寄与し、又は市民の親睦と認められる行為があつた者を表彰し、もって本市の自治振興を促進することを目的とする。	表彰	「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
22	市	東京都 清瀬市長	清瀬市表彰条例	昭和 55	この条例は、市政の振興、公益の増進及び公共の福祉向上等に功勞のあつたもの並びに広く市民の親睦となるものを表彰することにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
23	市	北海道 千歳市長	千歳市功勞者表彰条例	昭和 41	この条例は、市政振興に寄与し、又は業人の親睦と認められる行為があつた者を表彰し、もって本市の自治振興を促進することを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
24	市	北海道 士別市長	士別市表彰条例	平成 18	この条例は、市政振興に寄与した個人又は団体の功績をたたえ、市民の意趣によりこれを表彰し、もって市民の愛郷の精神を養うことを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
25	都道府県	宮城県	グリーン購入促進条例	平成 18	第一条 この条例は、グリーン購入の促進について、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、環境物品等が環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
26	中核都市	埼玉県 所沢市長	所沢市商業振興条例	平成 18	この条例は、商業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
27	市	広島県 府中市長	府中市企業活性化基本条例	平成 12	この条例は、府中市における企業活動の重要性にかんがみ、企業の活性化の基本的な事項を定めることにより、企業活動の活発な発展に寄与することを目的とする。	事業者等の責	「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
28	市	和歌山県 新宮市長	新宮市産業振興基本条例	平成 17	この条例は、新宮市の産業において重要な地位を占める中小企業の振興のため、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の趣旨に基づき、本市における中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）の振興の基本的な事項を定めるとともに、中小企業に関する施策を総合的に実施し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
29	市	三重県 名張市長	名張市商業の振興に関する条例	平成 19	この条例は、商業の振興が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、地域に根ざした商業の活性化及びまちづくりをはじめとした地域貢献活動の実施を促進するため、商業の振興に関する基本的な事項を定めるとともに、市が商店会及び経済団体等の組織強化等を支援することにより、地域の特性に即した商業の振興を図り、もって商業の健全な発展及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。		「事業者は、魅力ある店舗づくり及び自らの事業の発展に努め、市民の消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする」とされている。
30	市	福岡県 飯塚市長	飯塚市工場等誘致条例	平成 18	この条例は、本市における工場等の新設及び増設を積極的に奨励誘致し、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって市民福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とする。	消費者行政	「市長は、生活困窮者の相談及び生活費の貸付、消費生活の安定対策等市民が安定した生活を営めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。
31	町	福岡県 桂川町	桂川町企業誘致条例	平成 19	この条例は、本市における工場等の新設及び増設を積極的に奨励誘致し、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって町民福祉の増進と町勢の発展を期することを目的とする。	協力の	「市長は、生活困窮者の相談及び生活費の貸付、消費生活の安定対策等市民が安定した生活を営めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。
32	中核都市	兵庫県 加古川市長	加古川市福祉コミュニティ条例	昭和 57	この条例は、福祉コミュニティの理念を確立し、福祉コミュニティの形成及び発展に果たすべき市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉コミュニティの形成及び発展のための基本的な事項を定め、もって福祉コミュニティづくりの総合的推進を図ることを目的とする。		「市長は、生活困窮者の相談及び生活費の貸付、消費生活の安定対策等市民が安定した生活を営めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。
33	区	東京都 中央区	中央区中小企業の振興に関する基本条例	平成 7	この条例は、中央区（以下「区」という。）の産業において重要な地位を占める中小企業の振興についての基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。	行政の責任	「区は、（中略）基本的施策を実施するに当たっては、消費者の保護に配慮」するとされている。
34	区	東京都 世田谷区	世田谷区地域保健福祉推進条例	平成 8	この条例は、地域保健福祉についての基本的な事項を定め、他の条例等と共に、地域保健福祉に係る施策を総合的、計画的かつ公正に実施し、もって地域保健福祉の推進を図ることを目的とする。		「区は、地域保健福祉に関する役割その他のサービスを利用しようとし、又は利用する区民に、当該サービスの利用に際し、消費者の権利（世田谷区消費生活条例（平成4年3月世田谷区条例第22号）第2条に規定する消費者の権利をいう。）が確立されるよう支援していく。」とされている。
35	中核都市	福岡県 久留米市長	久留米市男女平等を進める条例	平成 14	この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。		久留米市消費生活センターを、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け
36	町	北海道 むかわ町	むかわ町登録商標「むかわ電」及び「カムイサルス」の使用に関する条例	令和 2	この条例は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき、むかわ町（以下「町」という。）が所有する登録商標「むかわ電」（商標登録第6102848号）及び「カムイサルス」（商標登録第6226923号）（以下「本件商標等」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、事業者等が広く活用することにより、「むかわ電」及び「カムイサルス」を全国及び世界へ発信し、もって町の活性化の促進に寄与することを目的とする。	その他	「消費者の利益を害すると認められる場合は、本件商標等の使用を許可しないとされている。
37	町	北海道 剣淵町	剣淵町地域支援事業条例	平成 29	この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。		包括的支援事業の一つとして、「消費者被害の防止に関する情報提供を行う事業」を挙げています。

参考6 消費者行政と関係しない条例

No	区分	自治体名	条例名	公布年	目的
1	都道府県	沖縄県	沖縄県石油価格調整税条例	平成 27	第1条 県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、石油価格調整税を課する。
2	都道府県	広島県	広島県薬事審議会条例	昭和 36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号。以下「法」という。)第3条第一項の規定に基づき、広島県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
3	都道府県	熊本県	熊本県地下水と土を育む農業推進条例	平成 27	第1条 この条例は、地下水と土を育む農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、農業者及び農業に関する団体(以下「農業者等」という。)、農産物の販売を業とする者(以下「農産物販売業者」という。))並びに県民の責務等を明らかにするとともに、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地下水と土を育む農業の推進に関する施策を総合的に講じて、農業者等が安心して地下水と土を育む農業に取り組むことができるようにし、もって地下水と土を育む農業の発展を図ることを目的とする。
4	都道府県	東京都	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	昭和 36	第1条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十八条第一項の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する資金の助成の手続に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
5	都道府県	京都府	京都府生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第59条の規定により、京都府生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
6	都道府県	神奈川県	神奈川県生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第59条の規定に基づき、神奈川県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
7	都道府県	鹿児島県	鹿児島県薬事審議会条例	昭和 36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、薬事(医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。)に関する県の事務のうち重要な事項を調査審議させるため、鹿児島県薬事審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
8	都道府県	岩手県	協同組合等の監督に関する条例	平成 11	第1条 この条例は、報告の徴収その他協同組合等の監督について定めることを目的とする。
9	都道府県	高知県	高知県の休日定める条例	平成 1	第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の職務は、原則として行わないものとする。
10	都道府県	埼玉県	埼玉県の休日定める条例	平成 1	第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の職務は、原則として行わないものとする。
11	都道府県	山形県	山形県高度技術研究開発センター条例	平成 6	第1条 民間事業者、大学その他の研究機関及び公共の団体が共同して行う工業技術に関する研究開発その他高度な工業技術に関する研究開発を支援することにより、本県の工業技術の向上を図り、もって本県の産業の発展に寄与することを目的として、山形県高度技術研究開発センター(以下「センター」という。)を山形市に置く。
12	都道府県	神奈川県	附属機関の設置に関する条例	昭和 28	第1条 地方自治法(昭和22年4月法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。
13	都道府県	鳥取県	鳥取県地球温暖化対策条例	平成 21	第1条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、市町村との連携及び協力を図りつつ、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。
14	都道府県	熊本県	熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例	平成 17	第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。))により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
15	都道府県	石川県	石川県生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)第五十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
16	都道府県	奈良県	奈良県薬事審議会条例	昭和 38	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第3条第一項の規定に基づき、奈良県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
17	都道府県	秋田県	秋田県行政手続条例	平成 8	第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
18	都道府県	山形県	山形県体育施設条例	昭和 39	第1条 体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、次の体育施設を置く。
19	都道府県	岩手県	岩手県薬事審議会条例	令和 3	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、岩手県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
20	都道府県	宮城県	薬事審議会条例	昭和 38	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第3条第一項の規定に基づき、宮城県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
21	都道府県	宮城県	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会条例	平成 18	第1条 知事の諮問に応じ、農業の使用回数及び化学肥料の使用量を低減して生産される農産物の認証及び表示の制度の運営に関する重要事項を審議するため、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
22	都道府県	静岡県	静岡県生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第59条の規定に基づき、静岡県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
23	都道府県	岐阜県	岐阜県薬事審議会設置条例	昭和 36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第3条の規定に基づき、岐阜県薬事審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
24	都道府県	山形県	山形県生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項に規定する合議制の機関として、山形県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
25	都道府県	徳島県	徳島県薬事審議会設置条例	昭和 38	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第3条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、徳島県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。
26	都道府県	奈良県	奈良県中小企業会館条例	昭和 53	第1条 中小企業の振興を図るため、奈良県中小企業会館(以下「会館」という。)を奈良市に設置する。
27	都道府県	北海道	北海道生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第59条の規定に基づき、同法第58条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
28	都道府県	茨城県	茨城県生活衛生適正化審議会条例	平成 12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)第59条の規定に基づき、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
29	都道府県	茨城県	茨城県地方薬事審議会条例	昭和 36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、茨城県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)をおく。
30	都道府県	群馬県	統計法に基づく基幹統計調査の事務の処理の特例に関する条例	平成 12	第1条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、統計法(平成十九年法律第五十三号)第2条第六項に規定する基幹統計調査に係る知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定めることを目的とする。

31	都道府県	栃木県	栃木県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
32	都道府県	石川県	石川県審議会条例	昭和	38	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。)第三条の規定に基づき、石川県審議会(以下「審議会」という。)を置く。
33	都道府県	長崎県	長崎県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項の規定に基づき、長崎県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置き、同法第59条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
34	都道府県	沖縄県	沖縄県審議会設置条例	昭和	47	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、沖縄県審議会(以下「審議会」という。)を置く。
35	都道府県	岩手県	岩手県水産審議会条例	昭和	48	第1条 総合的な水産施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県水産審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、総合的な水産施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。
36	都道府県	滋賀県	滋賀県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項の規定に基づく生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関として、滋賀県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
37	都道府県	島根県	島根県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号。以下「法」という。)第58条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
38	都道府県	熊本県	熊本県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号。以下「法」という。)第59条の規定に基づき、法第58条第1項の規定により設置する熊本県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
39	都道府県	高知県	高知県地方審議会条例	昭和	38	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき高知県地方審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、同条第2項の規定により審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。
40	都道府県	鹿児島県	鹿児島県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
41	都道府県	沖縄県	沖縄県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号。以下「法」という。)第59条の規定に基づき、法第58条第1項に規定する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
42	都道府県	静岡県	静岡県審議会条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第145号)第3条の規定に基づき、静岡県審議会(以下「審議会」という。)を置く。
43	都道府県	愛知県	愛知県審議会条例	昭和	36	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三条の規定に基づき、愛知県審議会(以下「審議会」という。)を置く。
44	都道府県	滋賀県	滋賀県審議会設置条例	昭和	34	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、知事の付属機関として滋賀県審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
45	都道府県	兵庫県	兵庫県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第59条の規定に基づき、兵庫県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
46	都道府県	山口県	山口県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第一条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十九条の規定に基づき、同法第五十八条第一項に規定する合議制の機関として設置された山口県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
47	都道府県	佐賀県	佐賀県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関する条例	平成	11	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第59条の規定に基づき、同法第58条第1項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
48	都道府県	大分県	大分県地方審議会設置条例	昭和	36	第一条 この条例は、大分県地方審議会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
49	都道府県	岐阜県	岐阜県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十八条第一項の規定により、同法の施行に関する重要事項を調査審議させるため、岐阜県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
50	都道府県	新潟県	新潟県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、新潟県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
51	都道府県	香川県	香川県水産審議会条例	昭和	38	第1条 水産に関する重要事項を審議するため、香川県水産審議会(以下「審議会」という。)を置く。
52	都道府県	香川県	香川県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
53	都道府県	佐賀県	佐賀県審議会設置条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第145号)第3条第1項の規定に基づき、佐賀県審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
54	都道府県	佐賀県	佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例	昭和	59	第1条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する重要な事項について調査審議させるため、佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
55	都道府県	高知県	高知県生活衛生適正化審議会条例	昭和	32	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号)第58条第1項に規定する合議制の機関として高知県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、同法第59条の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
56	都道府県	大分県	大分県生活衛生適正化審議会条例	平成	11	第一条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十九条の規定に基づき、同法第五十八条第一項の生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
57	都道府県	宮城県	生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
58	都道府県	群馬県	群馬県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第一条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第五十九条の規定に基づき、群馬県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
59	都道府県	栃木県	栃木県地方審議会条例	昭和	38	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三条の規定に基づき、栃木県地方審議会(以下「審議会」という。)を置く。
60	都道府県	岡山県	岡山県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第五十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県生活衛生適正化審議会(以下「審議会」という。)を置く。
61	都道府県	和歌山県	和歌山県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第164号。以下「法」という。)第59条の規定に基づき、法第58条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
62	都道府県	山口県	山口県地方審議会設置条例	昭和	36	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三条第一項の規定に基づき、山口県地方審議会(以下「審議会」という。)を置く。

63	都道府県	香川県	香川県薬事審議会条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、香川県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
64	都道府県	愛媛県	愛媛県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第59条の規定に基づき、同法第58条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
65	都道府県	宮崎県	宮崎県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定に基づき、同法第58条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
66	都道府県	埼玉県	埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例	平成	16	第1条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決事件として定めることにより、政策の実現に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政を推進することを目的とする。
67	都道府県	東京都	東京都薬事審議会条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、薬事に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
68	都道府県	愛知県	愛知県衛生対策審議会条例	昭和	44	第1条 知事の諮問に応じ、衛生に関する重要事項（他の附属機関の所掌事務に属する事項を除く。）について調査審議するため、愛知県衛生対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第58条第一項の審議会その他の合議制の機関とする。
69	都道府県	奈良県	奈良県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第58条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、奈良県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置く。
70	都道府県	岡山県	岡山県薬事審議会条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第3条の規定により、岡山県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
71	都道府県	宮城県	宮城県主要農作物等種子生産条例	平成	31	第1条 この条例は、本県の主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関し、県の責務並びに採種団体及び指定種子生産者並びに生産者の役割を明らかにすることにより、主要農作物等の将来にわたる優良かつ低廉な種子の生産及び安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を推進することを目的とする。
72	都道府県	岩手県	岩手県農政審議会条例	昭和	47	第1条 総合的な農業施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、総合的な農業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。
73	都道府県	秋田県	秋田県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第59条の規定に基づき、同法第58条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
74	都道府県	群馬県	群馬県薬事審議会条例	昭和	36	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第3条の規定に基づき、薬事に関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として、群馬県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
75	都道府県	三重県	三重県薬事審議会設置条例	昭和	35	第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、三重県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。
76	都道府県	大阪府	大阪府生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第58条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置く。
77	都道府県	静岡県	静岡県森林と県民の共生に関する条例	平成	17	第1条 この条例は、森林との共生について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県、県民その他の者の役割を明確にするとともに、県民総参加による合意と連携の仕組みをつくることにより、森林との共生に関する施策その他の取組を総合かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
78	都道府県	青森県	青森県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例	昭和	39	第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。
79	都道府県	広島県	広島県生活衛生適正化審議会条例	平成	12	第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）第58条第一項の規定に基づき広島県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。
80	都道府県	高知県	高知県財政調整基金条例	昭和	39	第1条 県財政の健全な運営に資するため、高知県財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。
81	都道府県	大阪府	大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	平成	5	第1条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における法第百四十一条第一項第一号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに法第百四十三条第一項第四号の三の個人演説告知用ポスター（大阪府知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。
82	都道府県	富山県	富山県生活衛生営業適正化審議会条例	平成	12	第1条 この条例は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定に基づき、法第58条第1項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
83	都道府県	福井県	福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例	平成	31	第1条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆をいう。以下同じ。）の優良な品種の開発および優良な種子の生産に関し必要な事項を定めることにより、主要農作物の種子の品質の確保および安定的な生産を図り、もって安全で安心な主要農作物の安定的な供給および本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。
84	都道府県	広島県	広島県主要農作物等種子条例	令和	2	第1条 この条例は、主要農作物等の種子の生産及び普及に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、奨励品種の種子の安定供給及び品質の確保を図り、もって本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的とする。
85	都道府県	青森県	青森県行政財産使用料徴収条例	昭和	39	第1条 この条例は、他に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百二十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。
86	都道府県	岐阜県	岐阜県主要農作物種子条例	平成	31	第1条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆（いずれも食用又は酒造用であるものに限る。）をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の生産性の向上及び品質の確保に寄与することを目的とする。
87	都道府県	茨城県	茨城県木材業者等登録条例	昭和	36	第1条 この条例は、木材業者又は製材業者（以下「木材業者等」という。）を登録することによって、木材の正量取引の促進及び取引の単純公正化を図り、もって木材の使用又は消費の合理化に寄与するとともに木材産業の育成振興を期することを目的とする。
88	都道府県	長崎県	長崎県水産製品規格条例	昭和	41	第1条 この条例は、農林物資規格法（昭和25年法律第175号）により日本農林規格が定められていない水産製品について、適正かつ合理的な規格を定め、これを普及させることによって、水産製品の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
89	都道府県	兵庫県	兵庫県地域創生条例	平成	27	第1条 この条例において「地域創生」とは、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に極集中している人口及び活力を地方に分散することにより、地方が自立する構造を確立し、将来にわたって、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくための取組をいう。

90	都道府県	鳥取県	鳥取県住民基本台帳法施行条例	平成	14	第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
91	都道府県	北海道	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例	平成	31	第1条 この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。
92	都道府県	熊本県	熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例	令和	1	第1条 この条例は、主要農作物の種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、県の責務並びに採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保することを目的とする。
93	都道府県	大阪府	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	平成	12	第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち衛生行政事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。
94	都道府県	東京都	東京都住宅基本条例	平成	18	第1条 東京都(以下「都」という。)の住宅政策の目標は、すべての都民がその世帯の構成に応じて、良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を楽しむに足りる住宅を確保できるようにすることにあるものとする。
95	都道府県	愛媛県	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例	平成	30	第1条 この条例は、木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町との連携並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等の役割について明らかにするとともに、木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するとともに、県民生活の向上に寄与することを目的とする。
96	都道府県	高知県	高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例	平成	29	第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。
97	都道府県	神奈川県	神奈川県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
98	都道府県	静岡県	静岡県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
99	都道府県	山梨県	山梨県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
100	都道府県	滋賀県	滋賀県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導および届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
101	都道府県	長崎県	長崎県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
102	都道府県	沖縄県	沖縄県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
103	都道府県	岩手県	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成	10	第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
104	都道府県	富山県	富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例	平成	24	第1条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性を併せて小規模企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等(以下「中小企業の振興等」という。)に関し、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興等を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。
105	都道府県	三重県	三重の木づかい条例	令和	3	第1条 この条例は、木材利用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材利用の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。
106	都道府県	群馬県	群馬県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関がする行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 条例等に基づく処分及び届出並びに県の機関がする行政指導に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
107	都道府県	熊本県	熊本県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
108	都道府県	佐賀県	佐賀県行政手続条例	平成	7	第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第46条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

109	都道府県	岐阜県	岐阜アリーナ条例	昭和	40	第一条 県民の体育、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供するため、岐阜市に岐阜アリーナ(以下「アリーナ」という。)を設置する。
110	都道府県	青森県	特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例	昭和	27	第一条 この条例は、次に掲げる県の公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける旅費及び費用弁償について定めることを目的とする。
111	都道府県	青森県	特別職の職員の給与に関する条例	昭和	27	第一条 この条例は、次に掲げる県の公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与について定めることを目的とする。
112	都道府県	広島県	広島県心身障害者扶養共済制度条例	昭和	45	第一条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害となつた後の心身障害者に年金を支給するため、広島県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。
113	都道府県	北海道	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
114	都道府県	福島県	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
115	都道府県	秋田県	特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例	昭和	31	第一条 特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対し、法令に特別の定めがあるものを除き、別表に定める額の報酬を支給する。
116	都道府県	東京都	東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
117	都道府県	茨城県	介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例	平成	30	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
118	都道府県	石川県	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定により、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
119	都道府県	神奈川県	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
120	都道府県	山梨県	山梨県介護医療院に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
121	都道府県	群馬県	群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
122	都道府県	岡山県	介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるものとする。
123	都道府県	富山県	富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
124	都道府県	大阪府	大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
125	都道府県	奈良県	奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準について定めるものとする。
126	都道府県	千葉県	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項に規定する施設及び同条第二項に規定する員数並びに同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
127	都道府県	岐阜県	岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
128	都道府県	島根県	島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
129	都道府県	熊本県	熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	31	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。
130	都道府県	香川県	職員の給与に関する条例	昭和	26	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び第57条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
131	都道府県	山梨県	山梨県警察職員給与条例	昭和	29	第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項の規定に基づき、警察職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。
132	都道府県	香川県	公立学校職員の給与に関する条例	昭和	29	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第3条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。
133	都道府県	沖縄県	沖縄県職員の給与に関する条例	昭和	47	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関して必要な事項を定めるものとする。
134	都道府県	山梨県	山梨県職員給与条例	昭和	27	第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項の規定に基づき、一般職の山梨県職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員、地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)第十五条第一項に規定する企業職員及び県立学校教育職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。
135	都道府県	神奈川県	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例	昭和	32	第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、職員(県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員を除く。以下同じ。)の給与及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償に関する事項を定めることを目的とする。
136	政令指定都市	新潟県 新潟市	新潟市附属機関設置条例	昭和	35	この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。
137	政令指定都市	神奈川県 横浜市	横浜市商店街の活性化に関する条例	平成	27	この条例は、商店街が地域経済の活力の維持及び地域コミュニティの核として果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化について、基本理念を定め、並びに横浜市(以下「市」という。)、事業者、商店会、関係団体及び大型店の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の活性化に関する施策を総合的に推進し、もつて地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与することを目的とする。
138	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本城ホール条例	平成	29	国際会議、展示会、エンターテインメント等の開催の場を提供することにより、国内外の人々の来訪や交流を促し、もつて地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与するため、熊本城ホール(以下「ホール」という。)を設置する。
139	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例	昭和	41	安全・安心な生鮮食品等を市民に適正な価格で安定的に供給するため、中央卸売市場事業を設置する。
140	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市ふれあい文化センター条例	平成	15	市民のふれあいと連帯を図るとともに、その生活文化及び福祉の向上に資するため、熊本市ふれあい文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

141	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市天明ホール条例	平成	3	市民に文化活動及び交流の場を提供することにより、文化の振興及び市民の福祉の向上を図るため、熊本市天明ホール(以下「ホール」という。)を設置する。
142	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市夢もやい館条例	平成	14	高齢者の健康維持及び介護予防を支援し、元気に生き生きとした自立生活の助長を図り、次世代を担う子供たちの子育てを支援し、健全な発達を図るとともに、相互が交流することにより地域社会のふれあいと連携を深め、もって、市民の福祉の向上に資するため、熊本市夢もやい館(以下「館」という。)を設置する。
143	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例	平成	13	高齢者の健康の増進、生きがいづくりの促進等を支援することにより高齢者が要介護状態となることを予防し、及び介護知識、介護方法等の普及を図ること等により介護に関する理解を深め、もって高齢者が生き生きとした健康で文化的な生活を送ることに資するための施設(以下「施設」という。)を設置する。
144	政令指定都市	静岡県 静岡市	静岡市商業の振興に関する条例	平成	23	この条例は、商業の振興に関し、基本理念を定め、事業者等、商店街団体、地域経済団体及び市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の振興を総合的に推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。
145	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市食品交流会館条例	平成	9	食品産業の振興及び地域経済の活性化を推進するため、熊本市食品交流会館(以下「会館」という。)を設置する。
146	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市植木健康福祉センター条例	平成	22	住民の生涯を通じた健康づくり並びに高齢者及び障害者の社会参加を促進するため、熊本市植木健康福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。
147	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市健康文化ホール条例	平成	7	市民の文化活動の振興を図るとともに、地域経済の活性化を推進するため、熊本市健康文化ホール(以下「文化ホール」という。)を設置する。
148	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市子ども文化会館条例	平成	6	児童に遊び及び学びの機会と場を提供し、もってその健全育成に寄与するため、熊本市子ども文化会館(以下「会館」という。)を設置する。
149	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市流通情報会館条例	昭和	63	本市中小企業の振興を図り、もって地域産業の発展に寄与するため、熊本市流通情報会館(以下「会館」という。)を設置する。
150	政令指定都市	神奈川県 相模原市	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の特別職職員(以下「特別職職員」という。)の報酬及び費用弁償の額及びその支給方法を定めるものとする。
151	政令指定都市	大阪府 堺市	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成	5	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
152	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市地域コミュニティセンター条例	平成	4	住民の地域づくり活動を推進することにより、地域社会のふれあいと連携を図り、もって、市民の福祉の向上に資するため、地域コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。
153	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例	平成	28	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項の規定に基づき、札幌市立学校(札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)第1条に掲げる学校をいう。)の教育職員(校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の給与について定めるものとする。
154	政令指定都市	静岡県 静岡市	静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
155	政令指定都市	神奈川県 川崎市	川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
156	政令指定都市	岡山県 岡山市	岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
157	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
158	政令指定都市	埼玉県 さいたま市	さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
159	政令指定都市	千葉県 千葉市	千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	24	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、厚生労働省令で定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
160	政令指定都市	神奈川県 横浜市	横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
161	政令指定都市	神奈川県 川崎市	川崎市職員の給与に関する条例	昭和	32	この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
162	政令指定都市	北海道 札幌市	札幌市職員給与条例	昭和	26	この条例は、別に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、本市職員の給与について定めるものとする。
163	政令指定都市	熊本県 熊本市	熊本市総合体育館・青年会館条例	昭和	61	市民の体育・スポーツの普及振興及び文化の向上並びに心身ともに健全な青年の育成に寄与するため、熊本市総合体育館・青年会館(以下「総合体育館・青年会館」という。)を設置する。
164	中核都市	兵庫県 宝塚市	宝塚市産業振興基本条例	平成	19	この条例は、本市の産業振興に関する基本的事項を定めることにより、産業の持続的発展を促し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、もって産業と地域社会が調和した豊かで質の高い市民生活を実現することを目的とする。
165	中核都市	千葉県 柏市	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例	昭和	61	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定により、非常勤特別職(別表第1職名の欄に掲げるものをいう。以下同じ。)の職員(以下「非常勤特別職職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
166	中核都市	愛知県 岡崎市	岡崎市農林産物等展示即売施設条例	平成	8	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、農林産物等の展示及び即売を行うことにより農業及び林業の振興を図るとともに消費者に良質な農林産物等を提供する施設(以下「農林産物等展示即売施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
167	中核都市	佐賀県 佐賀市	佐賀市クリーク公園条例	平成	17	佐賀平野に特有のクリークを後世に継承するとともに、自然とのふれあい及び生産者と消費者の交流を通して市民の農業に対する理解を増進するため、公園を設置する。
168	中核都市	埼玉県 熊谷市	熊谷市農業活性化センター条例	平成	17	農業経営及び農業技術の向上並びに農業者等の連帯感の醸成を図り、もって本市農業の振興に寄与するため、農業活性化センターを設置する。
169	中核都市	富山県 富山市	富山市保健所条例	平成	17	本市における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域保健対策を総合的に推進するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。
170	中核都市	島根県 松江市	松江市茶の湯条例	平成	31	この条例は、茶の湯文化及び茶の湯文化に関する産業(以下「茶の湯文化等」という。)の振興について、基本理念を定め、市民、茶道団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、茶の湯文化等の振興に関する基本的な施策(以下「基本施策」という。)を定めることにより、市民の文化的で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。
171	中核都市	埼玉県 川越市	川越市地球温暖化対策条例	平成	31	この条例は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例(平成十八年条例第三十六号)第三条に定める基本理念のつとめ、地球温暖化の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する計画の策定その他の地球温暖化の防止に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
172	中核都市	千葉県 船橋市	船橋市産業振興基本条例	平成	19	この条例は、産業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定及び強化並びに産業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
173	中核都市	大阪府 吹田市	吹田市産業振興条例	平成	21	この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。
174	中核都市	福岡県 久留米市	久留米市行政組織条例	昭和	43	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、本市の行政組織について定めることを目的とする。
175	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市都市農村交流センターお茶の里条例	平成	26	都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図るため、鹿児島市都市農村交流センターお茶の里(以下「お茶の里」という。)を設置する。

176	中核都市	兵庫県 西宮市	西宮市事務分掌条例	昭和	50	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局及び室(以下「局等」という。)を設ける。
177	中核都市	群馬県 高崎市	吉井物産センターふれあいの里設置及び管理に関する条例	平成	21	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、吉井物産センターふれあいの里の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。
178	中核都市	大阪府 高槻市	協同組合等資金融通損失補償条例	昭和	27	この条例は、協同組合等に対する事業資金の融通を円滑にするため、市が、協同組合等に対して貸付けを行ったことにより生じた金融機関の損失を補償し、併せてその負担すべき信用保険料について補給を行い、もって協同組合等の健全な発達を図ることを目的とする。
179	中核都市	広島県 呉市	呉市事務分掌条例	平成	4	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の部を置く。
180	中核都市	大阪府 枚方市	枚方市公設市場条例	昭和	26	市民に生活必需品等を販売するとともに、主として日常生活に必要なサービスを提供し、もって市民の消費生活の利便に供するため、本市に公設市場(以下「市場」という。)を設置する。
181	中核都市	青森県 青森市	青森市りんご貯蔵選果施設条例	平成	20	この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定により、りんご貯蔵選果施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
182	中核都市	大阪府 豊中市	市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例	昭和	23	市立小学校及び中学校の講堂(屋内体操場と併用されているものを含む。以下同じ。)設備(以下「設備」という。)の使用については、法令に定のあるものの外、この条例の定めるところによる。
183	中核都市	島根県 松江市	松江市穴道菅原農村生産ターミナル施設の設置及び管理に関する条例	平成	17	農業農村体験、生産から加工及び消費活動を通じ、農業の振興を図るため、松江市穴道菅原農村生産ターミナル施設(以下「生産ターミナル」という。)を設置する。
184	中核都市	広島県 福山市	福山市商店街利便施設条例	昭和	58	商店街が集積する地域において、多目的な活動に利用できる場を提供するとともに、商店街の振興及び地域コミュニティの形成を図るため、福山市商店街利便施設(以下「施設」という。)を設置する。
185	中核都市	兵庫県 尼崎市	尼崎市産業振興基本条例	平成	26	この条例は、産業の振興等に關し、基本理念を定め、産学公融ネットワーク、事業者、産業関係団体等及び市民の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、本市の地域経済の持続的な発展を推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。
186	中核都市	島根県 松江市	旧日銀松江工芸設置及び管理に関する条例	平成	17	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に基づき、一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工、役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業を目的とし、もって市民生活の利便の増進に寄与するため、工芸を設置する。
187	中核都市	石川県 金沢市	金沢市のつくり基本条例	平成	21	この条例は、本市におけるものづくりに関して、基本理念を定め、並びに事業者、産業関係団体、高等教育機関、市民及び市の役割を明らかにするとともに、ものづくりに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、ものづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって本市の健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。
188	中核都市	福岡県 久留米市	久留米市立高等学校教職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例	昭和	28	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、久留米市立高等学校の教職員の給与等について、及び勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めることを目的とする。
189	中核都市	神奈川県 小田原市	小田原漁港交流促進施設条例	平成	29	水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、本市の水産物の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図るため、小田原漁港交流促進施設(以下「交流促進施設」という。)を小田原市早川1番地の28に設置する。
190	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市観光農業公園条例	平成	24	農村地域の魅力ある自然、農畜産物等の資源の活用により、農業及び農村地域の活性化を図るとともに、食と農への理解や循環型農業を通じた環境への関心を高め、本市の観光の振興に資するため、都市と農村との交流拠点として、鹿児島市観光農業公園(以下「観光農業公園」という。)を設置する。
191	中核都市	山形県 山形市	山形市行政手続条例	平成	9	この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に關し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に關しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
192	中核都市	埼玉県 草加市	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	53	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。
193	中核都市	広島県 呉市	呉市有線テレビジョン放送施設条例	平成	22	生活、産業等の多様化に応じた各種情報を提供し、もって地域社会のコミュニケーションの構築並びに第一次産業の近代化及び経営改善を図ることにより、地域の活性化に資するとともに、魅力あるまちづくりを推進するため、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設として、次のとおり呉市有線テレビジョン放送施設(以下「放送施設」という。)を設置する。
194	中核都市	佐賀県 佐賀市	佐賀市立諸富文化体育館条例	平成	17	市民の芸術文化の向上並びにスポーツの推進及び福祉の増進を図るため、本市に文化体育館を設置する。
195	中核都市	北海道 函館市	函館市児童館条例	昭和	35	市に児童館を設置し、その名称および位置を次のとおり定める。
196	中核都市	青森県 青森市	青森市特別職の職員の給与に関する条例	平成	17	この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。
197	中核都市	長野県 松本市	松本市災害弔慰金の支給等に関する条例	昭和	50	この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害並びに火災及び爆発により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給並びに自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに負傷、住宅の損壊等の被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
198	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市報酬及び費用弁償条例	昭和	42	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。
199	中核都市	福島県 いわき市	いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	41	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。
200	中核都市	新潟県 上越市	上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	46	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。
201	中核都市	東京都 八王子市	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	この条例は、個人情報情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的な権の擁護及び公正で民主的な市政の推進を図ることを目的とする。
202	中核都市	宮崎県 宮崎市	宮崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
203	中核都市	福岡県 久留米市	久留米市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、久留米市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
204	中核都市	北海道 旭川市	旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるものとする。
205	中核都市	青森県 八戸市	八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
206	中核都市	福島県 いわき市	いわき市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
207	中核都市	福島県 郡山市	郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第4項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
208	中核都市	茨城県 水戸市	水戸市介護医療院基準条例	令和	2	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定による介護医療院の人員、施設、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
209	中核都市	群馬県 前橋市	前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
210	中核都市	栃木県 宇都宮市	宇都宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

211	中核都市	東京都 八王子市	八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、八王子市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
212	中核都市	滋賀県 大津市	大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
213	中核都市	島根県 松江市	松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
214	中核都市	長崎県 長崎市	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
215	中核都市	高知県 高知市	高知市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
216	中核都市	秋田県 秋田市	秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定めるものとする。
217	中核都市	山形県 山形市	山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
218	中核都市	北海道 函館市	函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定めるものとする。
219	中核都市	千葉県 船橋市	船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
220	中核都市	山口県 下関市	下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
221	中核都市	愛媛県 松山市	松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
222	中核都市	埼玉県 越谷市	越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
223	中核都市	埼玉県 川越市	川越市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百一十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
224	中核都市	鳥取県 鳥取市	鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
225	中核都市	長崎県 佐世保市	佐世保市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
226	中核都市	群馬県 高崎市	高崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
227	中核都市	長野県 松本市	松本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	令和	2	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
228	中核都市	岐阜県 岐阜市	岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
229	中核都市	大阪府 豊中市	豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることと目的とする。
230	中核都市	広島県 呉市	呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
231	中核都市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。
232	中核都市	大分県 大分市	大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
233	中核都市	沖縄県 那覇市	那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
234	中核都市	岩手県 盛岡市	盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
235	中核都市	山梨県 甲府市	甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
236	中核都市	福井県 福井市	福井市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
237	中核都市	広島県 福山市	福山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
238	中核都市	青森県 青森市	青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百一十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
239	中核都市	埼玉県 川口市	川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
240	中核都市	大阪府 高槻市	高槻市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	31	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
241	中核都市	兵庫県 姫路市	姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
242	中核都市	石川県 金沢市	金沢市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に関しては、この条例の定めるところによる。
243	中核都市	神奈川県 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市職員給与条例	昭和	26	この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員(同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
244	中核都市	富士市職員給与に関する条例	富士市職員給与に関する条例	昭和	41	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
245	中核都市	大阪府 豊中市	北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	平成	19	この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、北部大阪都市計画緑丘地区地区計画(以下「緑丘地区計画」という。)の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。
246	中核都市	岩手県 盛岡市	盛岡市商店街の活性化に関する条例	平成	22	この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加するとともに、商店街団体、経済関係団体及び市が連携し、かつ、協働しながら、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
247	中核都市	千葉県 柏市	柏市公設総合地方卸売市場運営審議会条例	昭和	55	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、柏市公設総合地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
248	中核都市	長崎県 長崎市	長崎市食育推進会議条例	平成	18	食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、長崎市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
249	中核都市	群馬県 太田市	太田市私立幼稚園建設資金貸付条例	平成	17	この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する私立幼稚園の設置者又は認可を得る見込みのあるもの(以下「事業主」という。)が、当該施設の新築又は増改築(以下「建設」という。)に要する資金を必要とする場合に、建設資金を貸し付けることにより建設事業を促進し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。
250	中核都市	大阪府 高槻市	協同組合等利子等補給条例	昭和	27	この条例は、事業資金を借り入れた協同組合等に対してその支払うべき利子、信用保険料及び信用保証料(以下「利子等」という。)の負担を軽減するため補給金を交付し、もって協同組合等の健全な発達を促進することを目的とする。

251	中核都市	大阪府 豊中市	豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例	平成	5	この条例は、豊中市が実施する豊中市放課後こどもクラブ事業の運営に要する費用の一部に充てるため、放課後こどもクラブ会費(以下「会費」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
252	中核都市	青森県 青森市	青森市費用弁償条例	平成	17	この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)等の受ける費用弁償について必要な事項を定めるものとする。
253	中核都市	新潟県 長岡市	長岡市露店市場条例	昭和	39	本市は、露店営業者の自由公平な経済活動の機会を助長し、かつ、経済的地位の向上を図り、もって市民の消費生活の利便に供するため、露店市場を設置する。
254	市	福島県 須賀川市	須賀川市食料・農業・農村基本条例	平成	23	この条例は、食料、農業及び農村の在り方についての基本理念を定め、並びに市、農業者、農業者団体、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、持続的に発展する農業の確立及び豊かな住みよい地域社会の実現に貢献することを目的とする。
255	市	岐阜県 多治見市	東濃西部広域行政事務組合特別会計条例	昭和	48	地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。
256	市	静岡県 掛川市	掛川市緑茶で乾杯条例	平成	31	この条例は、緑茶並びに緑茶を使用した飲料及び酒類(以下「緑茶等」という。)による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
257	市	愛知県 犬山市	犬山市行政不服審査法施行条例	平成	28	この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
258	市	鳥根県 江津市	江津市役所の位置を変更する条例	令和	2	この条例は、規則で定める日から施行する。
259	市	茨城県 結城市	結城市役所の位置を定める条例	昭和	48	この条例は、規則で定める日から施行する。
260	市	秋田県 鹿角市	地域と共生する鹿角農業推進条例	平成	7	この条例は、地域と共生する鹿角農業の新たな目標、展開方向及びそれぞれに基づく市の基本姿勢を明らかにし、市農業の振興、ひいては市産業経済の振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。
261	市	長野県 飯田市	飯田市予防接種健康被害調査委員会条例	昭和	54	予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、飯田市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
262	市	長野県 東御市	東御市ごみ減量化及び循環型社会づくり推進委員会条例	平成	16	地球環境を守り、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会システムを改め、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を推進し、もって循環型社会の実現に資するため、東御市ごみ減量化及び循環型社会づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
263	市	富山県 小矢部市	小矢部市中小企業の振興及び小規模企業の持続的発展の促進に関する基本条例	平成	29	この条例は、中小企業の振興と小規模企業の持続的発展(以下「中小企業の振興等」という。)の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務及び中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興等を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
264	市	沖縄県 南城市	南城市農産物直売所施設条例	平成	18	市の農産物を消費者に直接販売し、消費者と農家の交流を推進しながら施設の有効利用に努め、農家等の所得向上に寄与し、市の農業等の活性化を図るために、南城市農産物直売所施設(以下「施設」という。)を設置する。
265	市	栃木県 鹿沼市	鹿沼市宅地分譲条例	昭和	39	この条例は、市街地の適正な発展を図るため、本市が取得又は造成した宅地を分譲することについて必要な事項を定めることを目的とする。
266	市	東京都 国立市	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	昭和	51	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する資金の助成の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
267	市	愛知県 常滑市	常滑市いじめ問題専門委員会及び常滑市いじめ問題調査委員会条例	平成	27	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に常滑市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
268	市	東京都 町田市	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例	昭和	57	学校給食法(昭和29年法律第160号)第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食(以下「学校給食」という。)の充実に資するため、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、町田市学校給食問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
269	市	大阪府 池田市	池田市商業振興条例	平成	28	この条例は、まちづくりにおいて商業が果たす役割の重要性に鑑み、商業の振興に関する基本理念を定め、市、経済団体等、商店会、事業者及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を明らかにすることにより、商業基盤の強化及び地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上及び調和のとれた地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。
270	市	茨城県 結城市	結城市農産物加工実習施設の設置及び管理に関する条例	平成	13	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、結城市農産物加工実習施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
271	市	東京都 立川市	立川市社会福祉法人助成手続条例	昭和	37	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する資金の助成及び建物の貸付(以下「助成」という。)の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
272	市	東京都 三鷹市	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	昭和	38	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する資金の助成の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
273	市	熊本県 阿蘇市	阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例	平成	17	阿蘇東部高冷地域における需要に応じた農産物生産の推進を図るとともに、各種事業等を活用した農業の振興を通じ、農家所得の向上及び農地を活用した作物の産地づくりの推進、担い手の育成等に資し、魅力ある阿蘇東部高冷地域農業を確立するため、阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
274	市	千葉県 松戸市	松戸市商業振興条例	平成	22	この条例は、商業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
275	市	東京都 日野市	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	昭和	38	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づき、日野市の区域内において、日野市民を対象とした社会福祉事業を営む社会福祉法人(以下「法人」という。)に対し、資金を助成することによって社会福祉の増進に寄与すること及び資金の助成の手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。
276	市	大分県 国東市	国東市農産物直売所条例	平成	18	地域で生産される農産物等を消費者に直接販売するとともに、消費者との交流及び情報の共有を推進し、市の農業振興と活性化を図るため、農産物直売所を設置する。
277	市	愛媛県 宇和島市	宇和島市中小企業・小規模事業者等振興基本条例	平成	30	この条例は、中小企業・小規模事業者等が本市の経済及び雇用において果たす重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者等の振興の基本となる事項を定め、市、中小企業・小規模事業者等、商工団体、金融機関、教育機関等が互いに協力し、本市の経済の活性化及び発展を図ることを目的とする。
278	市	東京都 多摩市	多摩市愛宕デイサービスセンター条例	平成	22	介護保険事業者に施設の使用を承認することにより、市民への良質な介護保険サービスの供給を確保し、介護保険事業の円滑な実施と高齢者の自立を図り、もって福祉の増進に資することを目的として、多摩市愛宕デイサービスセンター(以下「サービスセンター」という。)を設置する。
279	市	愛知県 半田市	半田市商業振興条例	平成	21	この条例は、商業の振興が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定と地域経済の活性化を促進し、もって地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
280	市	愛媛県 西予市	西予市城川産地形成等促進施設条例	平成	17	市内で生産された農畜産物等を集出荷することにより、品質の統一化、計画出荷を行うとともに、各種事業の取り組みにより農畜産物等を直接消費者へ販売、消費することによる付加価値の増大と都市との交流を図り、それに携わる農家経営の安定化と地域の活性化を推進するため、西予市城川産地形成等促進施設(以下「施設」という。)を設置する。
281	市	茨城県 稲敷市	稲敷市公共施設の暴力団等排除に関する条例	平成	17	この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、民生の安定と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等への公共施設の利用に関し、使用を制限することを目的とする。
282	市	千葉県 松戸市	松戸市不燃建築物促進のためにする金融機関の貸付けに対する保証条例	昭和	46	この条例は、松戸市(以下「市」という。)が指定する区域内において不燃建築物の建築を促進し、市の近代的発展と商業の振興に寄与するため中高層不燃建築物を共同して建築する建築主に対して、金融機関が直接取扱う金銭消費貸借契約につき保証することを目的とする。
283	市	福岡県 八女市	八女市パンプ工場条例	平成	27	本市内に農林地を所有する市民が、自らの農林地を保全する活動を行うことで生じる竹材を活用した製品の製造及び販売を行うことで、循環型農業生産の推進及び森林環境の保全を図り、もって農家経営の安定と向上を通じて、八女市の活性化に寄与するため、八女市パンプ工場(以下「パンプ工場」という。)を設置する。
284	市	福岡県 八女市	八女市ワイン工場条例	平成	21	農産物に付加価値を高め、特産化、イメージアップによる農家経営の安定と向上を図り、八女市の活性化を図るため、ワイン工場を設置する。

285	市	大分県 臼杵市	臼杵市ほんまもんの里農業推進センター条例	平成	19	農業関係者の研修及び活動の場を提供するとともに、市民及び消費者が農業体験を通じ交流を行い、農業に対する理解を深めることにより地域農業の魅力創出を図り地域活力の創造を推進する拠点施設として、ほんまもんの里農業推進センターを設置する。
286	市	兵庫県 洲本市	洲本市CATV施設の設置及び管理に関する条例	平成	20	農業生産の近代化と生活環境及び経済性の向上を図るため、情報基盤を整備し、各種の情報提供を行い、広域活動及び住民相互の連携を密にし、地域の活性化を図るとともに、新しい高度情報社会に適応した明るく、住みよいまちを建設することを目的に洲本市CATV施設を設置する。
287	市	静岡県 熱海市	熱海市部設置条例	昭和	46	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
288	市	長崎県 雲仙市	雲仙市吾妻ふるさとふれあい館の設置及び管理に関する条例	平成	29	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、雲仙市吾妻ふるさとふれあい館(以下「ふるさとふれあい館」という。)の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。
289	市	埼玉県 行田市	行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例	令和	元	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する報酬、費用弁償、給料及び手当について定めるものとする。
290	市	千葉県 富里市	富里市中小企業資金融資条例	昭和	46	この条例は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)及び千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証に基づく金融機関による市内の中小企業者に対する資金の貸付けを通じて、中小企業者の事業資金の融通を円滑にすることにより、市内中小企業の振興を図ることを目的とする。
291	市	北海道 富良野市	富良野市チーズ工房設置条例	平成	17	農畜産物の処理加工及び流通の円滑化により農家経済の向上を図り、また、農畜産物等の加工体験を通じて、農業者や高齢者の福祉の充実と農業に対する消費者の理解を深め、農業振興、農村生活の活性化を図ることを目的として、富良野市チーズ工房(以下「チーズ工房」という。)を設置する。
292	市	徳島県 小松島市	小松島市体育館条例	昭和	57	市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通じて心身の健全な育成を図るため体育館を置く。体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。
293	市	新潟県 胎内市	胎内市米粉処理加工施設条例	平成	17	米粉の処理加工により、高付加価値型農業の育成と消費の拡大を図り、地域農業の振興に資するため、米粉処理加工施設を設置する。
294	市	千葉県 館山市	館山市中小企業資金の融資に関する条例	昭和	33	この条例は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)に基づき千葉県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証により、中小企業者に対し金融機関からの事業に要する資金の融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
295	市	東京都 国分寺市	社会福祉法人に対する助成に関する条例	平成	21	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第58条(助成及び監督)第1項の規定に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。))に対する助成及び法人を設立しようとするものに対する助成に關し必要な事項を定めるものとする。
296	市	愛知県 常滑市	常滑市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	元	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
297	市	青森県 弘前市	弘前市りんごを食べる日を定める条例	平成	19	当市が日本一のりんご産地であることの市民の意識を高め、りんごに対する愛着と誇りを醸成し、もって弘前産りんごの地元における消費の拡大を図るため、弘前市りんごを食べる日を設ける。
298	市	兵庫県 洲本市	洲本市農業総合管理センターの設置及び管理に関する条例	平成	18	農業の生産から流通に至る情報収集と効率的な農業の構想具体化のための拠点施設として、洲本市農業総合管理センター(以下「センター」という。)を設置する。
299	市	岐阜県 多治見市	多治見市美濃焼を奨励する条例	平成	26	この条例は、日本の食文化と美濃焼に対する理解を深め、普及を推進することにより、美濃焼の発展に資することを目的とします。
300	市	千葉県 成田市	成田市公設地方卸売市場運営審議会設置条例	昭和	54	成田市公設地方卸売市場の管理運営に關し必要な調査及び審議をするため、市長の諮問機関として成田市公設地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
301	市	岡山県 津山市	磯野計記念奨学基金条例	昭和	28	この条例は、磯野計記念奨学基金の設置及び管理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。
302	市	新潟県 南魚沼市	南魚沼市コンヒカリの普及促進に関する条例	平成	25	この条例は、世界に冠たるブランド農産物である南魚沼産コンヒカリ(以下「コンヒカリ」という。)の普及促進を図ることを目的とする。
303	市	鹿児島県 霧島市	霧島市農政推進対策協議会条例	平成	17	霧島市農政を総合的に推進するため、霧島市農政推進対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
304	市	千葉県 君津市	君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例	昭和	47	この条例は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)に基づき千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証により、中小企業者に対し、金融機関からの事業に要する資金の融資を円滑にし、また利子の一部を補給し、もって中小企業の振興に資することを目的とする。
305	市	新潟県 加茂市	加茂市くだもの広場条例	平成	3	農業者と消費者との交流や産地宣伝の活用を通じ、果樹産地の活性化を図るとともに、市民をはじめ広く県民にレクリエーションの場を提供するため、くだもの広場(以下「広場」という。)を設置する。
306	市	大阪府 松原市	松原市商業活性化事業等基金条例	平成	4	消費生活に密着した魅力ある商店街及び商業集積づくり等の商業活性化事業資金並びに歩行者の安全を確保し、楽しく快適に散策できる歴史の道等特色ある道路整備事業資金に充てるため、松原市商業活性化事業等基金(以下「基金」という。)を設置する。
307	市	北海道 小樽市	小樽市公設水産物卸売市場条例	昭和	53	水産物の取引の適正化とその健全な運営を確保し、もって生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資するため、市に地方卸売市場を設置する。
308	市	山形県 酒田市	酒田市大浜コミュニティ防災センター設置管理条例	平成	17	本市は、地域防災活動の拠点として酒田市コミュニティ防災センター(以下「防災センター」という。)を設置する。
309	市	秋田県 由利本荘市	矢島町特定農山村地域活動支援事業基金条例	平成	14	特定農山村地域における農林業等の活性化を図るため、高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて行う新規作物の導入試験、消費者への産地直接販売体制の整備など実践的なソフ活動の計画的な実施のための資金として、矢島町特定農山村地域活動支援事業基金(以下「基金」という。)を設置する。
310	市	大阪府 和泉市	和泉市再資源化事業推進奨励基金条例	平成	5	市民の積極的な古紙及び古繊維等の集団回収活動(以下「集団回収活動」という。)を奨励し、ごみの減量化及び再資源化の促進、資源・エネルギーの消費抑制及び有効利用を図る循環型社会の構築又は次世代に引き継ぐ環境の保全及び活用を目的とする事業を実施するために、和泉市再資源化事業推進奨励基金(以下「基金」という。)を設置する。
311	市	長崎県 五島市	五島市公設小売市場条例	平成	16	小売業又は飲食店を営む者の経営の安定向上を図るとともに、市民の消費生活の利便に資するため、公設小売市場(以下「市場」という。)を設置する。
312	市	東京都 三鷹市	三鷹市商工振興対策審議会条例	昭和	52	三鷹市の商工業の振興を図るため、市長の附属機関として三鷹市商工振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
313	市	大阪府 交野市	交野市大規模小売店舗等出店にかかる調整審議会条例	昭和	54	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市大規模小売店舗等出店にかかる調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。
314	市	高知県 四万十市	幡多公設地方卸売市場運営審議会条例	平成	17	幡多公設地方卸売市場の適正な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、幡多公設地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
315	市	大分県 竹田市	竹田市再生可能エネルギー発電の発電事業終了に伴う発電施設撤去に関する条例	平成	31	この条例は、竹田市における再生可能エネルギー発電の事業終了に伴う発電施設の速やかな撤去に関することを定め、利害関係者の生活環境と、竹田市の景観や自然を護ることを目的とする。
316	市	北海道 紋別市	紋別市事務分掌条例	平成	10	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。
317	市	埼玉県 幸手市	幸手市商工振興協議会条例	昭和	48	市長の諮問に依り、商工業の育成及び振興に關し必要な調査審議を行わせるため、幸手市商工振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。
318	市	東京都 青梅市	青梅市商業振興対策審議会条例	昭和	57	青梅市の商業の振興を図るため、青梅市長(以下「市長」という。)の付属機関として、青梅市商業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
319	市	長崎県 南島原市	おいしい南島原ブランド認定委員会条例	平成	27	南島原市で生産される農林畜水産品などの生鮮食品及び加工食品等から、一定基準を満たした優れた商品を選定するための審査を行うため、おいしい南島原ブランド認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
320	市	鹿児島県 垂水市	垂水市地方卸売市場運営審議会条例	昭和	52	垂水市地方卸売市場運営のため地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により垂水市地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
321	市	長崎県 大村市	大村市民交流プラザ条例	平成	26	市民が集い、交流する場を提供するため、大村市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)を設置する。

322	市	大分県 宇佐市	宇佐市中小企業・小規模事業者振興基本条例	平成	29	この条例は、中小企業・小規模事業者が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業・小規模事業者の振興についての基本理念を定め、市、中小企業・小規模事業者、中小企業支援団体等の責務及び役割を明らかにし、これらが相互に協力するとともに、市内の中小企業・小規模事業者の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することにより、もって中小企業・小規模事業者の振興、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
323	市	福島県 喜多方市	喜多方市一般廃棄物処理事業運営審議会条例	平成	18	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市一般廃棄物処理事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
324	市	埼玉県 吉川市	吉川市商工対策審議会条例	昭和	57	本市の商工業の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき吉川市商工対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
325	市	東京都 東村山市	東村山市アメニティ基金条例	平成	2	天然資源の消費の抑制及び廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の形成に寄与するため、アメニティ基金(以下「基金」という。)を設置する。
326	市	石川県 加賀市	加賀市部設置条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため市の部制に必要な事項を定めるものとする。
327	市	岐阜県 中津川市	中津川市農業・交流活性化基金条例	平成	17	加子母地区の農業の活性化を図るため、中津川市農業・交流活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。
328	市	福岡県 古賀市	古賀市農業振興審議会条例	昭和	38	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の趣旨に従い、古賀市の農業振興を図る諸施策に関し、諮問に応ずる答申、意見の開陳又は調査を行うため、古賀市農業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
329	市	千葉県 大網白里市	大網白里市廃棄物減量等推進審議会の設置に関する条例	平成	5	この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定により、一般廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、大網白里市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
330	市	千葉県 松戸市	松戸市農産物ブランド化推進協議会条例	平成	26	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市農産物ブランド化推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
331	市	東京都 町田市	町田市商店街の活性化に関する条例	平成	17	この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化を図り、もって地域の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
332	市	東京都 小金井市	小金井市商店街の活性化に関する条例	平成	17	この条例は、商店街が地域コミュニティの核として果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化のための基本的な事項を定めることにより、商店街の基盤の強化及びその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。
333	市	長野県 塩尻市	塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の設置及び管理に関する条例	平成	11	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定により、地域農業基盤確立農業構造改善事業施設(地域農業基盤確立農業構造改善事業促進対策要綱(平成7年2月9日付け7構改B第89号農林水産事務次官依命通達)に基づく補助事業により取得した財産。以下「農構施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
334	市	滋賀県 東近江市	東近江市商業施設立地促進条例	令和	2	この条例は、商業施設の立地による市内消費及び市民の雇用機会の拡大を図るため、市内における商業施設の立地の支援に関し必要な事項を定め、もって地域の発展及び市民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。
335	市	京都府 京丹後市	京丹後市新たなふるさと産品創出推進条例	令和	3	この条例は、新たなふるさと産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たなふるさと産品の創出の推進に関する基本理念を定め、市の責務及び事業者の役割を明らかにし、もって、新たなふるさと産品の創出に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。
336	市	大阪府 大阪狭山市	大阪狭山市商工業審議会条例	昭和	54	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大阪狭山市商工業審議会(以下「審議会」という。)を置く。
337	市	鳥取県 境港市	境港市生活保護生活資金貸付基金条例	平成	20	生活保護生活資金の貸付に充てるため、境港市生活保護生活資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。
338	市	鹿児島県 指宿市	指宿市開閉漁村センター条例	平成	18	地域住民の社会的連帯感の醸成を図り、活力に満ちた集落環境をつくるため、漁村センターを設置する。
339	市	北海道 小樽市	小樽市公設青果地方卸売市場条例	昭和	47	青果物の市場取引を公正妥当かつ円滑にし、もって市民生活の安定に寄与するため、市に地方卸売市場を設置する。
340	市	茨城県 守谷市	守谷市部設置条例	平成	2	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部(公室を含む。以下同じ。)を置く。
341	市	千葉県 いすみ市	いすみ市行政組織条例	平成	25	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理させるための行政組織に関し、必要な事項を定めるものとする。
342	市	東京都 青梅市	青梅市商店街の活性化に関する条例	平成	20	この条例は、商店街が地域経済および地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、青梅市(以下「市」という。)における商店街の活性化を図り、もって地域の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
343	市	東京都 東久留米市	東久留米市商店街における商業等の活性化に関する条例	平成	18	この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における商業等の活性化(以下「商店街の活性化」という。)を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
344	市	青森県 三沢市	三沢市野菜集出荷所条例	昭和	54	この条例は、農産物の需給の合理化を図り、市民の消費生活の安定と農家経済の向上に寄与するため野菜集出荷所を設置し、農産物集出荷に関し、必要な事項を定めるものとする。
345	市	群馬県 沼田市	沼田市勤労者生活資金融資条例	平成	7	この条例は、沼田市内に居住する勤労者又は沼田市内の事業所に勤務している勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的とする。
346	市	東京都 調布市	調布市商店街の活性化の推進に関する条例	平成	18	この条例は、商店街が市民生活、地域経済及び地域コミュニティにおいて果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化を図り、もって地域社会の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
347	市	北海道 稚内市	稚内市議会委員会条例	昭和	42	稚内市議会(以下「議会」という。)に常任委員会を置く。
348	市	山形県 長井市	長井市レインボーランコムポストセンター条例	昭和	8	市内の家庭や事業所から排出される厨芥及び農業生産過程で排出される有機物資源を堆肥として再利用することにより、農地の保全と環境にやさしい農業を推進し、もって消費者の健康な生活に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、長井市レインボーランコムポストセンターを設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。
349	市	埼玉県 新座市	新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例	平成	19	この条例は、小売事業者等による地域の活性化(以下「地域活性化」という。)について、基本理念を定め、小売事業者等、商店会及び市の責務を明らかにすることにより、地域活性化を推進し、もって地域の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
350	市	千葉県 松戸市	松戸市食育推進会議条例	平成	26	食育基本法(平成17年法律第63号)第33条第1項の規定に基づき、松戸市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
351	市	千葉県 松戸市	松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例	昭和	55	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、松戸市公設地方卸売市場運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。
352	市	東京都 三鷹市	三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例	平成	19	この条例は、地域経済及び地域社会における商店街の役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進を図り、もって地域の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
353	市	京都府 宇治市	宇治市農業振興協議会条例	昭和	63	宇治市の農業振興について総合的に検討するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
354	市	大阪府 交野市	交野市放課後児童会条例	平成	16	この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の規定に基づき、保護者が労働等により居間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として実施する交野市放課後児童会(以下「児童会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
355	市	北海道 美瑛市	美瑛市税の滞納に対する制限措置に関する条例	平成	18	この条例は、美瑛市税における納税義務の公平性を保つ観点から、市税を滞納し、かつ、著しく誠実性を欠く者に対し、制限措置を講ずることにより、滞納整理の推進を図るとともに、市税の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。
356	市	埼玉県 深谷市	深谷市産業振興条例	平成	26	この条例は、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。
357	市	群馬県 渋川市	渋川市勤労者生活資金融資条例	平成	18	この条例は、市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的とする。
358	市	千葉県 習志野市	習志野市産業振興基本条例	平成	16	この条例は、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

359	市	千葉県 八千代市	八千代市産業振興基本条例	平成 20	この条例は、産業の発展が地域の活性化及び市民生活の向上に寄与するものであることにかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業の健全な発展を促進することを目的とする。
360	市	東京都 調布市	調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金貸付条例	平成 27	この条例は、平成27年7月26日に小型航空機が市内に墜落した事故（以下「本件事故」という。）につき、原因者がいまだ特定されていない状況に鑑み、被害を受けた市民に対し、住宅等の建替え等の調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活再建を支援することを目的とする。
361	市	東京都 羽村市	羽村市組織条例	平成 3	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
362	市	山梨県 中央市	中央市農産物直売所の設置及び管理に関する条例	平成 18	中央市は、地域農産物の販売や多様な農業資源の活用により消費者との交流を図り、もって地域農業の振興と活力ある地域の形成に資するため、農産物直売所を設置する。
363	市	富山県 黒部市	黒部市農村多目的広場条例	平成 18	市民の健康増進を確保するとともに、主食である米に関する知識や理解を広め、農業と観光を有機的に結び生産者と消費者の交流を図るため多目的広場を設置する。
364	市	奈良県 大和高田市	大和高田市立学校使用条例	昭和 23	この条例は、法令に定めるもののほか、大和高田市立学校の体育館及び運動場設備（以下「設備」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。
365	市	奈良県 宇陀市	宇陀市農産物直売所条例	平成 18	宇陀市の農業振興と地域活性化に資するため、農産物直売所の販売を通して、生産者・消費者相互の交流を図るとともに、本市の農産物を広くアピールすることを目的として、農産物直売所を設置する。
366	市	大分県 日田市	日田市大山梅資料館・梅蔵の設置及び管理に関する条例	平成 17	梅を媒体とした生産、流通、消費に携わる人々に対する情報の拠点、都市と農村の交流の場を提供するとともに、産業の振興及び交流の促進による活性化を図るため、日田市大山梅資料館・梅蔵（以下「梅資料館・梅蔵」という。）を設置する。
367	市	茨城県 牛久市	牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	平成 16	この条例は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民のより良い快適な環境の創造を目指した循環型社会の実現に資することを目的とする。
368	市	千葉県 流山市	流山市中小企業資金融資条例	昭和 38	この条例は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）及び千葉県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の信用保証に基づき、本市内の中小企業者及び創業者（以下「中小企業者等」という。）に金融機関を通じて資金を円滑に融資し、もって流山市における中小企業の振興を図ることを目的とする。
369	市	宮城県 栗原市	栗原市公設小売市場条例	平成 17	市は、小売商業の経営の近代化とともに市民の消費生活の安定及び向上を図るため、食品品その他の日用品を販売する店舗に備える施設として栗原市公設小売市場（以下「公設市場」という。）を設置する。
370	市	東京都 武蔵野市	武蔵野市福祉資金貸付条例	昭和 56	この条例は、高齢者及び心身に障害のある者で、武蔵野市福祉公社（以下「公社」という。）とサービス契約を締結する者に対し必要な資金を貸付けることにより日常生活の安定を図り、もってその者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
371	市	東京都 東大和市	東大和市産業振興基本条例	平成 19	この条例は、産業の振興が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、東大和市（以下「市」という。）の区域内における産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、市民の暮らしと調和した産業と経済の発展を促し、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。
372	市	岐阜県 郡上市	郡上市市有林の管理等に関する条例	平成 29	この条例は、郡上市市有林（以下「市有林」という。）が持つ木材生産、水源かん養、土砂災害防止及び保健休養等の多面的機能を発揮させるため、市有林の適正な管理、処分及び総合的な利用について、法令その他の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
373	市	広島県 大竹市	大竹市事務分掌条例	平成 24	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
374	市	福岡県 宗像市	宗像市酪農緊急対策事業資金貸付条例	平成 16	この条例は、牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）の国内発生による出荷の繰延べ、消費の低迷等により、経済的被害を受けた酪農を営む者に対し、酪農の経営の維持に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、酪農の経営の安定に資することを目的とする。
375	市	岩手県 花巻市	東和産地形成促進施設条例	平成 18	消費者等の多様な需要に対応できる農産物の供給体制を整備し、地域農産物の安定的な販路を確立するため、東和産地形成促進施設（以下「施設」という。）を設置する。
376	市	千葉県 八千代市	八千代市事務分掌条例	昭和 42	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の分掌について、必要な事項を定めることを目的とする。
377	市	大阪府 河内長野市	河内長野市立学校設備使用条例	昭和 29	河内長野市立学校の教室、体育館及び運動場等の設備（以下単に「設備」という。）の使用については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
378	市	北海道 稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	平成 29	この条例は、稚内市における小型風力発電設備等の設置及び運用に関し必要な基準を定めることにより、事故等の発生を防止し、もって再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、市民の安全と安心及び地域の安全の確保並びに生活環境の保全を行うことを目的とする。
379	市	青森県 黒石市	黒石市部設置条例	昭和 58	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部等の設置について必要な事項を定めることを目的とする。（平15条例37・一部改正）
380	市	埼玉県 蕨市	蕨市商業振興条例	平成 21	この条例は、商業の発展が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興及び地域貢献のための基本的な事項を定めることにより、商業基盤の強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。
381	市	山口県 岩国市	岩国市生産物直売所条例	平成 18	森林資源を活用した木工製品等地域産品の販路を拡大するとともに、手作り製品に対する消費者の理解を深め、もって、岩国市の林業振興を図ることを目的として、生産物直売所（以下「直売所」という。）を設置する。
382	市	東京都 日野市	日野市農業基本条例	平成 10	農業は、豊かな自然の恵みを受けて、長い歴史のなかで地域の特性を生かしながら新鮮で安全な農産物を供給し、市民生活の安定に大きな役割を果たしてきた。 また、生活基盤である農地は、日野市に残された貴重な自然として緑地や防災空間としてさらには生活に潤いを与える場所を提供するなど、良好な都市環境を保全していく上で多面的な機能を持っており、市民生活にとって重要なものとなっている。他方、農業を取り巻く状況は、地球規模での環境保全に向けた地球にやさしい農業の実現やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う自由化の進展、新食糧法の制定など農業の大きな転換期を迎えており、新たな発展の道への模索し始めている。 今この農地の持つかけがえのない自然環境に対し、市民の理解を得ながら「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、この産業を永続的に育成していくためこの条例を制定する。
383	市	新潟県 小千谷市	小千谷市露店市場管理条例	昭和 24	この条例は、露店営業者をして自由公正な経済活動の機会を助長し、経済的地位の向上と市民の消費生活の便益を図るとともに、道路交通の確保と善良な社会秩序を維持するために、露店及び露店市場につき必要な管理を行うことを目的とする。
384	市	新潟県 三条市	三条市露店市場管理条例	平成 17	この条例は、露店営業者の自由公平な経済活動の機会を助長して経済的地位の向上を図るとともに、市民の消費生活の便益を図ることを目的とする。
385	市	香川県 東かがわ市	東かがわ市放課後児童クラブ条例	平成 18	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を実施するため、東かがわ市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。
386	市	徳島県 小松島市	小松島市立武道館条例	平成 4	武道の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、小松島市立武道館（以下「武道館」という。）を小松島市立江町字赤石74番地の2に置く。
387	市	鹿児島県 出水市	出水市畑作技術振興促進センターの設置及び管理に関する条例	平成 18	農業者に対する各種研修をはじめ、農業経営の改善合理化、生産技術向上、情報交換等地域農業の振興を図るための拠点的な施設として、出水市畑作技術振興促進センター（以下「センター」という。）を設置する。
388	市	千葉県 市川市	市川市産業振興基本条例	平成 23	この条例は、産業の振興について、基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、地域経済の活性化を図るための産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
389	市	新潟県 燕市	燕市露店市場管理条例	平成 18	この条例は、露店営業者の自由公平な経済活動の機会を助長して、経済的地位の向上を図るとともに、市民の消費生活の便益を図ることを目的とする。
390	市	三重県 尾鷲市	尾鷲市事務分掌条例	平成 15	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。
391	市	長崎県 平戸市	平戸市田平港シーサイドエリア荷捌施設条例	平成 23	生産者による地域水産物及び青果物（以下「水産物等」という。）にかかる安定的な流通を確保し、販売・加工関係者、消費者等に対する安定供給を図るため、平戸市田平港シーサイドエリア荷捌施設（以下「荷捌施設」という。）を設置する。

392	市	長崎県 対馬市	対馬市農産物等活用型総合交流施設条例	平成	16	農山村において生産される一次産品等の生産者等が生産流通をとおして消費者との交流を促進するため、対馬市農産物等活用型総合交流施設(以下「交流施設」という。)を設置する。
393	市	福岡県 宮若市	宮若市農畜産物処理加工施設条例	平成	18	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、宮若市の農畜産物に付加価値を高め、農畜産加工品としての生産並びに販路拡大、消費者志向等の調査研究及び情報交換等を推進し、農業及び農村を活性化するとともに宮若市の普及宣伝に努めることを目的として、農畜産物処理加工施設を設置する。
394	市	福岡県 宮若市	宮若市産地形成促進施設条例	平成	18	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、宮若市の農産物及び農産加工品等の展示紹介、生産並びに販路拡大、消費者志向等の調査研究及び情報交換等を推進し、農業及び農村を活性化するとともに宮若市の普及宣伝に努めることを目的として、産地形成促進施設を設置する。
395	市	千葉県 君津市	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	45	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬、費用弁償及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
396	市	埼玉県 上尾市	上尾市商業の振興に関する基本条例	平成	18	この条例は、商業の発展が地域の経済及び社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
397	市	岐阜県 高山市	高山市産業振興基本条例	平成	21	この条例は、高山市の産業の振興に関する基本理念、計画の策定及び役割の分担を定めることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の好循環を図るとともに、歴史、伝統、文化、技術などを継承し、もって市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
398	市	長野県 安曇野市	安曇野市三郷産地形成促進施設条例	平成	17	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、農畜産物の加工及び販売による消費者との交流を通じ、農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的として、安曇野市三郷産地形成促進施設(以下「施設」という。)を設置する。
399	市	長野県 安曇野市	安曇野市三郷産地活性化施設条例	平成	17	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、農畜産物の加工及び販売による消費者との交流を通じ、農畜産物の振興と地域の活性化に寄与することを目的として、安曇野市三郷産地活性化施設(以下「施設」という。)を設置する。
400	市	岡山県 新見市	新見市哲多堆肥供給センター条例	平成	17	畜産経営の副産物であるふん尿を利用した高度な発酵処理を行うことにより、良質堆肥を製造して土壌改良を推進し、健康と消費者ニーズにあったより安全でより美味しく有機農産物の生産振興を図るため新見市哲多堆肥供給センター(以下「施設」という。)を設置する。
401	市	岡山県 美作市	矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例	平成	17	経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行い、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成するため、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。
402	市	長崎県 西海市	西海市大島多目的ホール等の設置及び管理に関する条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、西海市大島多目的ホール等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
403	市	北海道 小樽市	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例	平成	13	この条例は、高齢者、障害者その他市民が快適な生活をするための住宅の改造に必要な資金(以下「改造資金」という。)を融資することにより、居住環境の向上に寄与することを目的とする。
404	市	千葉県 佐倉市	佐倉市行政組織条例	昭和	46	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理するための行政組織について必要な事項を定めることを目的とする。
405	市	兵庫県 養父市	養父市立みふね会館設置及び管理条例	平成	16	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うために、養父市立みふね会館(以下「会館」という。)を設置する。
406	市	岡山県 高梁市	高梁市有漢農業構造改善センター条例	平成	16	地域の農業振興のため、教養趣味娯楽、健康増進等更に農林業生産技術研修、営農相談の場とし、地域の連帯感を高め、コミュニティー活動を活発にするとともに、人材育成、組織作り、リーダーの養成、農業、行政、民間企業、消費者との交流等、時代に即応した地域づくりの活動の拠点とすることを目的に、高梁市有漢農業構造改善センター(以下「構造改善センター」という。)を設置する。
407	市	長崎県 大村市	大村市男女共同参画推進センター条例	平成	12	男女共同参画社会の形成を促進するため、大村市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)を設置する。
408	市	大分県 杵築市	杵築市観光交流センター条例	平成	19	杵築市の観光・産業の振興及び地域の活性化を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、杵築市観光交流センター(以下「センター」という。)を設置する。
409	市	千葉県 佐倉市	佐倉市中小企業資金融資条例	平成	5	この条例は、中小企業信用保証法(昭和25年法律第264号。以下「保証法」という。)及び千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証に基づき、金融機関を通じて中小企業者に融資する事業資金の融通を円滑にし、市内中小企業の振興を図ることを目的とする。
410	市	茨城県 結城市	結城市文化芸術条例	平成	27	この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第4条の規定に基づき、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市の義務等及び市民、市民団体等の役割を明らかにするとともに、当該施策を総合的に推進し、市と市民の協働によって心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。(平成30条例14・一部改正)
411	市	岐阜県 多治見市	多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例	平成	12	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第51条の規定による高額介護サービス費及び介護第61条の規定による高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給を受けることが見込まれる要介護・居宅要支援被保険者に対し、高額介護サービス費等の支給を受けるまでの間、当該介護又は居宅支援に要する保険給付に係る一部負担金(以下「一部負担金」という。)を支払うための資金(以下「資金」という。)を貸し付けるため、多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。一部改正(平成20年条例34号)
412	市	京都府 亀岡市	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例	令和	2	この条例は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進に関し、必要な事項を定めることにより、使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とする。
413	市	兵庫県 淡路市	淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、淡路市津名産地直売所(以下「直売所」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
414	市	山口県 萩市	萩夏みかんセンターの設置及び管理に関する条例	平成	22	本市の特産物である夏みかんを始めとする柑きつ子の振興及びその担い手の育成確保を図るため、萩夏みかんセンター(以下「夏みかんセンター」という。)を設置する。
415	市	徳島県 徳島市	徳島市勤労者福祉施設条例	平成	16	本市は、勤労者の福祉の向上を図るとともに、健康の保持増進に寄与するため、勤労者福祉施設(以下「施設」という。)を設置する。
416	市	大分県 佐伯市	佐伯市市民ふれあい農園条例	平成	17	本市は、市民の余暇の増加、レクリエーション活動の多様化が進む中、野菜及び華花の栽培を通じて自然とふれあい、家族とふれあうことにより、心身をリフレッシュし、市民の健康を維持、増進するとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、市民ふれあい農園を設置する。
417	市	福島県 白河市	白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
418	市	山口県 山口市	山口市元気いきいき条例	平成	24	この条例は、市民、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者の連携による健康づくりに関する基本的な事項を定めるとともに、ともに健康づくりに取り組み、もって、明るく元気で、いきいきとした市民生活の実現に寄与することを目的とする。
419	市	岡山県 高梁市	高梁市川上フラワーフルーツパーク条例	平成	16	豊かな自然環境と地域資源を生かした、農業や観光等のふるさと情報を都市住民に提供するとともに、農林業に親しむ体験を通じて生産者と消費者の交流を促進する施設として、高梁市川上フラワーフルーツパーク(以下「フラワーフルーツパーク」という。)を設置する。
420	市	北海道 千歳市	千歳市ウタリ住宅改良資金等貸付条例	昭和	49	この条例は、ウタリの居住する住宅の改良又は住宅の用に供する土地の取得を行う者に、必要な資金を貸し付け、もってウタリの居住環境の整備改善を図るとともに、公共の福祉に寄与することを目的とする。
421	市	秋田県 にかほ市	にかほ市農業関連施設条例	平成	17	にかほ市の産業の振興及び農業生産者の研修や情報交換並びに消費者との交流の場を確保し、快適で住みよい農村づくりを推進することを目的としてにかほ市農業関連施設(以下「施設」という。)を設置する。
422	市	岐阜県 多治見市	多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例	昭和	53	本市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2の規定による高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給を受けることが見込まれる被保険者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該療養に要する保険診療に係る一部負担金(以下「一部負担金」という。)を支払うための資金(以下「資金」という。)を貸し付けるため、多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。全部改正(平成5年条例7号)

423	市	兵庫県 南あわじ市	南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設条例	平成	26	淡路島の農畜水産物(以下単に「農畜水産物」という。)等の販売及び農畜水産物を使った飲食物の提供を通じ、生産者及び消費者相互の交流を図り、並びに農畜水産物及び淡路島の観光資源に関する情報を発信することにより、市の農漁業振興、ひいては市民全体の活性化を目的として、南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設(以下「食の拠点施設」という。)を設置する。
424	市	高知県 四万十市	四万十市立四万十農園めぐりっこの設置及び管理に関する条例	平成	17	農業者を中心とする市民の主体的な参画により、農業を核とした地域産業の振興及び活性化を図るとともに、自然とのふれあい及び生産者と消費者の交流を通じて市民の農業に対する理解を増進するため、四万十市立四万十農園めぐりっこ(以下「施設」という。)を設置する。
425	市	茨城県 那珂市	那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
426	市	千葉県 佐倉市	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づく非常勤の職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び同条第3項の規定に基づく費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
427	市	愛知県 瀬戸市	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
428	市	愛知県 北名古屋	北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項並びに第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
429	市	東京都 日野市	日野市商業振興条例	平成	31	この条例は、日野市(以下「市」という。)における商業振興の基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、各関係者の強みを融合し、将来にわたり市の商業の成長及び発展を図り、もって商業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
430	市	新潟県 佐渡市	佐渡市両津文化会館条例	平成	16	市民の教育、文化及び芸術の発展並びに生活の向上に寄与するため、文化会館を設置する。
431	市	三重県 尾鷲市	尾鷲市債権の管理に関する条例	令和	1	この条例は、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な財政運営に資することを目的とする。
432	市	兵庫県 南あわじ市	南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例	平成	17	農業及び農村の健全な活力を図るとともに、地域住民及び都市生活者に憩い及びやすらぎの場を提供し、全国有数の農畜産物大産地の安定的発展、地域の活性化及び農業の振興を図るため、農業の体験、学習及び交流拠点施設として、淡路ファームパークイングランドの丘(以下「農業公園」という。)を設置する。
433	市	岡山県 津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」条例	平成	10	性別にとらわれることなく、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に資するため津山男女共同参画センター「さん・さん」(以下「センター」という。)を設置する。
434	市	長崎県 対馬市	対馬市情報センター条例	平成	20	市の農林水産業の近代化と振興及び社会生活環境の改善向上を図るため、多元情報システムを通して各種情報の提供を行い、地域住民の連帯意識の高揚を図るとともに、新しい高度情報社会に適応した魅力あるまちづくりを推進するため、対馬市情報センター(以下「施設」という。)を設置する。
435	市	千葉県 市川市	市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例	平成	12	この条例は、新たに独立して事業を行うとする者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。 一部改正〔平成19年条例33号〕 改正注記
436	市	山梨県 都留市	都留市住宅新築資金等貸付条例	昭和	54	この条例は、都留市の地域改善対策事業の対象地域(以下「対象地域」という。)に居住する者及び、対象地域外に居住する対象地域の出身者で、都留市内に居住する者のうちで市長が認める者が、住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地を取得しようとする場合において、都留市(以下「市」という。)に必要な資金を貸し付けることによって居住環境の整備改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
437	市	徳島県 阿南市	阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例	平成	13	この条例は、市民の体力の向上と健康の増進を図り、スポーツの振興及び文化的な精神の高揚に寄与するため、阿南市スポーツ総合センター(以下「総合センター」という。)を阿南市七尾町下田川100番地1に設置する。
438	市	香川県 三豊市	三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例	平成	18	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため、三豊市緑ヶ丘総合運動公園(以下「運動公園」という。)を設置する。
439	市	長崎県 平戸市	平戸市行政組織条例	平成	26	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
440	市	長崎県 大村市	大村市勤労者センター条例	昭和	40	勤労者の文化の向上とその福祉厚生を図るため、本市に勤労者センターを設置する。 (平18条例24・平18条例38・一部改正)
441	市	高知県 四万十市	四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例	平成	17	市民の明るく豊かな文化生活の向上と発展に寄与するため、次のとおり四万十市立文化センターを設置する。 名称 四万十市立文化センター 位置 四万十市中村桜町2番地1
442	市	茨城県 日立市	日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表のとおりとする。
443	市	岡山県 津山市	リージョンセンター条例	平成	17	芸術文化の創造と多彩な交流活動の場を提供するため、グリーンヒルズ津山にリージョンセンター(以下「センター」という。)を設置する。
444	市	長野県 茅野市	茅野市環境にやさしいまちづくり条例	平成	11	この条例は、環境の保全及び美しい景観の形成等による快適な生活環境の創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
445	市	福岡県 行橋市	行橋市総合福祉センター設置条例	平成	7	この条例は、市民の健康と福祉の増進を図るため、行橋市総合福祉センターの設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。
446	市	秋田県 大仙市	大仙市総合営農支援施設設置条例	平成	17	大仙市における農業の安定的発展のための営農支援を行うとともに、農業者等と消費者等の交流を図るための総合的拠点として、大仙市総合営農支援施設(以下「施設」という。)を設置する。
447	市	山口県 美祿市	美祿市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例	平成	20	地域住民の連帯感の醸成と農業構造の改善を図り、生産と生活の多様化に応じた各種の情報を提供し、時代に適応した明るく住みよい豊かなまちを建設するため美祿市有線テレビ放送施設(以下「放送施設」という。)を設置する。
448	市	徳島県 阿波市	阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例	平成	18	高度情報化社会に適応したまちづくりのため、情報ネットワークを利用した積極的な行政情報の提供を行うとともに、生活環境の向上及び地域社会のコミュニケーションの活性化を図り、災害等緊急時の迅速かつ的確な情報伝達を行うことを目的に、有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する施設として阿波市ケーブルネットワーク施設(以下「放送施設」という。)を設置する。
449	市	広島県 三次市	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例	平成	30	三次地区の歴史、文化、芸術等を生かして、本市の観光・交流人口の拡大、観光消費額の増加を図るとともに、三次地区の歴史、伝統及び文化に学び、継承する取組を通じて、郷土への誇りの醸成と交流による創造的な活動の活性化を図るため、三次地区拠点施設を設置する。
450	市	香川県 坂出市	坂出市スポーツ施設条例	昭和	60	この条例は、市民のスポーツ、レクリエーションその他健康で文化的な行事の振興を図るため、スポーツ施設を設置し、その管理および運営について必要な事項を定めるものとする。
451	市	山口県 周南市	周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例	平成	15	この条例は、地域住民の福祉の向上、コミュニティの推進及び都市と農村の交流を図るため、周南市東善寺やすらぎの里(以下「東善寺やすらぎの里」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
452	市	神奈川県 海老名市	海老名市災害対策基本条例	平成	26	この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び海老名市(以下「市」という。)の責務を明確にし、それぞれが個別に又は連携・協働して推進する災害対策の基本的事項を定めることにより、災害に強い、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。
453	市	北海道 恵庭市	恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例	平成	23	この条例は、市が幅広い世代の交流及び農村と都市の交流を促進するとともに、地域の特性を生かした観光を推進し、もって地域の振興及び活性化を図るために設置するルルマップ自然公園ふれらんど(以下「ふれらんど」という。)について、恵庭市都市公園条例(昭和40年条例第8号。以下「都市公園条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

454	市	茨城県 筑西市	筑西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成	17	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
455	市	千葉県 市川市	市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例	平成	12	この条例は、新たな事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業関連保証及び創業関連保証の範囲内において金融機関からの融資が円滑に行われるようにするとともに、当該融資の利子の一部を補給することを目的とし、創業者及び新規中小企業者の事業の発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。 一部改正〔平成19年条例34号・30年15号〕改正注記
456	市	東京都 日野市	日野市中小企業事業資金融資あつせん条例	昭和	55	この条例は、中小企業者等に対して事業を営むため又は経営しようとするために必要な資金について、市長が金融機関に融資のあつせんを行い、中小企業者等の育成及び振興に寄与することを目的とする。 (昭和57条例4・全改、昭和63条例37・平成27条例63・一部改正)
457	市	岐阜県 山県市	山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例	平成	16	地域情報、公共サービス情報の提供などを通じ、高度情報社会に適応した魅力あるまちづくりを推進するため、山県市有線テレビ放送施設(以下「放送施設」という。)を設置する。
458	市	滋賀県 高島市	高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、高島市の会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
459	市	広島県 庄原市	庄原市農村集会所施設設置及び管理条例	平成	17	農林業の振興及び住民福祉の向上を図り、魅力ある農村の建設に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の規定に基づき庄原市農村集会所施設(以下「集会所施設」という。)を設置する。
460	市	長崎県 大村市	大村市総合福祉センター条例	平成	23	地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、高齢者及び障害者の福祉の増進に資するため、総合福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。
461	市	大分県 佐伯市	佐伯市情報ネットワーク施設条例	平成	19	市民に対し各種の情報を総合的に、適時かつ適切に提供することにより、情報化社会に適応した明るく住みよい豊かなまちを実現するため、佐伯市情報ネットワーク施設(以下「ネットワーク施設」という。)を設置する。
462	市	沖縄県 浦添市	浦添市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例	平成	16	配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、法第38条の母子生活支援施設(以下「施設」という。)を設置する。
463	市	茨城県 古河市	古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例	平成	17	この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念並びにそのための基本的な施策並びに自然環境及び市民生活を取り巻く生活環境の保全に関して必要な事項等を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
464	市	岩手県 北上市	北上市環境を守り育てる基本条例	平成	11	この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
465	市	群馬県 渋川市	渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、渋川市職員の給与に関する条例(平成18年渋川市条例第48号。以下「常勤職員の給与条例」という。)第35条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。
466	市	千葉県 市川市	市川市中小企業資金融資及び利子補給条例	平成	16	この条例は、事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。
467	市	東京都 国立市	国立市債権管理条例	平成	25	この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。
468	市	静岡県 御前崎市	御前崎市CATV施設設置及び管理条例	平成	16	市民の生活環境の向上を図るため、各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連携を密にし、地域の活性化を図るとともに、新しい高度情報社会に適応した明るく、住み良い、豊かなまちを建設することを目的とし、放送法(昭和25年法律第132号)に基づく有線テレビ放送施設(以下「施設」という。)並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく有線放送電話設備及びデジタルデータ伝送設備(以下「CATVネットワークシステム」という。)を備えた御前崎市CATV施設を設置する。
469	市	長野県 伊那市	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成	18	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をするとともに、併せて地域の清潔を保持することにより資源が循環して利用されるまちづくりと、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
470	市	新潟県 糸魚川市	糸魚川市民会館条例	平成	17	市民の生活の向上と文化の発展に寄与するため、糸魚川市民会館(以下「会館」という。)を設置する。
471	市	広島県 庄原市	庄原市ふれあいセンター設置及び管理条例	平成	17	市民に広範な活動の場を提供し、住民自治の活発化と住民福祉の増進、人権尊重の社会づくりを促進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の規定に基づき庄原市ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。)を設置する。
472	市	長崎県 大村市	大村市体育文化センター条例	平成	9	本市における体育、文化及び教養の向上と地域振興を図るため、大村市体育文化センターを設置する。
473	市	福岡県 嘉麻市	嘉麻市私債権の管理に関する条例	平成	22	この条例は、嘉麻市(以下「市」という。)の私債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の私債権の管理の適正を期することを目的とする。
474	市	鹿児島県 垂水市	垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。
475	市	沖縄県 豊見城市	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	令和	8	この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再利用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。
476	市	千葉県 八街市	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	39	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定により、次の各号に掲げる非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。
477	市	岡山県 津山市	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例	平成	17	地域の文化の向上を図るため、芸術、文化及び生涯学習活動の拠点として、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山(以下「ホール」という。)を設置する。
478	市	千葉県 市原市	市原市附属機関設置条例	平成	27	この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
479	市	長野県 飯田市	飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設を設置し、及び管理することについて、必要な事項を定めるものとする。
480	市	富山県 小矢部市	小矢部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和	47	この条例は、本市における廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
481	市	愛知県 新城市	新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成	17	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することによる廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
482	市	栃木県 佐野市	佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の報酬、期末手当及び費用弁償について定めるものとする。
483	市	栃木県 日光市	日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	平成	18	この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 (平成22条例25・一部改正)
484	市	東京都 東久留米市	東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例	昭和	31	特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員および消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

485	市	東京都 狛江市	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成	15	この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。
486	市	長野県 飯田市	飯田市有線テレビジョン放送施設条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設を設置し、及び管理することについて、必要な事項を定めるものとする。
487	市	千葉県 茂原市	茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
488	市	千葉県 いすみ市	いすみ市使用料条例	平成	19	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき徴収する使用料に関し、別に定めるものを除くほか必要な事項を定めるものとする。
489	市	石川県 輪島市	輪島市障害者地域生活支援事業に関する条例	平成	19	この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づく地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。
490	市	奈良県 生駒市	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。)第17条の3及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
491	市	長崎県 対馬市	対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。
492	市	茨城県 鹿嶋市	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例	平成	2	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2及び第204条に基づき次の各号に掲げる特別職の職員に対する給料並びに旅費及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
493	市	茨城県 龍ヶ崎市	龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
494	市	京都府 宮津市	宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	60	この条例は、宮津市の特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
495	市	大阪府 大阪狭山市	報酬並びに費用弁償支給条例	昭和	35	地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する職に在る者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。
496	市	徳島県 徳島市	徳島市立食肉センター条例	昭和	63	本市は、獣畜の処理及び食肉取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって公衆衛生の向上、畜産業の発展及び住民の生活の安定に資するため、食肉センターを設置する。
497	市	栃木県 鹿沼市	鹿沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	41	特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、勤務の期間に応じて支給するもの(以下「基本報酬」という。)) については別表第1に、勤務の成果に応じて支給するもの(以下「成果報酬」という。)) については別表第2に、それぞれ定めるところとする。一部改正(昭和44年条例42号・平成29年6号・令和元年10号)
498	市	茨城県 土浦市	土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき次に掲げる特別職の職にある者の受ける報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。
499	市	滋賀県 野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	平成	20	この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の趣旨にのっとり、事業活動及び日常生活における環境の保全のために必要な事項を定めることにより、市民の健康の保持及び生活環境の保全並びに市の健全な発展に寄与することを目的とする。
500	市	福島県 福島市	福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成	30	この条例は、介護保険法(平成9年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百一十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
501	市	栃木県 那須塩原市	那須塩原市職員の給与に関する条例	平成	17	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、那須塩原市職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 一部改正(平成28年条例2号) 改正法記
502	市	大阪府 守口市	職員の給与に関する条例	昭和	38	この条例は、職員の給与に関する事項を定めるものとする。
503	市	静岡県 三島市	三島市退職料、遺族扶料支給に関する臨時措置条例	昭和	25	公務員の給与の改定、消費者物価の変動その他の社会経済事情の変化に伴う三島市退職料、遺族扶料支給に関する臨時措置については、この条例の定めるところによる。
504	市	静岡県 富士宮市	富士宮市職員の給与に関する条例	昭和	32	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定により本市一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 一部改正(平成29年条例9号) 改正法記 条沿革
505	区	東京都 中野区	中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例	平成	17	この条例は、商店街が区民の消費生活の向上を支えるとともに、地域コミュニティの核としての役割を担う重要性にかんがみ、商店街の活性化のため、事業者の相互協力団体である商店会がその組織の基盤の強化を図ることにより、活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。
506	区	東京都 荒川区	荒川区産業振興基本条例	平成	17	この条例は、地域経済が区民生活の礎であることにかんがみ、荒川区における産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、区内産業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって区民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。
507	区	東京都 世田谷区	社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例	昭和	41	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対する助成の手続については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
508	区	東京都 文京区	文京区商店街の振興に関する条例	平成	17	この条例は、商店街が地域コミュニティの核として果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商店街の基盤の強化及びその健全な発展を促進し、もって「文の京」文京区にふさわしい地域環境を創出し、活力ある地域社会及び地域経済の実現を図ることを目的とする。
509	区	東京都 大田区	社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成に関する条例	昭和	42	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づき、区内の社会福祉法人社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)の行う事業に対する補助金の交付又は資金の貸付(以下「助成」という。)) に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
510	区	東京都 大田区	社会福祉法人に対する助成に関する条例	昭和	58	この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。))の行う事業に対する補助金の交付及び資金の貸付け(以下「助成」という。)) に関し、必要な事項を定めるものとする。
511	区	東京都 目黒区	目黒区緑が丘文化会館条例	平成	5	区民の教養及び情操を高める機会及び場所を提供することにより、地域社会における社会教育の振興及び生活文化の向上を図り、コミュニティの形成に寄与するため、東京都目黒区緑が丘二丁目14番23号に目黒区緑が丘文化会館(以下「文化会館」という。)を設置する。
512	区	東京都 目黒区	目黒区青少年プラザ条例	平成	4	青少年の自主的な社会教育活動を通して、青少年の健全な育成を図るため、目黒区青少年プラザ(以下「青少年プラザ」という。)を設置する。
513	区	東京都 目黒区	目黒区立社会教育館条例	昭和	48	この条例は、目黒区立社会教育館(以下「社会教育館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
514	区	東京都 港区	港区地球温暖化等対策基金条例	平成	18	地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、港区地球温暖化等対策基金(以下「基金」という。)を設置する。
515	区	東京都 練馬区	練馬区リサイクル推進条例	平成	11	地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、港区地球温暖化等対策基金(以下「基金」という。)を設置する。
516	区	東京都 中野区	中野区組織条例	平成	30	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、同項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務について定めるものとする。
517	区	東京都 練馬区	練馬区産業振興基本条例	平成	17	この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、練馬区(以下「区」という。))における産業の振興に関する基本となる事項を定めることにより、区民の生活環境と調和した活力のある産業の発展を促し、もって区民生活の向上を図ることを目的とする。
518	区	東京都 杉並区	杉並区立環境活動推進センター条例	平成	16	区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するため、杉並区立環境活動推進センター(以下「センター」という。))を杉並区高井戸東三丁目7番4号に設置する。

519	区	東京都 足立区	足立区小売市場条例	昭和	53	この条例は、足立区小売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、市場の健全な運営を図り、もって区民の消費生活の利便に供することを目的とする。
520	区	東京都 目黒区	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例	平成	11	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
521	区	東京都 目黒区	目黒区立住区会議室条例	昭和	51	この条例は、目黒区立住区会議室（以下「住区会議室」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
522	区	東京都 港区	港区総合支所及び部の設置等に関する条例	平成	17	第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百五十五条第一項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、港区に次の総合支所を置く。
523	区	東京都 中野区	中野区資産活用福祉資金貸付条例	平成	3	この条例は、在宅福祉サービスを利用する高齢者又は障害者に対し、住宅及びその敷地を担保として、当該サービスの利用料、日常生活費等に充てるための福祉資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、高齢者及び障害者の生活の安定を図ることを目的とする。
524	区	東京都 渋谷区	渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例	平成	11	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
525	区	東京都 板橋区	東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例	平成	11	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源物の再利用を促進するとともに、廃棄物及び資源物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
526	区	東京都 千代田区	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成	11	この条例は、かけがえない地球環境の保全と資源の有効利用を図る観点から、区民、事業者及び千代田区の三者が連携し、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
527	区	東京都 足立区	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成	11	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進により減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
528	町	三重県 木曾町	木曾町小売商業調整に関する条例	昭和	59	この条例は、店舗面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下の建物で小売業を営もうとする者（以下「小売業者」という。）と、その店舗の周辺の中小小売業者（以下「周辺中小小売業者」という。）との間において、紛争が生じ、又はおそれがある町長が認める場合、町長は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、小売業者の正常な秩序を阻害する要因を除去することにより、中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保し、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。
529	町	宮崎県 綾町	綾町自然生態系農業の推進に関する条例	昭和	63	この条例は、綾町憲章（昭和58年3月27日制定）に掲げる「自然生態系を生かす育てる町にしよう」を基本理念とし、自然生態系農業の推進に関し基本となる事項を定めるとともに、綾町農業の安定的かつ長期的な振興と消費者の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。
530	町	福岡県 築上町	築上町自然生態系農業の推進に関する条例	平成	18	この条例は、自然の摂理を尊重し、環境と調和した農法と機械化農業との組合せの中で、築上町の農業の持続的かつ安定的な振興を図ることにより、農業者の健康保持はもとより、消費者の生命及び健康を守る食糧の供給を行うことを目的とする。
531	町	沖縄県 与那国町	与那国町土砂、岩石払下条例	昭和	43	この条例は、国土保全を図ると共に工事施行の円滑を期すことを目的とする。
532	町	北海道 別海町	上杉貞賞基金条例	平成	10	この条例は、上杉キヨミ氏が亡夫別海町名誉町民上杉貞氏の遺徳をしのび、本町の福祉の発展に期待し、寄せられた資金を基金として、町民で知的に障害のある者が自立更生、善行又は社会に貢献するなど、他の範や励みとなるべき行為を施した場合に表彰し、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
533	町	北海道 別海町	小林清吉賞基金条例	昭和	54	この条例は、小林志の氏が亡夫別海町名誉町民小林清吉氏の遺徳をしのび、本町産業の発展を期待し、寄せられた資金を基金として、町民の郷土産業に対する認識を高めるため別海町内で行う産業祭馬車競技大会等の最高位受賞者を表彰し、産業の発展に寄与することを目的とする。
534	町	北海道 別海町	道又茂吉・山崎藤作賞基金条例	昭和	52	この条例は、道又茂吉氏が亡父別海町議会議長道又茂吉及び山崎正隆氏が亡父元北海道議会議員山崎藤作氏の遺徳をしのび、別海町青少年の健全な発達を期待し、寄せられた資金を基金として、別海町の青少年が社会善行の範となるべき行為を施した者に対し表彰して、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
535	町	青森県 五戸町	五戸町農産物直売施設条例	平成	12	町の農産物を消費者に直接販売し、消費者と農業者との交流を推進するため五戸町農産物直売施設（以下「施設」という。）を設置する。
536	町	京都府 与謝野町	加悦生産物販売施設条例	平成	18	与謝野町等で生産される生産物等の販売を通して消費者との交流を図るとともに、生産者の所得向上と地域振興に資するため、生産物販売施設を設置する。
537	町	熊本県 美里町	美里町総合農政推進対策協議会条例	平成	16	農業者の創意工夫と自主性に基づく活動を促進し、安定した地域農業の振興のため、美里町総合農政推進対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
538	町	福岡県 築上町	築上町物産館条例	平成	18	主に町内の農林水産物等の展示販売、消費者動向の調査研究、情報交換等を推進し、農業と農村の活性化を図るため、築上町物産館（以下「物産館」という。）を設置する。
539	町	山形県 飯豊町	社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例	平成	16	社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条に規定する社会福祉事業を行う法人に対する助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
540	町	千葉県 神崎町	神崎町財政調整基金条例	昭和	39	町財政の調整を図りその健全な運営を確立するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。
541	町	宮崎県 高鍋町	高鍋町環境保全型農業推進条例	平成	11	この条例は、高鍋町農業の安定的かつ長期的な振興と農村環境保全及び消費者に信頼される農産物の生産を図ることを目的とする。
542	町	愛知県 東浦町	東浦町商業振興条例	平成	25	この条例は、商業が地域経済と町民生活に果たす役割の重要性に鑑み、商業の振興に関する基本事項を定めることにより、商業の健全な発展を促し、もって町民生活の向上と良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。
543	町	青森県 南部町	南部町農畜産物加工処理施設条例	平成	18	町の農畜産物等を消費者に販売するとともに、そば打ち体験の受入れを実施することにより、消費者と農業者との交流を推進しながら施設の有効利用に努め、農業者の所得向上に寄与し、町の農業等の活性化を図るため、南部町農畜産物加工処理施設（以下「加工処理施設」という。）を設置する。
544	町	青森県 南部町	南部町農産物直売施設条例	平成	18	町の農産物を消費者に直接販売し、消費者と農業者との交流を推進しながら施設の有効利用に努め、農業者の所得向上に寄与し、町の農業等の活性化を図るため、南部町農産物直売施設（以下「施設」という。）を設置する。
545	町	福島県 猪苗代町	猪苗代町地域農業活性化センター条例	平成	23	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、本町農業に関する試験・研究と農業担い手の育成を図るとともに、農業体験等を通じた農業者と消費者の交流や地域農業の六次産業化を推進することにより農業に関する知識と理解を深め、地域農業の振興と食料自給率の向上に資するため猪苗代町地域農業活性化センター（以下「活性化センター」という。）を設置する。
546	町	北海道 せたな町	せたな町女性ふれあいセンター条例	平成	22	農村女性が生産者及び生活者の視点を持つ特性を生かして、自ら生産した農畜産物等に付加価値を付けるための加工活動を通じ、地域農業への積極的な女性の参画を促すとともに、農業や農村の良さを消費者に発信するための活動・交流拠点施設として、せたな町女性ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）を設置する。
547	町	栃木県 高根沢町	高根沢町びっけっセンターの設置及び管理に関する条例	平成	12	高根沢町土づくりセンターで製造された有機質堆肥「たんたんくん」の活用促進を図りながら、環境に配慮した新技術の導入を進め持続性の高い農業生産方式を確立させ、町内の有機物の高効率利用と消費者の求める安全でおいしい農産物を生産するための生産指導施設として、高根沢町びっけっセンター（以下「施設」という。）を設置する。
548	町	島根県 吉賀町	吉賀町産直市場集出荷施設条例	平成	18	町に有機農産物等の円滑な集出荷を図るため吉賀町産直市場集出荷施設（以下「施設」という。）を設置する。
549	町	埼玉県 ときがわ町	ときがわ町活き生き活動センター条例	平成	30	活気にあふれ、町民が心身ともに健康に生きることができるとともに、豊かな地域社会を築くため、町民の自主的な取組や組織的な活動の支援等を行うとともに、地域における他世代との交流の促進を図るため、活き生き活動センター（以下「センター」という。）を設置する。
550	町	千葉県 九十九里町	九十九里町課設置条例	昭和	42	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき九十九里町に次の課を置く。
551	町	千葉県 東庄町	東庄町中小企業資金融資条例	昭和	62	この条例は、中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）に基づき、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証により、金融機関を通じ中小企業者に対する事業資金の融資を行ない、資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

552	町	秋田県 美郷町	美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例	平成	16	都市住民や近隣消費者及び地域内住民の農産物等の地域資源を利用した幅広い交流により都市住民の農業理解度を高めるとともに、消費者等のニーズを直接かつ適確に把握することにより農産物の作付誘導や生産拡大に努め、もって農業及び農村の維持発展を図ることを目的として、美郷町住民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。
553	町	茨城県 阿見町	阿見町廃棄物処理条例	昭和	53	この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく一般廃棄物等の処理に関して、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
554	町	福井県 若狭町	若狭町農村交流研修施設条例	平成	17	農村婦人及び青年等が、農業並びに生活に関する技術の発表、意見交換、農産物加工品の研究・開発等を行うとともに、消費者に果樹等農業生産への関心を深めてもらうために、都市と農村の交流・ふれあいの推進拠点として若狭町農村交流研修施設（以下「農村交流施設」という。）を設置する。
555	町	北海道 羽幌町	羽幌町環境保全条例	平成	18	この条例は、豊かで質の高い環境の保全・活用・継承（以下「環境の保全等」という。）についての基本的な考え方を定め、住民・事業者・団体・観光客・町（以下「住民等」という。）それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、町民が豊かで質の高い環境の恵みを受容するとともに後代に伝え続けることを目的とする。
556	町	北海道 枝幸町	枝幸町畜産総合施設条例	平成	18	本町における家畜の消費流通、資質改善及び向上を図るため、総合施設を設置する。
557	町	奈良県 広陵町	物品購買基金条例	昭和	42	本町の行政体において消費する物品の経費の節減に寄与するため集中購買を行う財源として物品購買基金（以下「基金」という。）を設置する。
558	町	高知県 土佐町	土佐町特定農山村総合支援事業基金条例	平成	12	高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて行う新規作物の導入試験、消費者への産地直接販売体制の整備などの実践的な活動に取り組みため土佐町特定農山村総合支援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。
559	町	栃木県 那須町	那須高原地区構造改善センター設置及び管理に関する条例	平成	6	農村地域の環境施設の整備を図り、農業者相互の理解と、農業者と消費者等との交流活動を促進し、農村地域の活性化を図るため、那須高原地区構造改善センター（以下「構造改善センター」という。）を設置する。
560	町	鳥取県 北栄町	北栄町農業のまちづくり条例	平成	25	この条例は、農業を北栄町（以下「町」という。）の基幹産業と位置づけ、環境の保全に配慮した農業の持続的な振興及び発展を図り、農業のまちづくりを推進することを目的とする。
561	町	奈良県 上牧町	上牧町生活関連物資共同購入資金貸付基金条例	昭和	50	生活関連物資の安定した需給をはかる手段として、消費者団体の特定物資の共同購入の推進を図るための資金の貸付けを円滑にするため、上牧町生活関連物資共同購入資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。
562	町	北海道 別海町	水沼徳一郎基金条例	昭和	59	この条例は、別海町の恒久的な産業の振興発展を期待して寄せられた資金を基金として、別海町の農林業、水産業、商工業等に携わる個人又は団体が、その振興を図る目的をもって行う事業に対し、奨励金を交付するため、水沼徳一郎基金（以下「基金」という。）を設置する。
563	町	岡山県 吉備中央町	吉備中央町ビオーネ集出荷・直売所条例	平成	21	地域農産物等の販売及び農業体験等を通じた交流人口の増加を図るため、体験農園グリーンファームかよう（以下「体験農園」という。）内で安全・安心を求め訪れる消費者と農業を営む生産者が同じ場所で交流を深める拠点施設として、吉備中央町ビオーネ集出荷・直売所（以下「直売所」という。）を設置する。
564	町	青森県 横濱町	横濱町特定農山村活性化基金条例	平成	12	この条例は、横濱町農林業等活性化基盤整備計画に即し、高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて行う新規作物の導入試験、消費者への産地直接販売体制の整備などの実践的なソフト活動の計画的な実施に要する経費の財源に充てるため、横濱町特定農山村活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。
565	町	富山県 朝日町	朝日町農林産物加工施設の設置及び管理に関する条例	平成	16	この条例は、朝日町農林産物加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
566	町	沖縄県 久米島町	久米島美ら海環境基金条例	平成	28	久米島の海の環境保護に係る事業の推進に必要な財源に充てるため、久米島美ら海環境基金（以下「基金」という。）を設置する。
567	町	北海道 中頓別町	中頓別町地域福祉基金条例	平成	3	中頓別町の高齢者等保健福祉に資する事業の財源に充てるため、中頓別町地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。
568	町	群馬県 吉岡町	吉岡町勤労者生活資金融資条例	平成	6	この条例は、町内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的とする。
569	町	栃木県 塩谷町	塩谷町中学校進学奨励金の交付に関する条例	平成	28	この条例は、中学校進学予定の子どもを有する町内世帯へ塩谷町中学校進学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、保護者等が準備経費等の一部として活用することにより、町内に住み続けながら、こどもの健全な育成と子育て支援の推進を図ることを目的とする。
570	町	山梨県 富士川町	富士川町商業振興審議会条例	平成	22	商業発展推進上の諸問題を調査研究するため、富士川町商業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。
571	町	北海道 知内町	知内町施設使用条例	昭和	34	本町有施設を使用するものは、町長の許可を受けなければならない。但し、学校を使用するものは、教育委員会の許可を受けなければならない。
572	町	茨城県 境町	境町商店街近代化策審議会条例	平成	3	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、境町商店街近代化策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
573	町	静岡県 河津町	財政調整基金条例	昭和	50	河津町一般会計財政調整のため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。
574	町	山梨県 早川町	早川町課設置条例	昭和	40	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、早川町に次の課を置く。
575	町	三重県 御浜町	御浜町山村地域振興施設設置条例	平成	11	山村地域の農家などの住民と都市部消費者との交流を通じ、農業、農村への理解を深め、地域農家の農産物の生産や販売意欲を増進して山村地域の農林業などの振興を図るため御浜町山村地域振興施設（以下「山村施設」という。）を設置する。
576	町	京都府 与謝野町	与謝野町生産物特産加工販売施設条例	平成	18	農林産物食品加工等の技術研修を行うとともに、加工食品等の提供及び販売を通して消費者との交流を図り、もって生産者等の所得向上と地域振興に資するため、生産物特産加工販売施設を設置する。
577	町	高知県 越知町	部落簡易水道施設費補助金交付条例	昭和	29	町が行う水道施設は、国県が行う簡易水道施設の及ばざる本町内の適当と認める集落に衛生、防火、労働調整の為に行う部落簡易水道施設の建設、改良に対し此の条例の定める所に依つて補助金を交付する。
578	町	熊本県 多良木町	多良木町山林使用料条例	昭和	31	本町民にして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6の規定に基づき、旧慣により本町有山林を使用するものに対しては、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。
579	町	熊本県 津奈木町	津奈木町課設置条例	平成	30	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。
580	町	広島県 府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例	平成	12	この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、府中町（以下「町」という。）、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。
581	町	岩手県 紫波町	紫波町小売事業者等によるまちづくり推進条例	平成	20	この条例は、小売事業者等の行う経済活動及び地域貢献活動が町の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、小売事業者等がまちづくり活動に積極的に参加し、協力する意識を高め、もって安全で安心なまちづくり及び循環型のまちづくりに寄与することを目的とする。
582	町	宮城県 亘理町	はらこめし推進条例	令和	1	この条例は、「はらこめし」の普及、振興及び伝承を促進するとともに、「はらこめし」を通じて亘理町（以下「町」という。）の地域経済の活性化を図ることを目的とする。
583	町	静岡県 南伊豆町	南伊豆町財政調整基金条例	昭和	45	南伊豆町一般会計財政調整のため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。
584	町	鳥根県 隠岐の島町	隠岐の島町農業振興対策協議会条例	平成	16	隠岐の島町における農業の総合的振興と発展を図るため、隠岐の島町農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。
585	町	鳥根県 美郷町	美郷町経営・生産対策推進会議設置条例	平成	16	経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付12情改B第166号農林水産事務次官依通令）に基づき、女性農業者を中心とする担い手の育成、担い手への農地の利用集積をはじめ、新規就農者の確保・育成、認定・女性・高齢者対策、経営構造対策等を地域の将来展望や地域農業の変革に向けた合意形成を行いながら、一体的・総合的に推進するため、美郷町経営・生産対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
586	町	福岡県 芦屋町	芦屋町商業振興調査研究委員会条例	平成	4	この条例は、芦屋町商業振興調査研究委員会（以下「委員会」という。）の位置、所掌事務、組織、委員及びその運営に関して、必要な事項を定めるものとする。
587	町	大分県 玖珠町	玖珠町立羽田農産物共同販売施設の設置及び管理に関する条例	平成	7	町内の農産物等の展示販売及び農業の浮揚と併せて玖珠町の情報の発信を図ることを目的として那馬日田英彦山園定公園内の立羽田の景を訪れる観光客のために農産物共同販売施設を設置する。
588	町	熊本県 南関町	南関町商工振興活性化審議会条例	平成	3	南関町の商工業の振興発展を促進し、活性化を図るための基本的な事項を調査審議するため、南関町商工振興活性化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

589	町	北海道 余市町	余市町街路灯設置補助金交付条例	昭和	40	この条例は、町内の夜間における交通の安全、保安及び美観の保持を図るため、街路灯を新たに設置し、又は更新する団体、又は個人、及び街路灯を管理し街灯料を支払っている団体、又は個人に対して予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。
590	町	埼玉県 ときがわ町	ときがわ町設置条例	平成	18	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。
591	町	静岡県 東伊豆町	東伊豆町財政調整基金条例	昭和	39	東伊豆町一般会計財政調整のため、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。
592	町	熊本県 あさぎり町	あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例	平成	17	あさぎり町における中心市街地の活性化に関する事項を調査審議するため、あさぎり町中心市街地活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
593	町	北海道 清水町	清水赤十字病院運営資金貸付条例	平成	22	この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関である清水赤十字病院に対し、運営資金の貸付を行うことにより医療体制の強化と良好な運営を図り、もって町民の健康の保持に寄与することを目的とする。
594	町	北海道 本別町	本別町商工活性化センター条例	平成	11	この条例は、本別町商工活性化センターの設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。
595	町	愛知県 東栄町	東栄町特産物加工施設設置及び管理に関する条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、東栄町特産物加工施設(以下「加工施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
596	町	熊本県 小国町	小国町薬味野菜の里小国の設置及び管理に関する条例	平成	30	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、薬味野菜の里小国(以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
597	町	北海道 厚岸町	厚岸町季節労働者生活資金利子補給条例	平成	2	厚岸町は、町内に居住する季節労働者で離職後再就職までの間の生活安定のため、融資機関が生活資金を貸付けた場合に、融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付し、もって当該季節労働者の負担の軽減を図るものとする。
598	町	北海道 厚岸町	厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例	平成	2	厚岸町は、北洋さけ・ます漁船乗組員の生活安定のため、融資機関が生活資金を貸付けた場合に、融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付し、もって当該乗組員の負担軽減を図るものとする。
599	町	群馬県 みなかみ町	みなかみ町労働者生活資金融資条例	平成	17	この条例は、みなかみ町内に居住する労働者又はみなかみ町内の事業所に勤務している労働者の生活に必要な資金を融資することにより、労働者の福祉増進と生活の安定に寄与することを目的とする。
600	町	長野県 池田町	池田町市民農園施設設置及び管理に関する条例	平成	5	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、池田町市民農園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
601	町	山形県 小国町	小国町農林業振興協議会条例	平成	8	農林業の振興に係る計画の策定、変更及びその実施に関し必要な調査・審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、小国町農林業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
602	町	群馬県 邑楽町	邑楽町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例	昭和	40	この条例は、邑楽町の学校給食共同調理場(以下「邑楽町立学校給食センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定める事を目的とする。
603	町	群馬県 邑楽町	邑楽町労働者生活資金融資促進条例	平成	5	この条例は、町内に居住する労働者の生活に必要な資金の融資を促進することにより、労働者の福祉の増進と生活の安定に寄与することを目的とする。
604	町	長野県 箕輪町	箕輪町観光商品開発等支援事業補助金審査会設置条例	令和	3	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町への観光客の誘致及び滞在時間の拡大並びに観光消費額の増加を図るため、町の自然、景観、食、歴史、文化、人とのふれあい等地域の資源を活用した観光商品（以下「観光商品」という。）の開発、広報及び販路拡大に取り組む者に対する補助金の交付に係る審査等を行うため、箕輪町観光商品開発等支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
605	町	長崎県 新上五島町	新上五島町水産振興協議会設置条例	平成	16	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新上五島町水産振興に関する基本的事項を調査協議し、地域沿岸漁場の計画的利用、漁業生産基盤の整備開発及び水産動植物の採捕、漁法技術の開発、漁業近代化施設の整備等各般にわたり水産業の健全な発展を図ることを目的として、新上五島町水産振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
606	町	秋田県 美郷町	美郷町経営・生産対策推進会議設置条例	平成	16	この条例は、経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通達）に基づき、地域が主体となり、農業生産対策と合わせ、認定農業者を中心とする経営体の育成、担い手への農地の利用集積をはじめ、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策、経営構造対策等を一体的かつ総合的に推進し、美郷町農業の発展に寄与することを目的とし、美郷町経営・生産対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
607	町	長野県 辰野町	辰野町高品質堆肥製造施設の設置及び管理に関する条例	平成	11	この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、辰野町高品質堆肥製造施設（以下「堆肥製造施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
608	町	岡山県 矢掛町	矢掛町クリーンハウス設置条例	平成	8	リサイクル活動に関する知識の習得及び実践活動を通じ、消費者の主体性の確立を図るとともに、より快適な生活環境の保全を推進するため、クリーンハウスを設置する。
609	町	北海道 津別町	津別町食品加工研修センター条例	平成	4	地域における農産物を有効に活用し、特色ある食文化の振興を図るため、津別町食品加工研修センター(以下「研修センター」という。)を設置する。
610	町	北海道 奥尻町	青苗魚菜市場管理条例	平成	10	奥尻町における生鮮魚介類生産基地の確立と、漁業経営の安定及び町内魚介類消費の供給を図り、もって本町水産業の発展に寄与するため、青苗魚菜市場（以下「魚菜市場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
611	町	群馬県 下仁田町	下仁田町労働者生活資金融資促進条例	平成	7	この条例は、町内に居住する労働者が生活の安定と向上に必要な資金の融資を促進することにより、もって労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
612	町	栃木県 野木町	野木町平成27年9月関東・東北豪雨被災住宅再建等利子補給金交付条例	平成	27	この条例は、平成27年9月関東・東北豪雨により住宅等に被害を受けた者（以下「被災者」という。）が、被災住宅の再建等のために必要な資金（以下「再建等資金」という。）の借入れを行う場合の初期負担を軽減することにより、被災住宅の再建等を促進することを目的とする。
613	町	山梨県 早川町	早川町山村留学専用住宅の設置及び管理に関する条例	平成	26	この条例は、本町で進めている山村留学制度に基づき、山村留学生世帯の受入れを目的に、本町が設置した早川町山村留学専用住宅(以下「住宅」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
614	町	福岡県 築上町	築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例	平成	18	築上町の農産物に付加価値を高め、農産加工品として生産及び販路の拡大、消費者との交流、情報交換等を行うため、築上町農産物加工処理施設及び展示施設（以下これらを「施設」という。）を設置する。
615	町	北海道 剣淵町	剣淵町農家負債整理促進条例	昭和	42	この条例は、天災その他やむを得ない事由により多額の負債を有する農家であって、積極的にその経済の再建を図ろうとするものに対して、必要な助成等の措置を講ずることにより、その負債の整理を促進し、もって農家経済の安定に資することを目的とする。
616	町	北海道 鹿追町	鹿追町の環境についての基本的なきまり条例	平成	16	この条例(以下「きまり」という。)は、私たち町民が豊かな自然から平等に与えられる恵みを受け、次の世代に受け継いでいくために基本的な考え方を示し、町民、事業者、そして町の義務と責任を明らかにし、環境を守り育てる計画を進め、現在そして将来の町民の健康で文化的な生活を確保することに役立てることを目的とします。
617	町	群馬県 下仁田町	下仁田町産業振興審議会条例	昭和	55	農薬、林業、商業、工業、観光その他の産業に関する重要な施策を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき下仁田町産業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
618	町	福井県 越前町	越前町農林水産物等流通促進施設条例	平成	17	新山村振興等農林漁業特別対策事業により、本町の有する農林水産物等の販売を通して農業振興を助長するとともに、都市農村交流の拠点として農林業の活性化を図ることを目的とし、越前町農林水産物等流通促進施設(以下「施設」という。)を設置する。
619	町	大阪府 河南町	河南町立学校校舎等の使用に関する条例	昭和	53	この条例は、町立各学校の教室、屋内運動場、屋外運動場及び水泳プール等の施設（以下「施設」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。
620	町	福岡県 水巻町	水巻町工場誘致条例	昭和	39	この条例は水巻町内における工場の新設および増設を積極的に奨励し、本町産業の振興と雇用の増大をはかり、もって町民の福祉を増進することを目的とする。
621	町	佐賀県 有田町	有田町農林事業等分担金徴収条例	平成	18	この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により分担金を徴収する場合における分担金の賦課基準その他分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
622	町	北海道 幌延町	(旧)幌延町商業振興店舗近代化促進条例	平成	15	この条例は、幌延町において、店舗を近代化する小売業、飲食業及びその他の業（以下「小売業等」という。）を営む者に対し必要な補助を行うことにより、消費者の利便性向上と商業の振興を図ることを目的とする。
623	町	北海道 白糠町	白糠町学校林設定条例	昭和	32	この条例は、白糠町において学校林を設定する場合、必要な事項を定めることを目的とする。

624	町	青森県 三戸町	三戸町農林産物直売施設等条例	平成	23	この条例は、三戸町農林産物直売施設及び三戸町農林産物直売研修施設(以下「施設等」という。)を設置することにより、町の農林産物等を観光客等に直接展示販売し、消費者と農林家の交流を推進するとともに、農林産物加工品の開発、販売促進及び町の活性化に関する研究を通じて農林家の所得向上及び町の活性化を図ることを目的とする。
625	町	埼玉県 皆野町	皆野町転作研修センター設置及び管理に関する条例	昭和	55	この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき皆野町転作研修センターの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。
626	町	宮城県 門川町	門川町課設置条例	平成	19	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、課(室を含む。以下同じ。)の設置及び分掌事務を定めることを目的とする。
627	町	北海道 横丹町	横丹町公共建造物使用料徴収条例	昭和	33	横丹町公共建造物(以下「建造物」という。)の管理及び使用については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
628	町	岡山県 鏡野町	鏡野町物産館条例	平成	17	豊かで活力ある産業のまちづくりを推進するための拠点として、農林業の振興に資するため鏡野町物産館(以下「物産館」という。)を設置する。
629	町	北海道 広尾町	広尾町有林野の産物売払条例	昭和	29	広尾町有林野の産物の売払いについては特別の規定あるほか、この条例の定めるところによる。
630	町	愛知県 美浜町	美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例	令和	1	この条例は、美浜町における小形風力発電設備の設置及び運用に関し事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、環境の保全及び景観形成並びに地域の安全及び住民の健康な生活を確保することを目的とする。
631	町	兵庫県 佐用町	佐用町附属機関設置条例	平成	24	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
632	町	広島県 府中町	府中町立学校施設の使用に関する条例	平成	12	この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定に基づき、府中町立の学校施設(運動場、講堂及び体育館並びにこれらに附属する施設設備をいう。以下同じ。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
633	町	宮城県 南三陸町	南三陸町地方卸売市場条例	平成	17	生鮮食品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって町民の消費生活の安定に資するため、地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項に規定する地方卸売市場をいう。)(以下「市場」という。)を設置する。
634	町	鳥取県 湯梨浜町	湯梨浜町とまり海鮮パーベキューハウスの設置及び管理に関する条例	平成	16	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、町の活性化と地元産品の振興を図るため、湯梨浜町とまり海鮮パーベキューハウス(以下「パーベキューハウス」という。)を設置する。
635	町	広島県 府中町	府中町立体育場の設置及び管理条例	平成	12	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、府中町立体育場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
636	町	香川県 三木町	三木町放課後児童クラブ条例	平成	18	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の7の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を実施するため、三木町放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。
637	町	岡山県 美咲町	美咲町物産センター設置及び管理に関する条例	平成	18	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、町内で生産される生産物等の販売を通じ消費者との交流を図るとともに、生産者の所得向上と地域振興を図るため、美咲町物産センター(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。
638	町	千葉県 大多喜町	大多喜町行政組織条例	平成	16	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を置く。
639	町	神奈川県 大磯町	大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例	平成	26	この条例は、大磯町(以下「町」という。)における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進について基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。
640	町	大阪府 豊能町	豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例	昭和	50	町立学校等屋内運動場及び施設設備(以下「設備」という。)の使用については、法令に定めのあるもののほかこの条例の定めるところによる。
641	町	青森県 南部町	南部町いちようホール条例	令和	3	町民の生活文化の向上及び地域コミュニケーションの充実を図るため、地域交流の拠点施設として、南部町いちようホール(以下「いちようホール」という。)を設置する。
642	町	栃木県 益子町	益子町民会館設置及び管理に関する条例	昭和	62	この条例は、益子町民会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
643	町	千葉県 多古町	多古町コミュニティプラザ使用料条例	平成	4	多古町コミュニティプラザ(以下「コミュニティプラザ」という。)の施設を使用しようとするものは、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。
644	町	広島県 府中町	府中町生涯学習センター条例	平成	19	町民の生涯にわたる学習、文化及びスポーツ活動の振興を図り、もって生活文化の向上及び健康の増進に資するため、府中町生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。
645	町	北海道 斜里町	斜里町公害防止資金貸付条例	昭和	48	この条例は、主として中小企業者に公害の発生を防止するため、必要な資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うことにより住民生活の環境の保全を図ることを目的とする。
646	町	北海道 知内町	しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例	平成	30	この条例は、本町における産業担い手の確保と育成を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、しりうち地域産業担い手センター(以下「担い手センター」という。)を設置し、その適正な管理と効果的利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
647	町	栃木県 芳賀町	芳賀町民会館設置及び管理に関する条例	平成	3	この条例は、町民会館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
648	町	千葉県 芝山町	芝山町農産物直売所の設置及び管理に関する条例	平成	20	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、芝山町農産物直売所及び空港南側農産物直売所(以下「農産物直売所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
649	町	広島県 府中町	府中町立公民館の設置及び管理条例	平成	12	この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、府中町立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。
650	町	福岡県 志免町	志免町課設置条例	平成	23	地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、志免町に次の課を置く。
651	町	鹿児島県 知名町	知名町公園管理条例	平成	18	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、知名町が設置する公園(以下「公園」という。)の管理について必要な事項を定め、公共の福祉の増進と景勝地等の保護活用を図ることを目的とする。
652	町	北海道 岩内町	非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	44	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定により、別に定めるものを除くほか、非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
653	町	北海道 むかわ町	むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例	平成	19	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、むかわ町情報通信施設(以下「施設」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。
654	町	島根県 隠岐の島町	隠岐の島町農村環境改善センター設置及び管理条例	平成	16	隠岐の島町における農業及び農村の健全な発展を期するため、農業経営及び農家生活の改善及び合理化並びに農業者等農村に在居者の健康増進、地域連帯感の増進等農村の環境整備を組織的に推進するための多目的な機能を有する総合施設として、農村環境改善センターを設置する。
655	町	鳥取県 南部町	南部町賀野地域交流拠点施設条例	平成	30	地域住民の連帯意識を高め、多様な交流を促進し、生涯活躍のまちの発展に寄与するため、南部町賀野地域交流拠点施設(以下「施設」という。)を設置する。
656	町	岡山県 吉備中央町	吉備中央町地域特産物総合交流促進施設条例	平成	16	農林業の振興と豊かで活力あるまちづくりの推進に資するため、生鮮農産物及び地域特産物の販売、加工体験学習、食材供給等の機能を有する地域特産物総合交流促進施設を設置する。
657	町	熊本県 南関町	南関町ふるさとセンター設置及び管理に関する条例	平成	1	この条例は、南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを、目的とする。
658	町	岐阜県 笠松町	笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
659	町	京都府 与謝野町	与謝野町有線テレビ放送等施設条例	平成	18	町の防災に関する事項及び行政全般の運営に関する事項並びに住民に必要な生活情報を的確かつ迅速に提供することによって、新しい情報化社会に適切した明るく住みよい豊かな活力あるまちを建設し、住民福祉の向上に資するため、有線テレビ放送等施設を設置する。
660	町	熊本県 玉東町	玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

661	町	宮城県 柴田町	町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例	平成	18	町長及び副町長の給与は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)に係るものに限り、柴田町長等の給与及び費支給条例(昭和31年柴田町条例第9号。以下「特別職給与等条例」という。)第2条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1町長及び副町長の項に掲げる月額(以下「この条において「基礎額」という。)から基礎額に100分の25を乗じて得た額を減じて支給する。ただし、町長及び副町長の手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、基礎額とする。 2 町長及び副町長の期末手当基礎額は、特例期間に係るものに限り、特別職給与等条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項中「給料月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるは「基礎額」とする。
662	町	大阪府 河南町	美しい河南町基本条例	平成	26	この条例は、環境保全及び景観形成について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境保全及び景観形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において、虫等が生息できる美しい河南町の形成に寄与することを目的とする。
663	町	宮城県 木城町	木城町手数料徴収条例	平成	12	地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
664	町	北海道 厚真町	厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例	令和	2	この条例は、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境の保全を図ることを目的とする。
665	町	北海道 厚岸町	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	平成	23	高度情報化社会に対応した町民の豊かで安心な生活の形成と福祉の向上に資するため、厚岸町情報通信基盤施設(以下「厚岸情報ネットワーク」という。)を設置する。
666	町	高知県 本山町	本山町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	平成	23	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、本山町と土佐町が共同で整備した地域情報通信基盤施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
667	町	高知県 土佐町	土佐町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	平成	23	この条例は、情報が暮らしに生きるまちづくりを推進するために、地域情報の高度化と情報ネットワークの構築を図ることを目的とし、土佐町と本山町が共同で整備した情報通信基盤施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
668	町	熊本県 あさぎり町	あさぎり町町有林管理条例	平成	15	この条例は、あさぎり町の基本財産たる森林(以下「町有林」という。)の保護培養及び森林生産力の増進並びにその経営管理の円滑を図ることを目的とする。
669	町	北海道 七飯町	七飯町身体障害者更生医療及び補装具費用徴収条例	平成	12	この条例は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第38条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第56条に規定する費用の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
670	町	北海道 浜中町	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	令和	2	この条例は、豊かな自然環境及び安心安全な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
671	町	静岡県 函南町	函南町廃棄物の処理及び減量に関する条例	平成	7	この条例は、函南町(以下「町」という。)が行う廃棄物の処理及び減量に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
672	町	福井県 おおい町	おおい町ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例	平成	18	情報が暮らしに生きるまちづくりを推進するため、地域情報の高度化と情報ネットワークの構築を図ることを目的とし、おおい町ケーブルネットワーク施設(以下「ネットワーク施設」という。)を設置する。
673	町	兵庫県 猪名川町	猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例	平成	3	町民の文化の高揚及びスポーツの振興を図り、もって情操豊かな人づくりと健全な心身の育成に寄与することを目的として、猪名川町文化体育館(以下「文化体育館」という。)を設置する。
674	町	広島県 府中町	安芸府中商工センター設置及び管理条例	平成	17	府中町の商工業の振興とコミュニティ活動の推進を図るため、安芸府中商工センター(以下「商工センター」という。)を設置する。
675	町	宮城県 新富町	新富町手数料徴収条例	平成	12	地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
676	町	鳥取県 岩美町	岩美町障害児者地域生活支援手数料の徴収に関する条例	平成	18	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、町が障害児者の地域生活支援のために行う事業によるサービス(以下「サービス」という。)を提供した場合における利用者の費用負担(以下「手数料」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
677	町	宮城県 門川町	門川町手数料徴収条例	平成	12	地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
678	町	埼玉県 ときがわ町	ときがわ町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、ときがわ町の会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
679	町	沖縄県 久米島町	久米島町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	平成	17	この条例は、事業者、町民及び町が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再利用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。
680	町	宮城県 柴田町	特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	昭和	31	特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の非常勤職員」という。)の報酬は、別表第1から別表第3までのとおりとする。
681	町	熊本県 南小国町	パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
682	町	山形県 金山町	金山町自律のまちづくり基本条例	平成	18	この条例は、金山町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。
683	町	群馬県 大泉町	大泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
684	町	山形県 川西町	川西町体育施設条例	平成	2	この条例は、体育の普及振興を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与するため、川西町体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。
685	町	北海道 清水町	清水町水道事業給水条例	平成	10	この条例は、清水町水道事業の給水についての料金及び給水装置の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。
686	町	岐阜県 大野町	大野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
687	町	愛媛県 内子町	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
688	町	高知県 中土佐町	中土佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
689	町	兵庫県 猪名川町	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和	1	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
690	町	福島県 鏡石町	鏡石町上水道事業給水条例	昭和	42	この条例は、鏡石町上水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。
691	町	北海道 古平町	一般職の職員の給与に関する条例	昭和	26	この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。
692	村	沖縄県 読谷村	読谷村中規模小売商業活動の調整に関する条例	平成	1	この条例は、中規模小売商業店舗の出店に際し、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中規模小売商業店舗の事業活動を調整することにより、中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、商業の円滑な発達を図りもって村民生活の健全な向上に資することを目的とする。

693	村	長野県 青木村	青木村中型店の小売商業活動の調整に関する条例	昭和	58	この条例は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中型小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって村民生活の健全なる発展に資することを目的とする。
694	村	京都府 南山城村	南山城村農産物直売所設置条例	平成	15	本村で生産される安全・安心な農産物や加工品などを販売し、消費者に提供すると共に、交流の場づくりを進め、地域の農林業の発展と活性化に寄与することを目的に、農産物直売所(以下「施設」という。)を設置する。
695	村	長野県 喬木村	喬木村農村交流研修センター設置条例	平成	3	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、喬木村農村交流研修センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
696	村	長野県 阿智村	阿智村有機活用農業推進条例	平成	17	この条例は、「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な発展の村づくり」を基本理念として、有機活用農業推進に必要な事項を定めるとともに、村民が、完熟堆肥利用で作物を健康にのびのびと育て、農産物作りを通じ、農業振興と健康で豊かな生活を確立することを目的とする。
697	村	北海道 留寿都村	留寿都村農水産物直売・食材供給施設設置条例	平成	15	地域農畜産物の直売と情報発信を行うことにより生産者と消費者の交流及び消費者のニーズの把握を行い、留寿都村における農業及び農村の活性化を図るため、留寿都村農水産物直売・食材供給施設(以下「農水産物直売所」という。)を設置する。
698	村	沖縄県 伊江村	伊江村船舶運航事業条例	昭和	47	本村船舶運航事業(以下「この事業」という。)は旅客及び自動車並びに貨物の輸送を迅速、円滑に行い、産業経済、教育文化の興隆を促進し、村民福祉の増進と併せて、社会一般の便益に資することをもって経営の目的とする。
699	村	長野県 阿智村	混合地区村有林等使用料徴収条例	平成	17	この条例は、阿智村混合地区村有林等の使用料徴収について、必要な事項を定めるものとする。
700	村	長野県 天龍村	天龍村岡本農産物加工施設設置及び管理運営に関する条例	平成	1	この条例は、特定地域農業振興総合対策事業により、天龍村岡本農産物加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
701	村	長野県 青木村	青木村小売商業活動審議会条例	昭和	58	小売商業活動等に関して調査審議するため、青木村小売商業活動審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
702	村	千葉県 長生村	長生村農産物直売施設設置及び管理に関する条例	昭和	63	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により長生村農産物直売施設(以下「直売施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
703	村	長野県 阿智村	阿智村堆肥センター設置条例	平成	17	この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、阿智村堆肥センター設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
704	村	沖縄県 伊江村	伊江村農産物集出荷センター施設設置及び管理条例	平成	18	村は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、本村の農家経営の安定、生産の拡大及び農産物消費市場の需要の動向に十分配慮し活力ある農村社会をめざすため、伊江村集出荷センター(以下「集出荷センター」という。)を設置する。
705	村	沖縄県 伊江村	伊江村家畜市場設置及び管理条例	平成	18	村は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、本村畜産物の安定的供給を推進し、もって畜産農家の生活安定向上を図り、生産の拡大及び畜産物消費市場の需要の動向に十分配慮し活力ある農村社会を目指すため、伊江村家畜市場(以下「家畜市場」という。)を設置する。
706	村	熊本県 相良村	相良村経営・生産対策推進会議条例	平成	12	第1条 相良村農業の持続的な発展と、農業振興の施策を総合的に策定し、実施するため、相良村経営・生産対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
707	村	群馬県 南牧村	南牧村勤労者生活資金融資促進条例	平成	8	第1条 この条例は、村内に居住する勤労者が生活の安定と向上に必要な資金の融資を促進することにより、もって勤労者の福祉の増進を図ることを目的とする。
708	村	愛知県 豊根村	富山農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	平成	17	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、富山農産物加工施設(以下「施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
709	村	沖縄県 伊江村	伊江村課設置条例	平成	28	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、村長の権限に属する内部組織として、課及び室(以下「課等」という。)の設置及びその分掌する事務について定めるものとする。
710	村	沖縄県 国頭村	やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設の設置及び管理に関する条例	平成	29	第1条 国頭村は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、やんばる東海岸への誘客促進による交流人口の増加、体験プログラムの消費による地域経済の活性化、若年層の雇用機会の創出を図ることなど、やんばる東海岸の産業振興を図ることを目的に、海上レクリエーション施設、観光型定置網漁体験船及び観光型定置網かなるやんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設(以下「拠点施設」という。)を設置する。
711	村	東京都 青ヶ島村	青ヶ島村物流センター運営管理条例	昭和	55	第1条 村民の消費生活の改善に寄与し、水産業振興及び島内生産品の需給率の向上を図るための物流拠点施設として、物流センター及び自動製氷棟(以下「センター」という。)を設置する。
712	村	和歌山県 北山村	北山村情報システム施設の設置及び管理に関する条例	昭和	63	第1条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき北山村情報システム施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
713	村	長野県 平谷村	平谷村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年4月1日条例第1号)	昭和	42	第1条 特別職の職員で非常勤の者(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表のとおりとする。
714	村	沖縄県 南大東村	南大東村課設置条例	平成	8	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。
715	村	奈良県 山添村	山添村農業総合管理施設設置条例	平成	7	第1条 自立安定農業を確立するため、消費者ニーズに対応する農産物の生産、加工、流通等の情報基地、並びに農業者の健康増進の拠点として、次の施設を設置する。
716	村	熊本県 南阿蘇村	南阿蘇村池の窪ふれあい交流施設設置条例	平成	17	第1条 施設内レクリエーションの発展的利用を促進するとともに、農畜産業の振興を図るため、都市農村交流拠点として、南阿蘇村池の窪ふれあい交流施設(以下「交流施設」という。)を設置する。
717	村	山形県 戸沢村	戸沢村農村環境保全条例	平成	30	第1条 この条例は、農村環境の保全について基本理念を定め、村民、事業者及び村の責務を明らかにするとともに、農村環境の保全に関する施策(以下「農村環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、農村環境施策を総合かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来にわたり、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。
718	村	沖縄県 東村	東村議会委員会条例	平成	20	第1条 議会に常任委員会を置く。
719	村	沖縄県 伊平屋村	伊平屋村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	平成	17	第1条 この条例は、事業者、村民及び村が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再利用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって村における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。
720	村	奈良県 上北山村	上北山村簡易水道給水条例	昭和	35	第1条 この条例は、本村簡易水道の給水について料金、給水装置工事の費用負担、給水の適正を保持するために、必要な事項等を定めることを目的とする。
721	村	長野県 富田村	富田村地下水保全条例	平成	29	第1条 この条例は、豊かで清浄な地下水に恵まれた富田村の住民等が、農業、観光その他の産業等にもたらす地下水の恵沢を将来にわたって享受し得るようにするために、村、住民等及び採取者が地下水の保全とかん養及び適正な利用(以下「地下水の保全等」という。)を図るとともに、富田村環境保全条例(平成13年富田村条例第1号)とあわせて富田村の区域及びその下流域の地下水に影響を及ぼす事業活動の開始及び運営についてその地理的特殊性に基づく必要な規制を行うことにより、水道水源をはじめ大切な水資源を保全し、あわせて地下水の枯渇や地盤沈下を防止し、もって住民等の健康と安心して住み続けられる生活環境の確保、住民福祉及び下流域を含む水資源の社会的評価の維持・増進に寄与することを目的とする。
722	村	北海道 赤井川村	職員の給与に関する条例	昭和	57	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
723	市	岐阜県 多治見市	東濃西部広域行政事務組合分担金条例	平成	11	この条例は、東濃西部広域行政事務組合規約(昭和47年岐阜県指令第776号)第15条第2項の規定に基づき、分担金の分賦に関し、必要な事項を定めるものとする。
724	市	千葉県 我孫子市	我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例	昭和	56	この条例は、人間生活と自然の調和ある営みを守り、手賀沼及び生活環境の汚染の原因といわれ、人体への影響も懸念されている合成洗剤を、市民の理解と協力のもとに石けんに切り替え、石けん利用を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、我孫子市石けん利用推進対策審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その運営の基本を定めることを目的とする。
725	市	東京都 町田市	町田市産業振興基本条例	平成	20	この条例は、町田市(以下「市」という。)の産業振興に係る基本方針を示すとともに、市、経済関係団体、事業者及び市民の責務を定めることにより、産業振興に係る施策を推進し、もって魅力と活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。
726	町	埼玉県 嵐山町	嵐山町総合農政推進審議会条例	平成	6	町の農林業の振興と農村地域の健全な発展を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嵐山町総合農政推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。